

令和6年度成年後見制度に関する実態調査結果  
報告書

## 《 も く じ 》

I 調査の概要	1
II 新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果	4
III 成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果	18
IV 社協における法人後見事業に関する実態調査の結果	42
V NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果	56

---

---

# I 調査の概要

---

---

# 調査の概要

## 1 目的

新潟県内における成年後見制度にかかる実態把握

## 2 実施主体

- ・社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- ・新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係 及び 障害福祉課在宅支援係

## 3 調査の種類及び対象

### (1)新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査

対 象	新潟家庭裁判所
実施方法	郵送による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

### (2)成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

### (3)社協における法人後見事業に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村社会福祉協議会
実施方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

### (4)NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査

対 象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有する法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、行政書士法人は除く。)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	14
回収数	13

#### 4 調査時点

令和6年5月1日(※但し、時点指定されている設問を除く。)

#### 5 調査期間

令和6年5月1日～5月31日

---

---

Ⅱ

新潟県における成年後見関係事件  
に関する実態調査の結果

---

---

## 新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果

### 【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
回答対象期間	令和5年1月から12月の数値
調査方法	郵送による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

- ※ 本年度調査以前の数値は過去に新潟県社会福祉協議会が実施した調査結果を引用。
- ※ 本調査結果(数値)は全て概数である。
- ※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

### 【定義】

成年後見人等	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

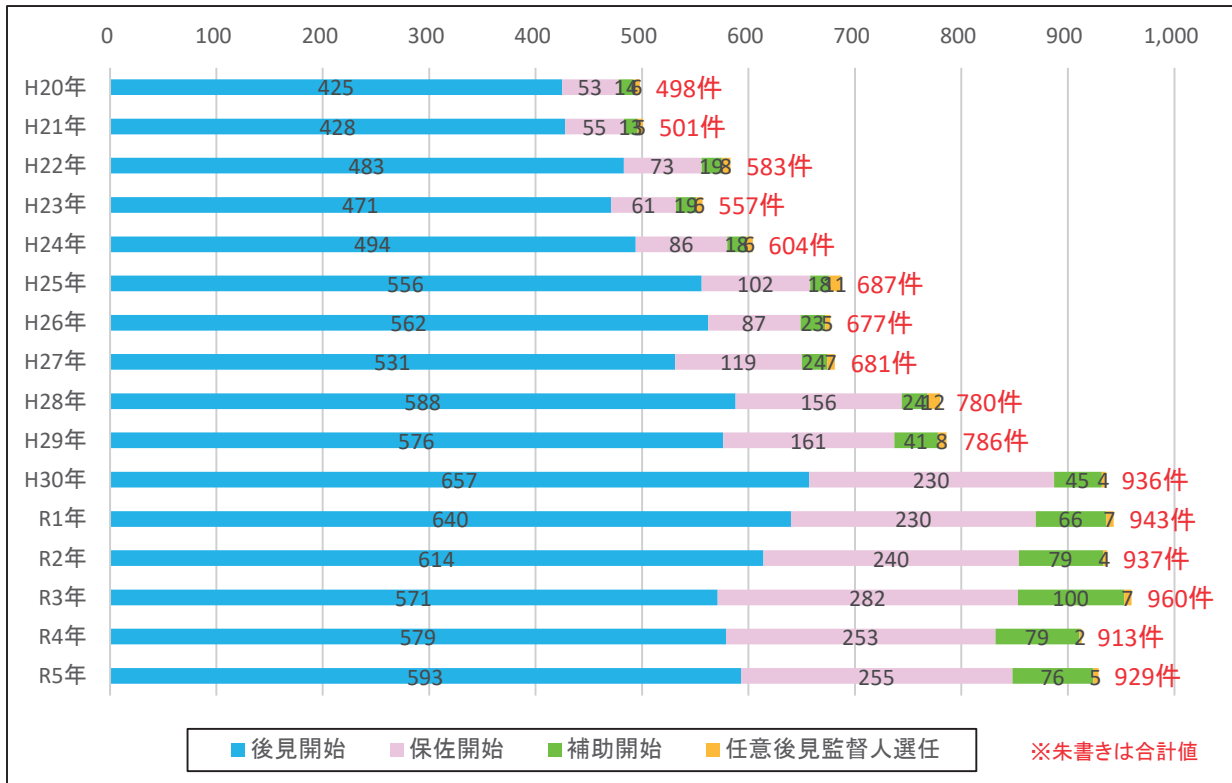
### 【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

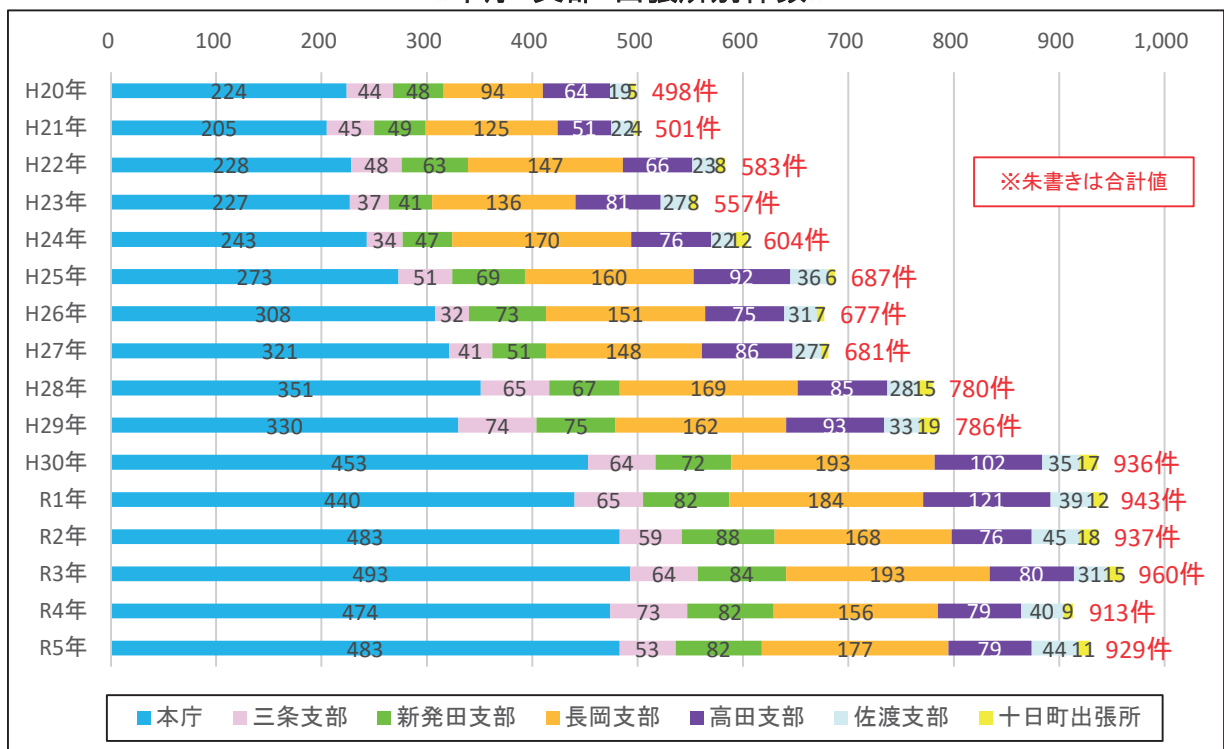
# 1 成年後見関係事件の申立件数

※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- 令和5年の成年後見関係事件の申立件数は929件。(前年比16件増)
- 類型別では、後見開始593件(前年比14件増)、保佐開始255件(前年比2件増)、補助開始76件(前年比3件減)、任意後見監督人選任5件(前年比3件増)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁483件(前年比9件増)、長岡支部177件(前年比21件増)、新発田支部82件(前年比増減なし)の順に多くなっている。



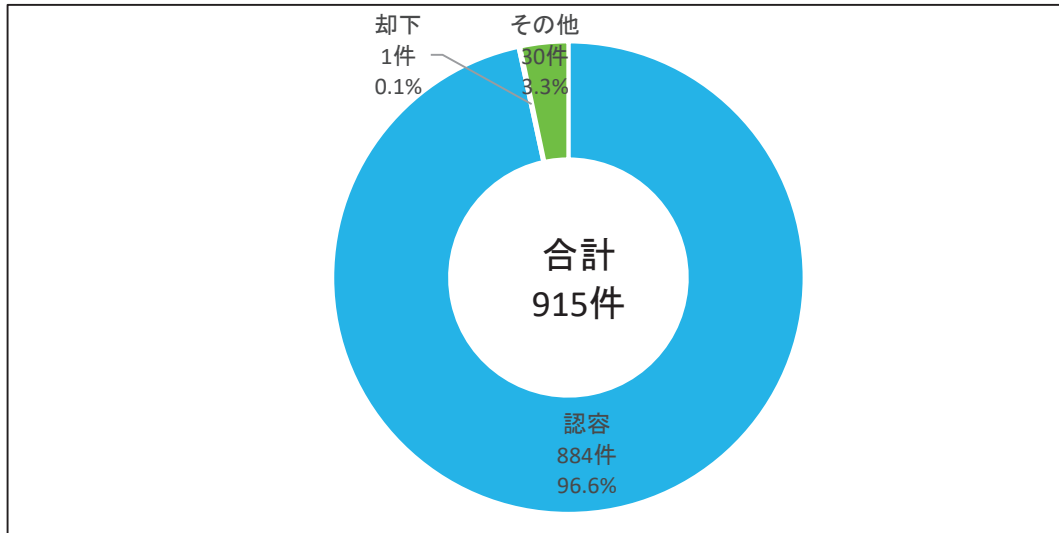
## 《本庁・支部・出張所別件数》



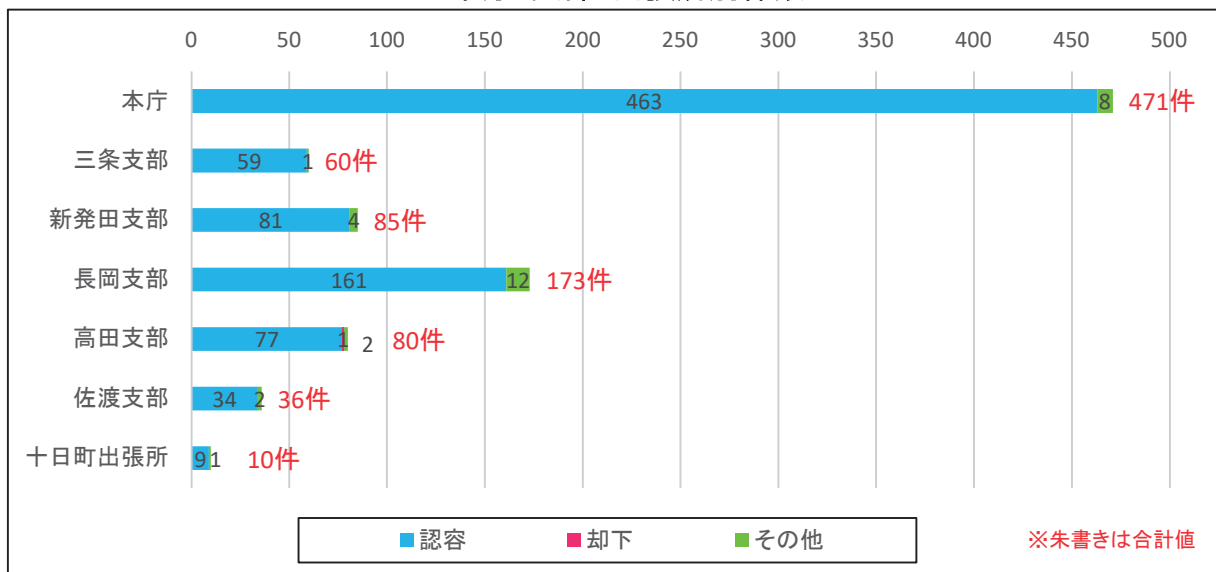


## 2 終局区分別件数

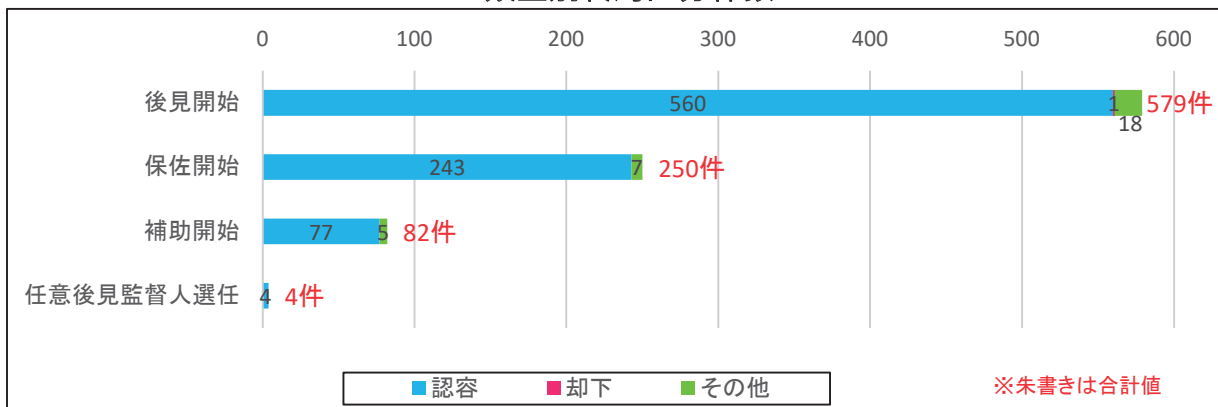
- 令和5年の成年後見関係事件の終局事件数は915件で、その内訳は「認容」884件(96.6%)、「却下」1件(0.1%)、「その他」30件(3.3%)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁471件(認容463件、その他8件)、長岡支部173件(認容161件、その他12件)、新発田支部85件(認容81件、その他4件)の順に多くなっている。
- 類型別にみると、「後見開始」が579件(認容560件、却下1件、その他18件)、「保佐開始」が250件(認容243件、その他7件)、「補助開始」が82件(認容77件、その他5件)、「任意後見監督人選任」が4件(認容4件)となっている。



### 《本庁・支部・出張所別件数》

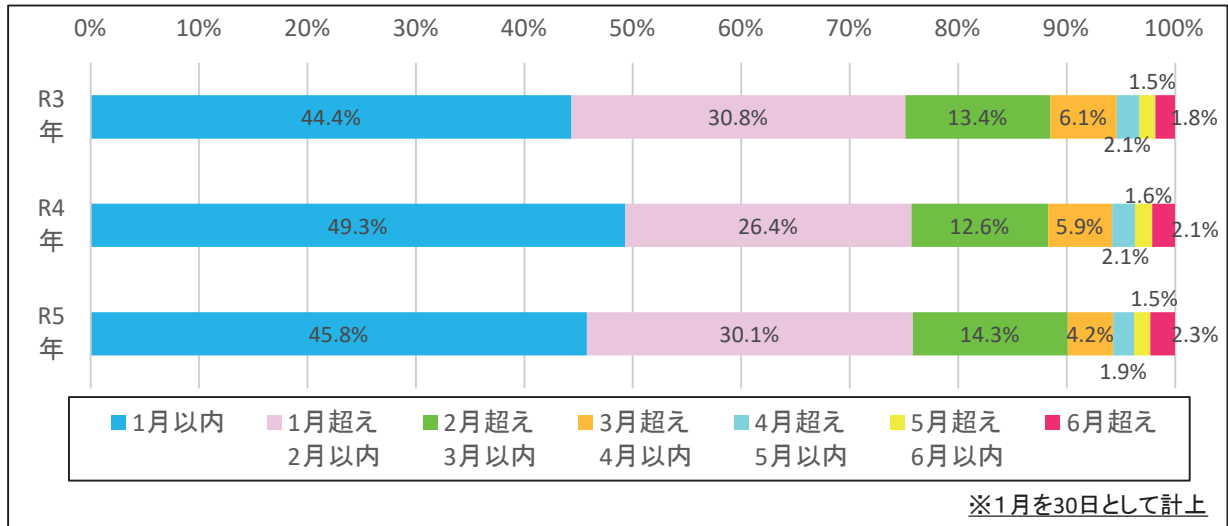


### 《類型別終局区分別件数》



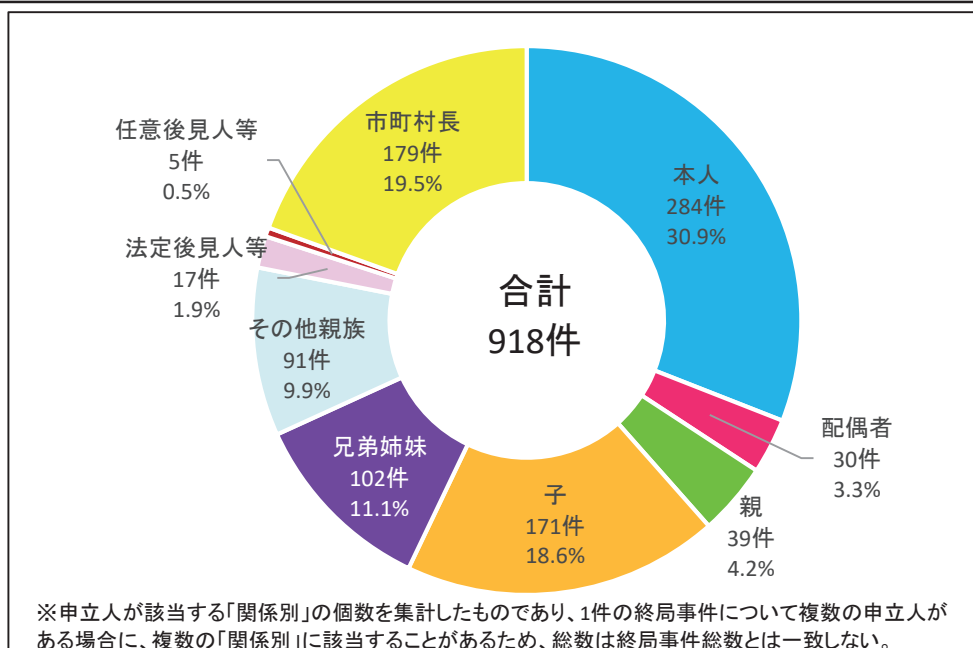
### 3 審理期間

- 令和5年の終局事件数に対する審理期間は、「1月以内」45.8%(前年比3.5ポイント減)、「1月超え2月以内」30.1%(前年比3.7ポイント増)、「2月超え3月以内」14.3%(前年比1.7ポイント増)、「3月超え4月以内」4.2%(前年比1.7ポイント減)、「4月超え5月以内」1.9%(前年比0.2ポイント減)、「5月超え6月以内」1.5%(前年比0.1ポイント減)、「6月超え」2.3%(前年比0.2ポイント増)となっている。

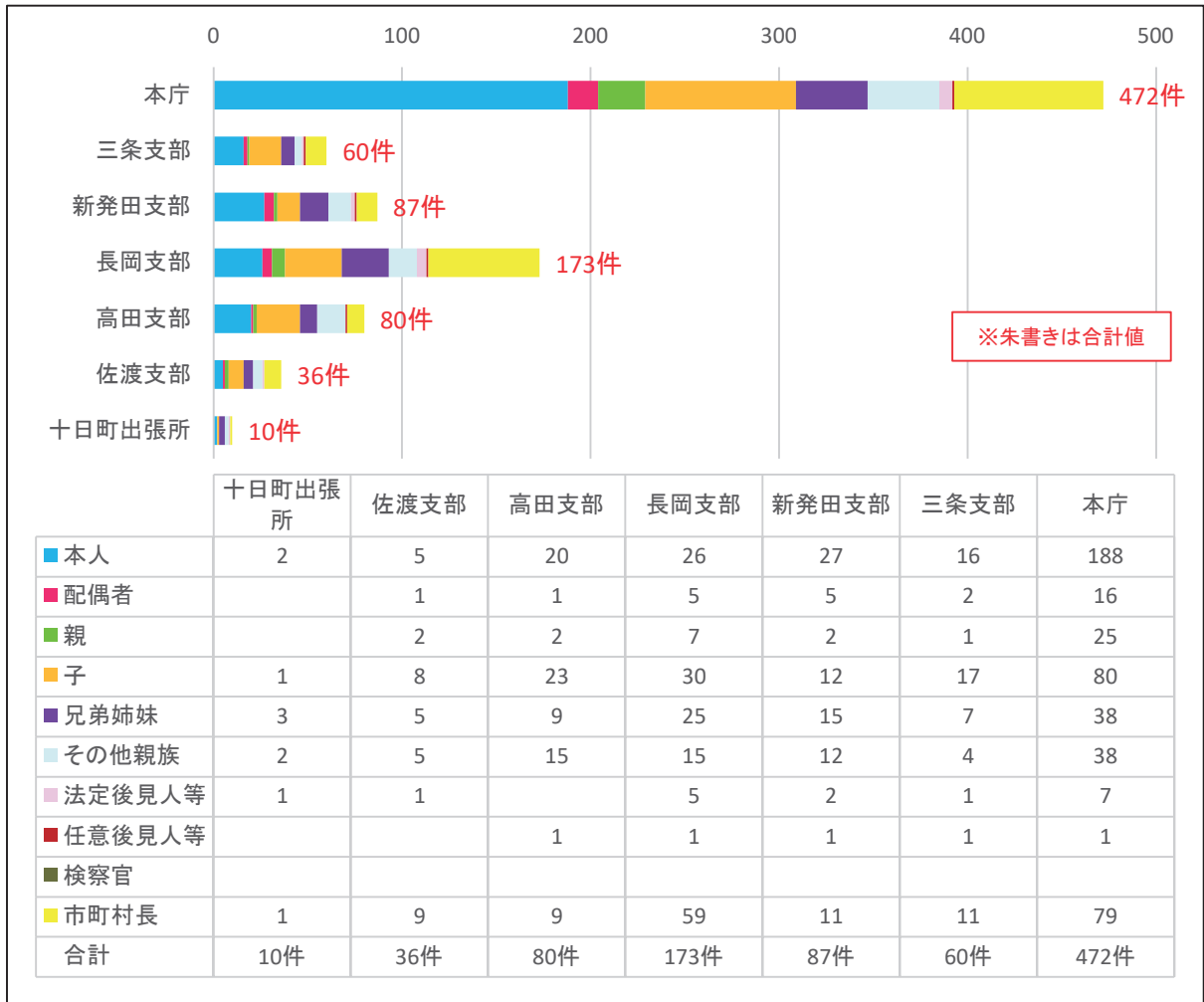


### 4 申立人の属性

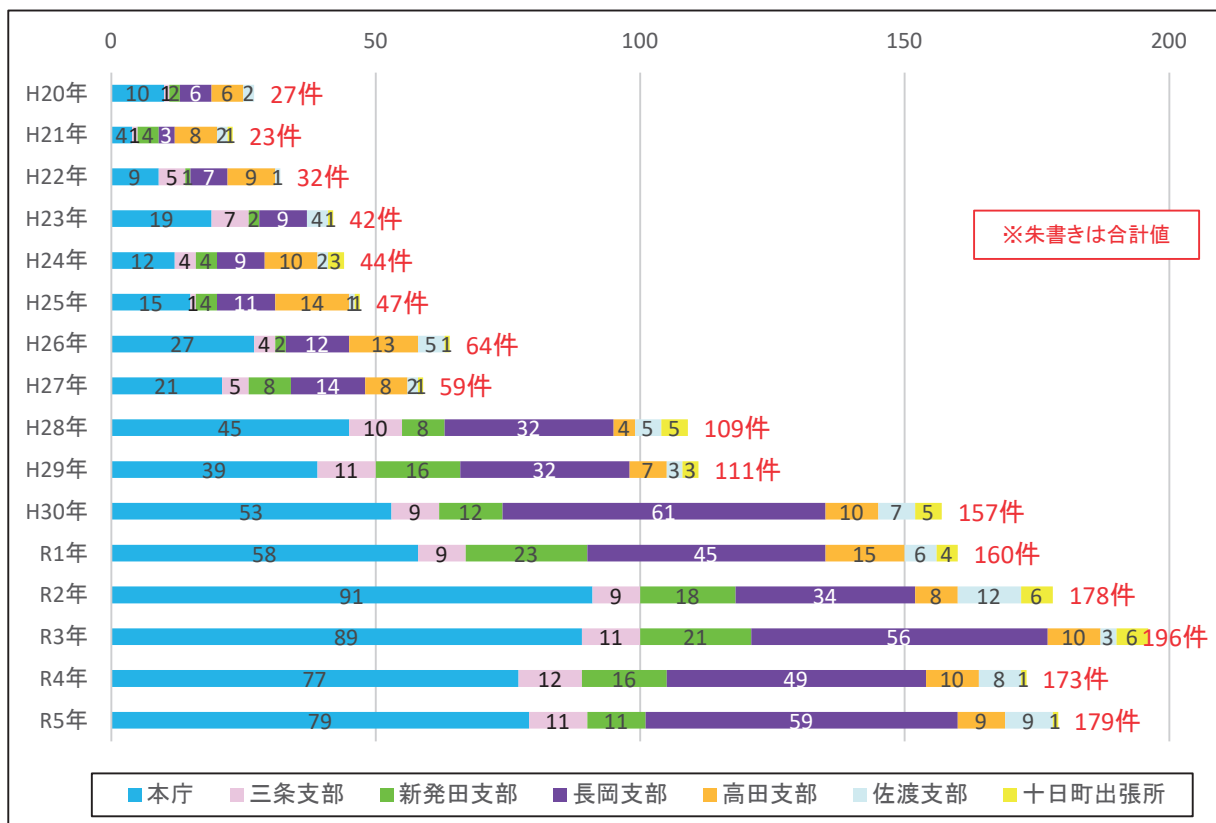
- 申立人と本人との関係は、「本人」が284件(30.9%)と最も多く、次いで「市町村長」179件(19.5%)、「子」171件(18.6%)、「兄弟姉妹」102件(11.1%)、「その他親族」91件(9.9%)、「親」39件(4.2%)、「配偶者」30件(3.3%)、「法定後見人等」17件(1.9%)、「任意後見人等」5件(0.5%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁及び新発田支部は「本人」が最も多く、三条支部及び高田支部は「子」、長岡支部及び佐渡支部は「市町村長」、十日町出張所は「兄弟姉妹」が最も多くなっている。
- 近年、申立件数が増加傾向にある「市町村長」は、令和5年は179件(前年比6件増)であった。



### 《本庁・支部・出張所別件数》



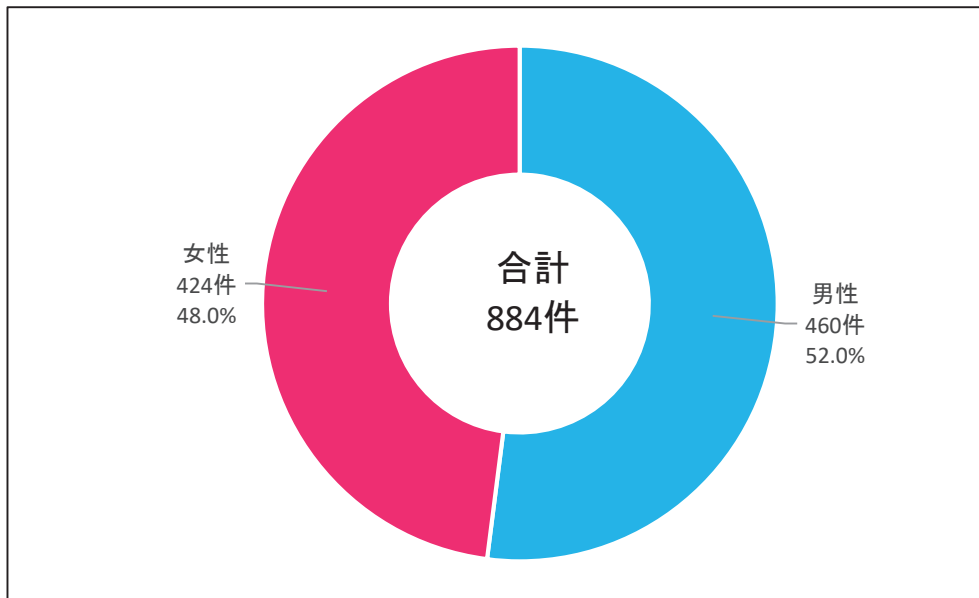
### 《本庁・支部・出張所別市町村長申立件数の推移》



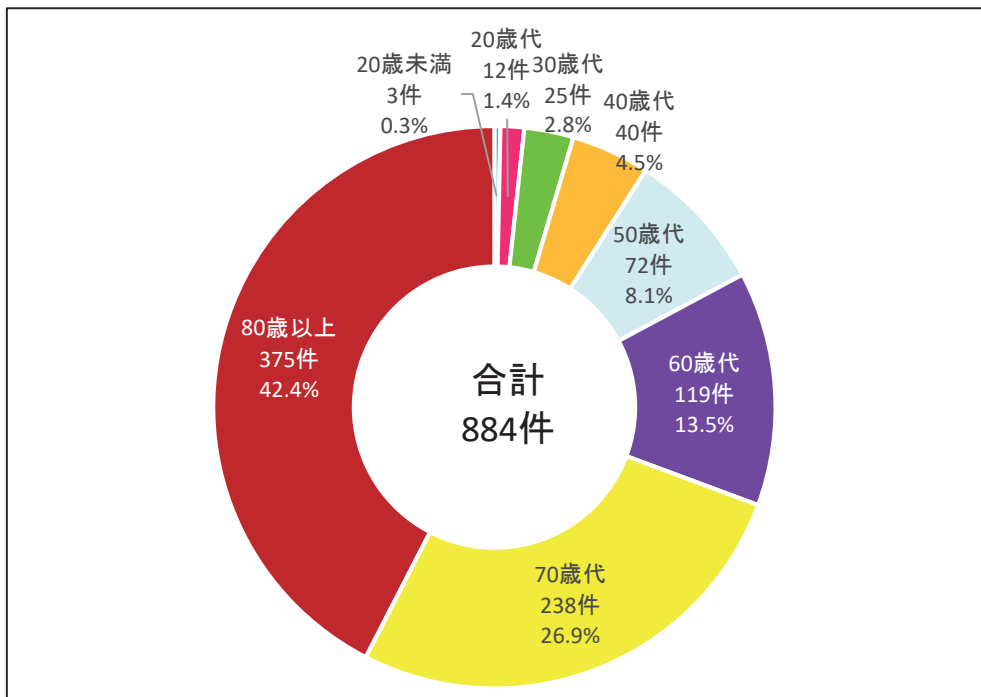
## 5 本人の性別・年齢

- 認容で終局した事件のうち、本人の男女別件数は男性460件(52.0%)、女性424件(48.0%)である。
- 本人の年齢別件数は、「80歳以上」が375件(42.4%)と最も多く、次いで「70歳代」238件(26.9%)、「60歳代」119件(13.5%)の順となっている。一方、最も少ないのは「20歳未満」で3件(0.3%)である。
- 本人の男女別・年齢別割合をみると、「80歳以上」のみ女性の方が多く、その他の年代では男性の方が多くなっている。

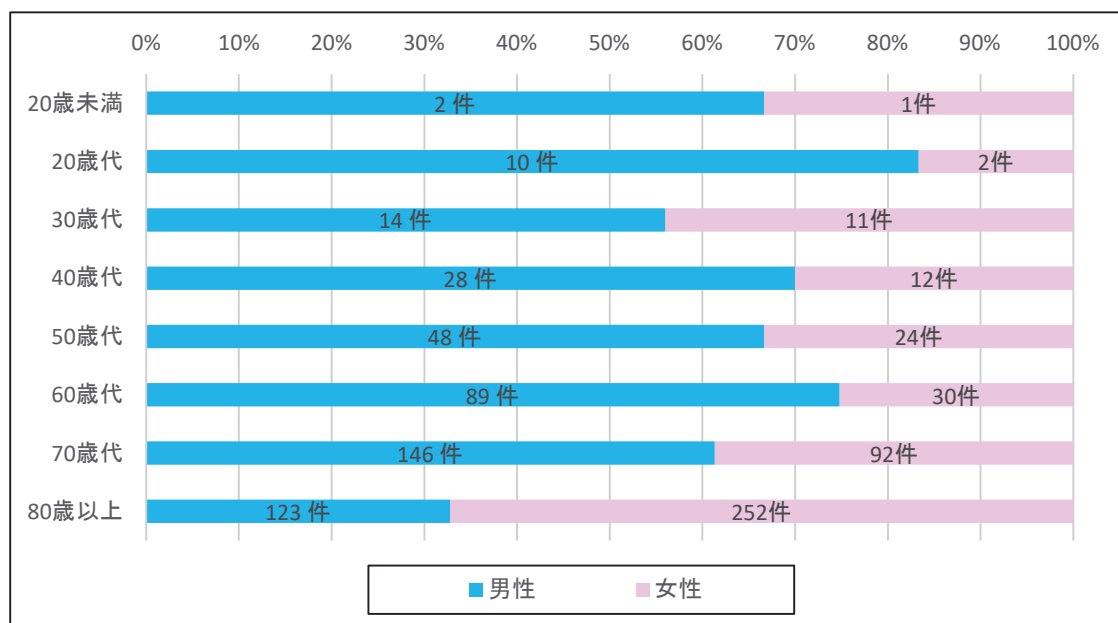
《本人の男女別割合》



《本人の年齢別割合》

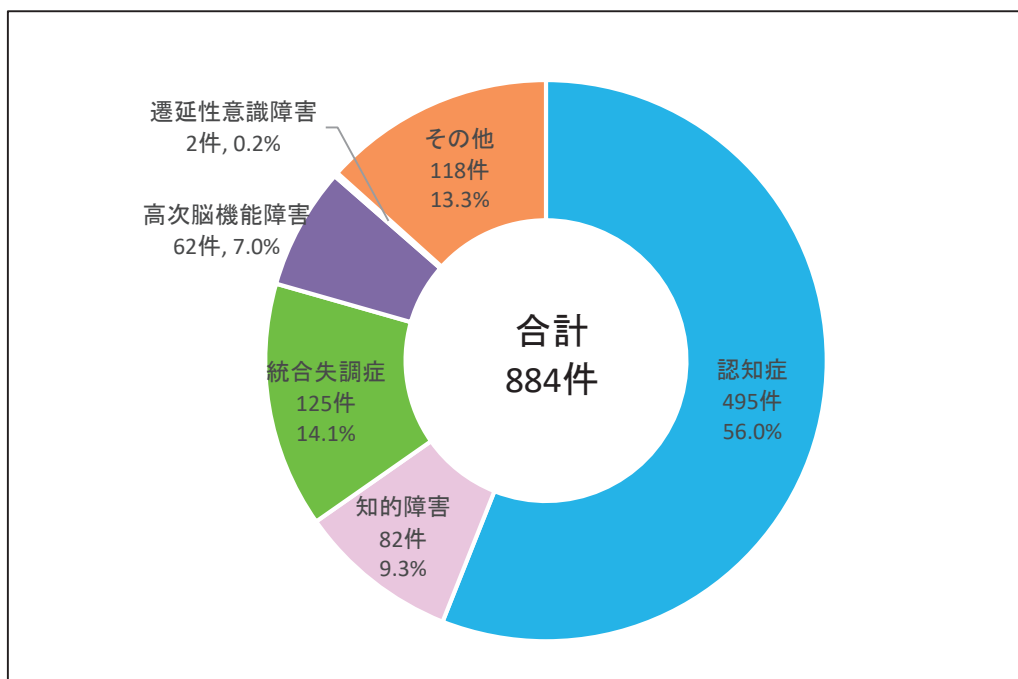


### 《本人の男女別・年齢別割合》



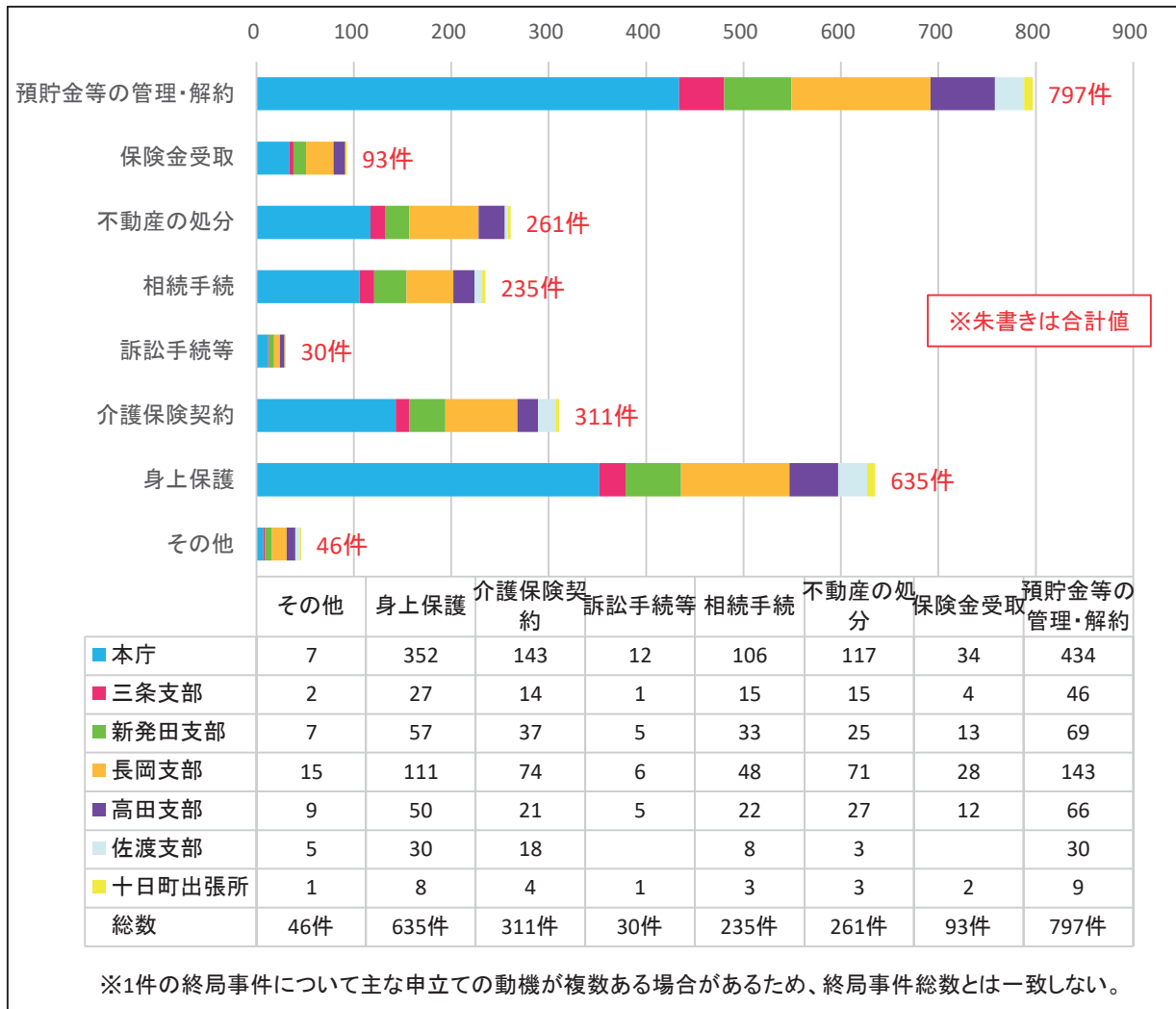
## 6 開始原因

➤ 認容で終局した事件のうち、開始原因として「認知症」が495件(56.0%)と最も多く、次いで「統合失調症」125件(14.1%)、「その他」118件(13.3%)、「知的障害」82件(9.3%)、「高次脳機能障害」62件(7.0%)、「遷延性意識障害」2件(0.2%)の順となっている。



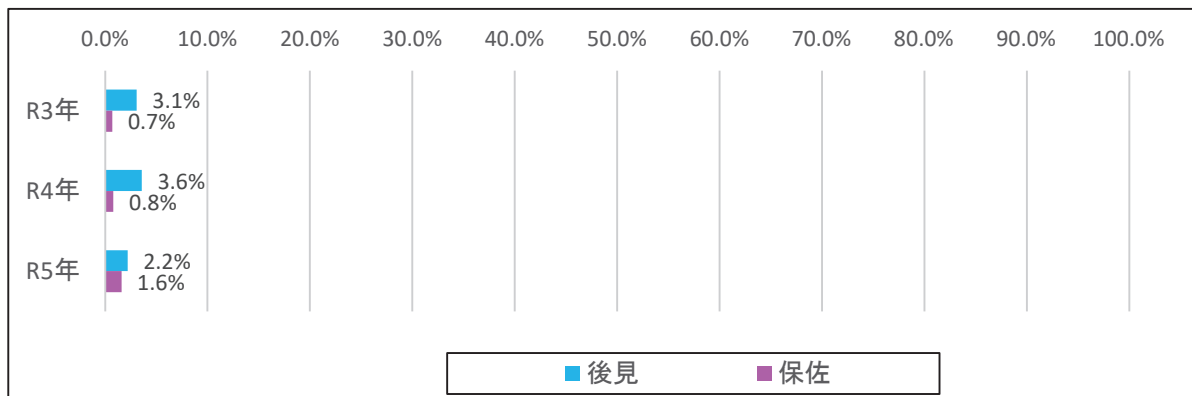
## 7 主な申立ての動機

➤ 主な申立ての動機として、「預貯金等の管理・解約」が797件と最も多く、次いで「身上保護」635件、「介護保険契約」311件、「不動産の処分」261件、「相続手続」235件、「保険金受取」93件、「その他」46件、「訴訟手続等」30件の順となっている。



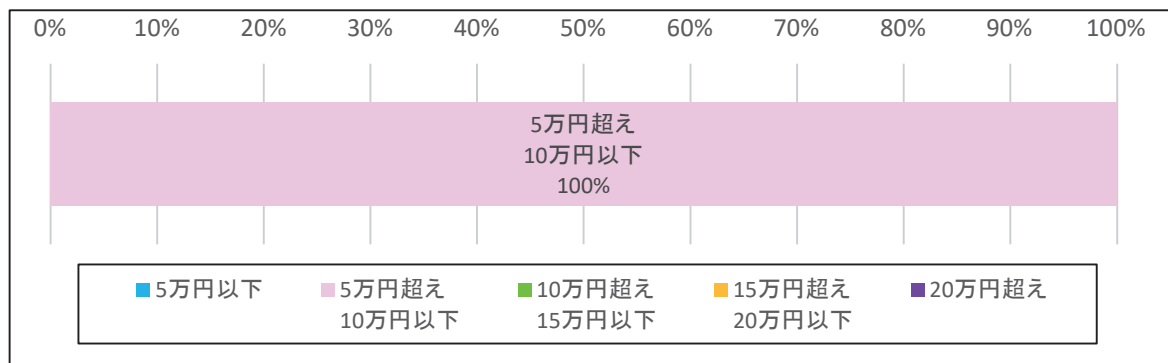
## 8 鑑定の実施状況

➤ 令和5年の終局事件数のうち鑑定を実施したものは、「後見」2.2%(前年比1.4ポイント減)、「保佐」1.6%(0.8ポイント増)となっている。



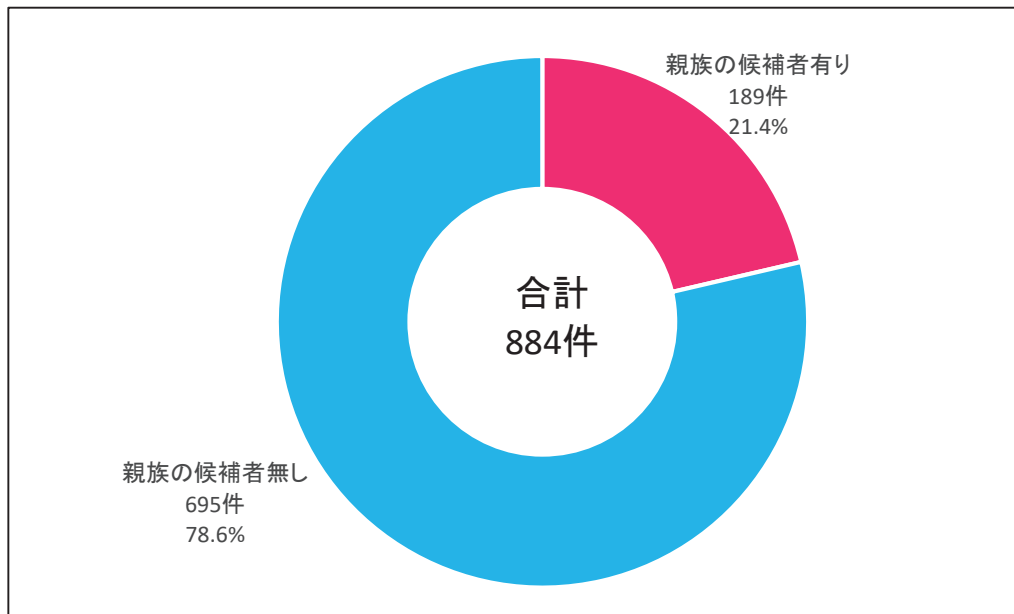
## 9 鑑定の費用

➤ 鑑定を実施した全ての事件で「5万円超え10万円以下」の鑑定費用となっている。



## 10 成年後見人等の候補者について

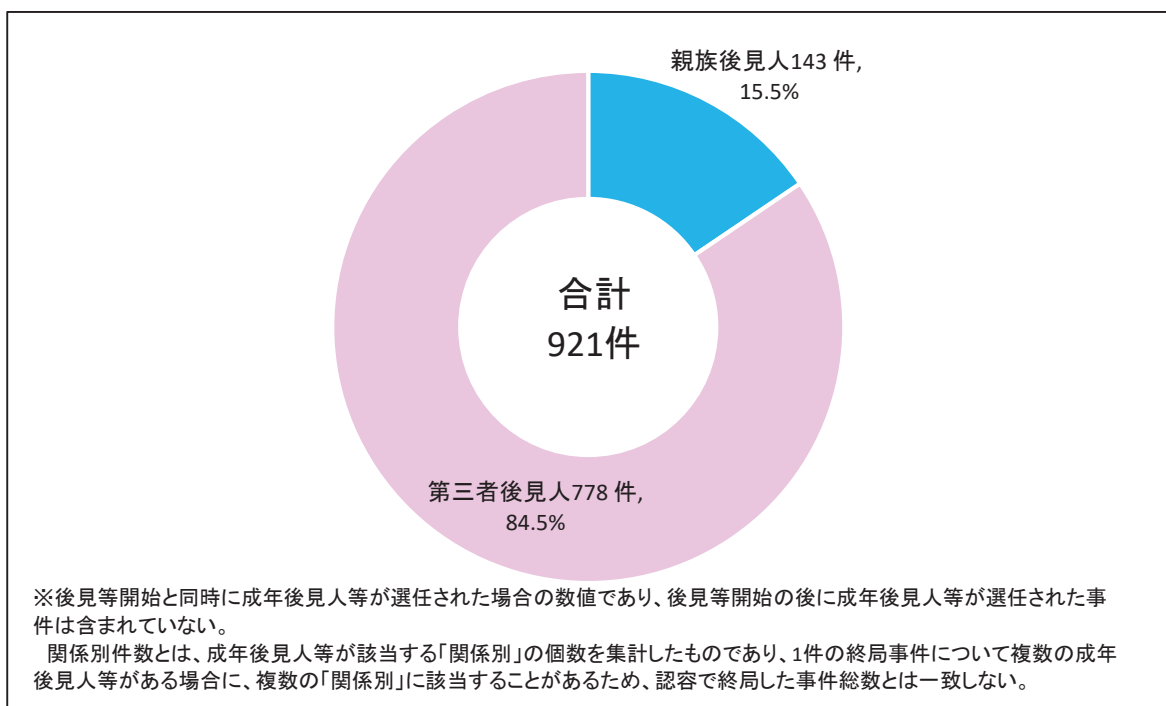
➤ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、親族が成年後見人等候補者として各開始申立書に記載されている件数は189件(21.4%)、親族の成年後見人等候補者の記載が無い件数は695件(78.6%)となっている。



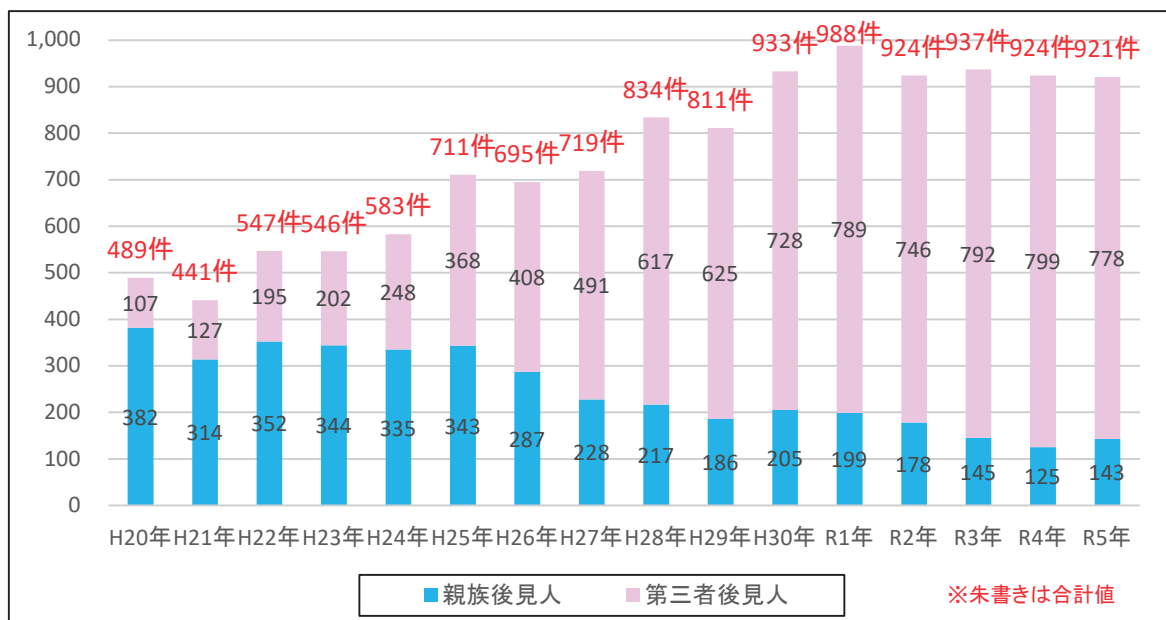
## 11 成年後見人等と本人との関係

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、成年後見人等が選任された件数は921件(前年比3件減)で、そのうち親族が後見人として選任された件数は143件(15.5%、前年比18件増)で、親族以外の第三者が後見人に選任された件数は778件(84.5%、前年比21件減)となっている。
- 親族後見人の内訳をみると、「子」が73件(51.0%)で最も多く、次いで「その他親族」33件(23.1%)、「兄弟姉妹」25件(17.5%)、「親」と「配偶者」がそれぞれ6件(4.2%)、の順となっている。
- 第三者後見人の内訳をみると、「弁護士」が226件(29.0%)で最も多く、次いで「司法書士」218件(28.0%)、「社会福祉士」115件(14.8%)、「その他法人」77件(9.9%)、「行政書士」76件(9.8%)、「社会福祉協議会」52件(6.7%)、「市民後見人」8件(1.0%)、「その他個人」3件(0.4%)、「税理士」2件(0.3%)、「精神保健福祉士」1件(0.1%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、全ての本庁・支部・出張所別において第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回っている。

### 《親族後見人・第三者後見人の別》

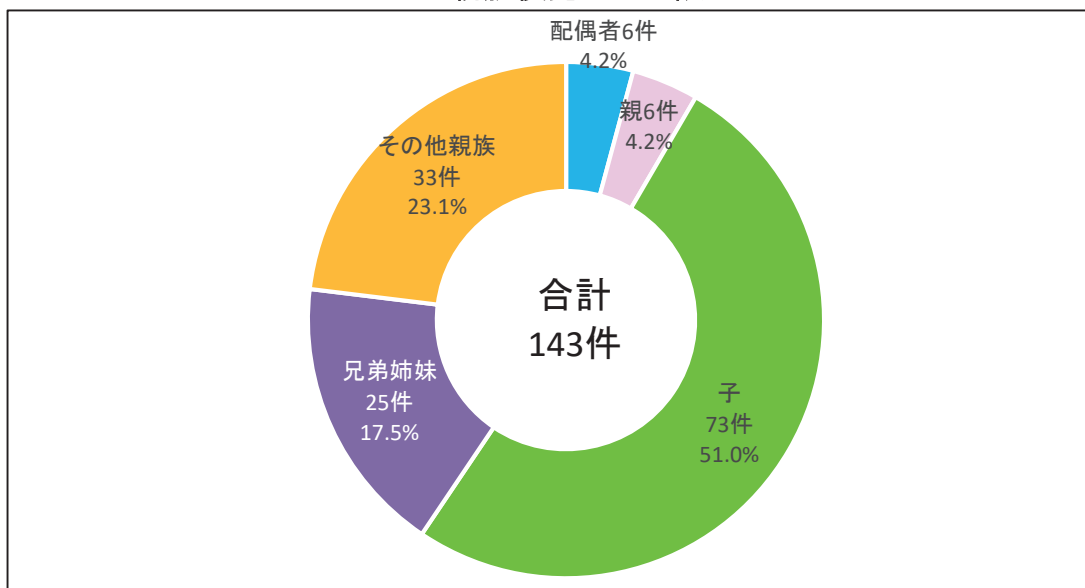


### 《成年後見人等と本人との関係別件数の推移》

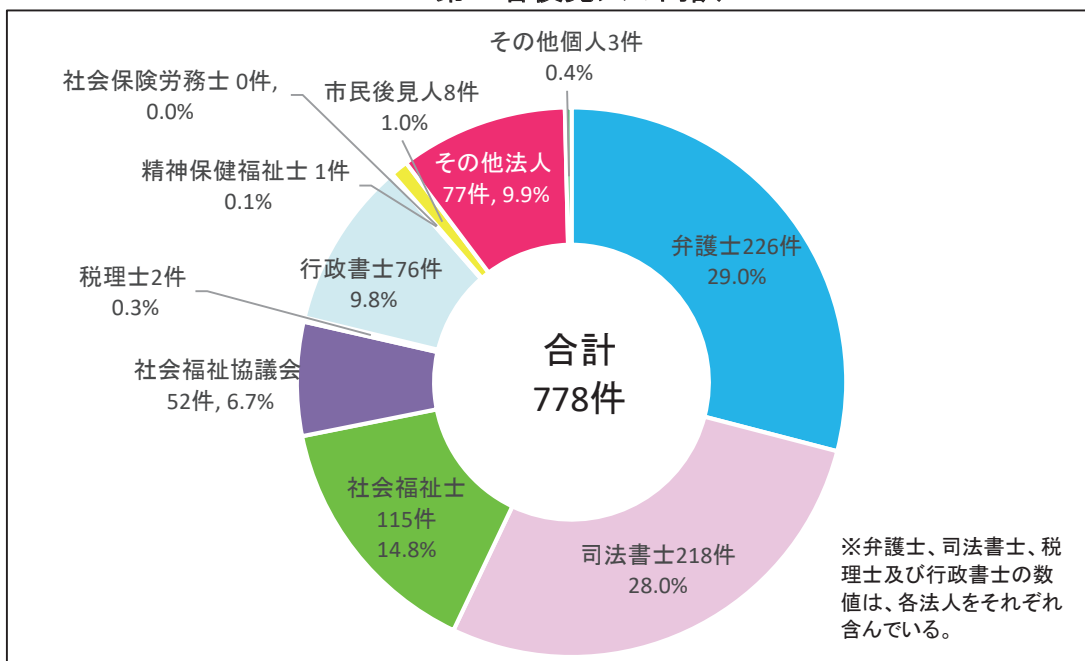




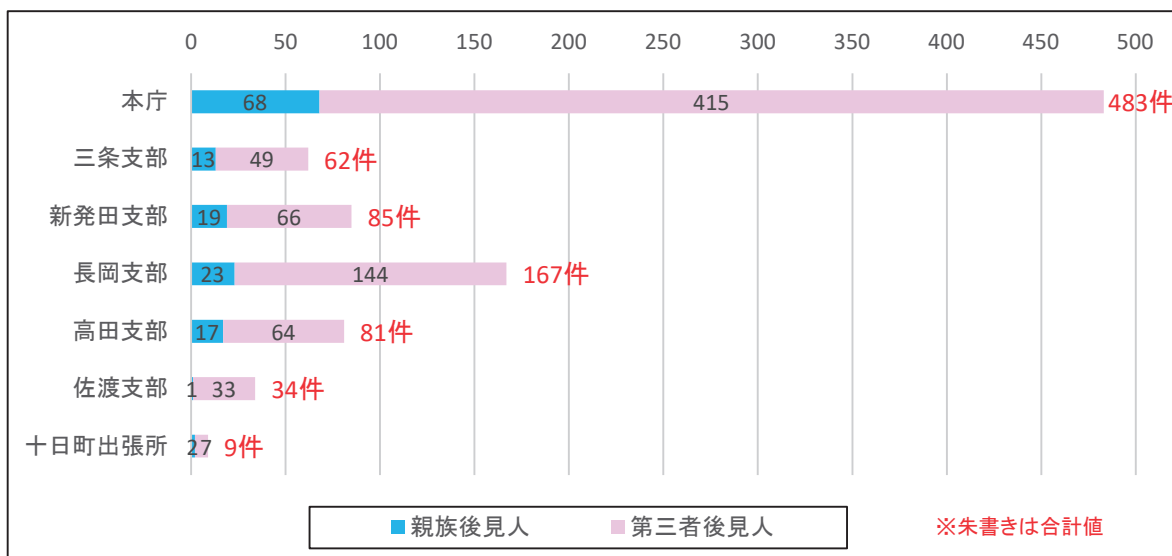
《親族後見人の内訳》



《第三者後見人の内訳》

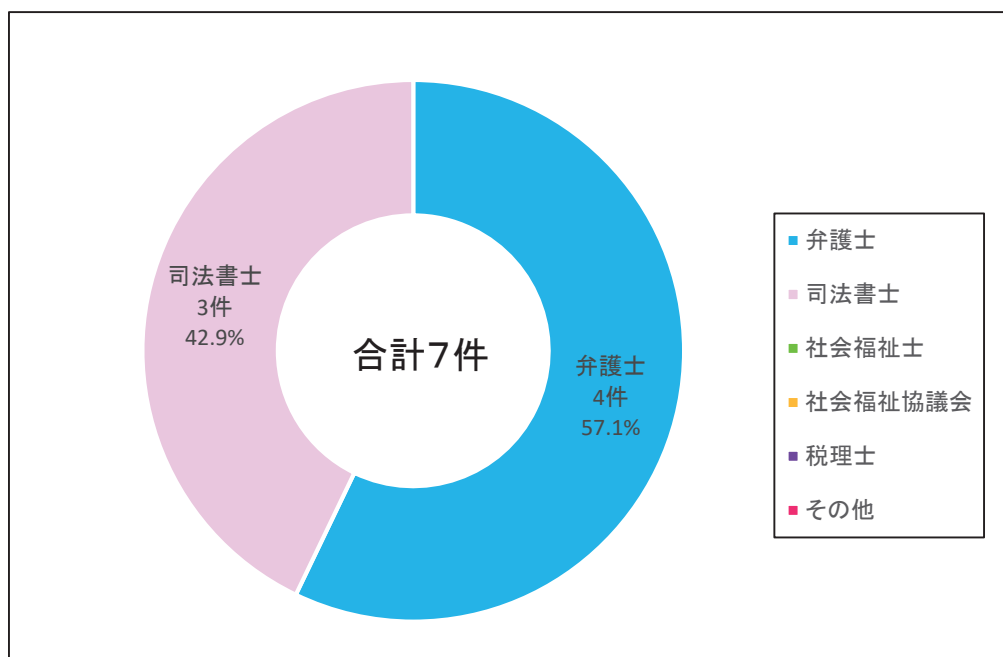


《本庁・支部・出張所別件数》



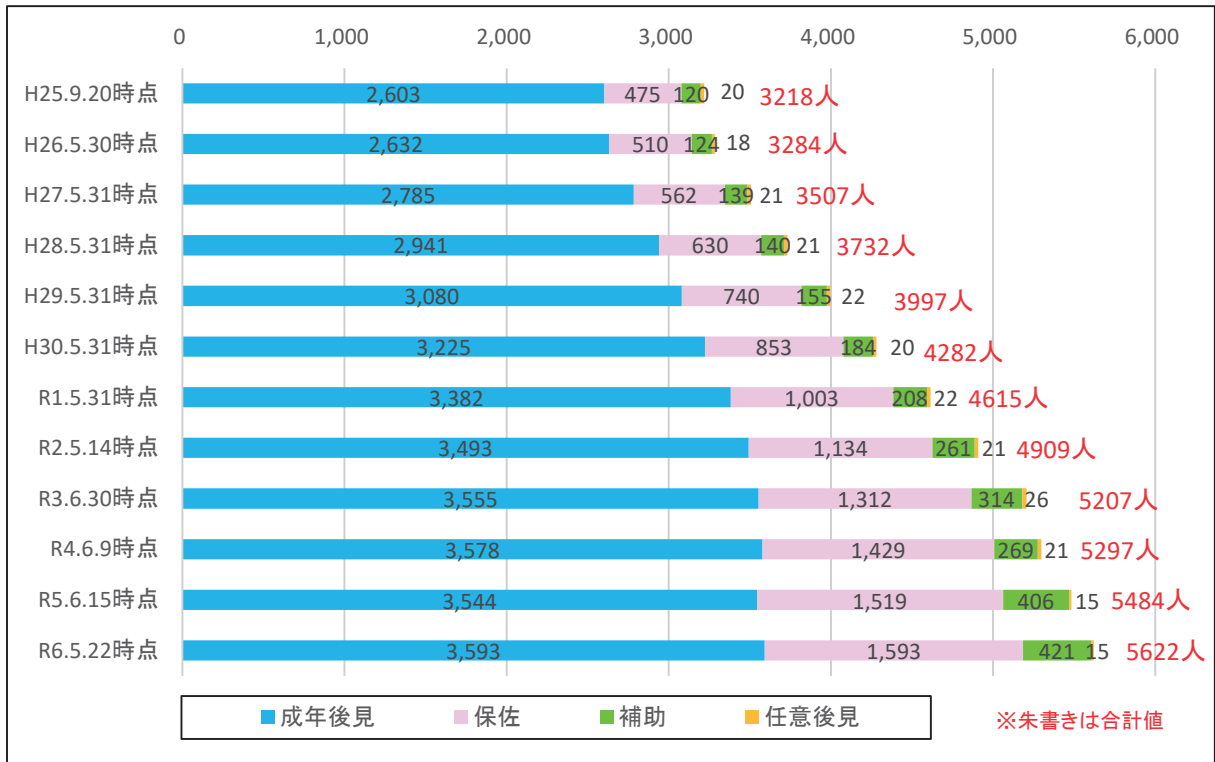
## 12 成年後見監督人等の選任件数

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、成年後見監督人等(成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人)が選任されたものは7件。
- 内訳は、「弁護士」4件(57.1%)、「司法書士」が3件(42.9%)となっている。

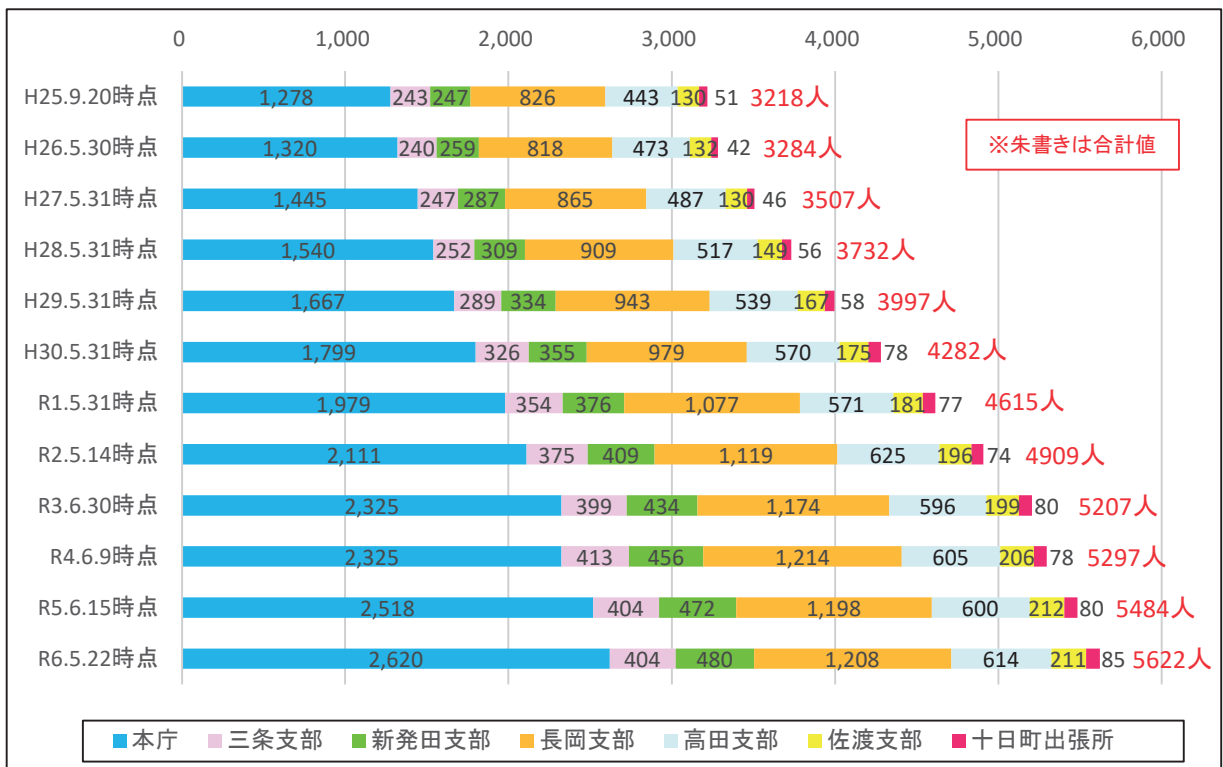


### 13 成年後見制度の利用者数の推移

- 令和6年5月22日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計5,622人となり、前年と比べて138人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,593人(前年比49人増)、「保佐」の利用者数は1,593人(前年比74人増)、「補助」の利用者数は421人(前年比15人増)、「任意後見」の利用者数は15人(前年比増減なし)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁で2,620人(前年比102人増)と一番多く、次いで長岡支部1,208人(前年比10人増)、高田支部614人(前年比14人増)、新発田支部480人(前年比8人増)、三条支部404人(前年比増減なし)、佐渡支部で211人(前年比1人減)、十日町出張所で85人(前年比5人増)の順となっている。



#### 《本庁・支部・出張所別件数》



---

---

Ⅲ

成年後見制度利用促進体制整備状況  
に関する実態調査の結果

---

---

## 成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果

### 【調査概要】

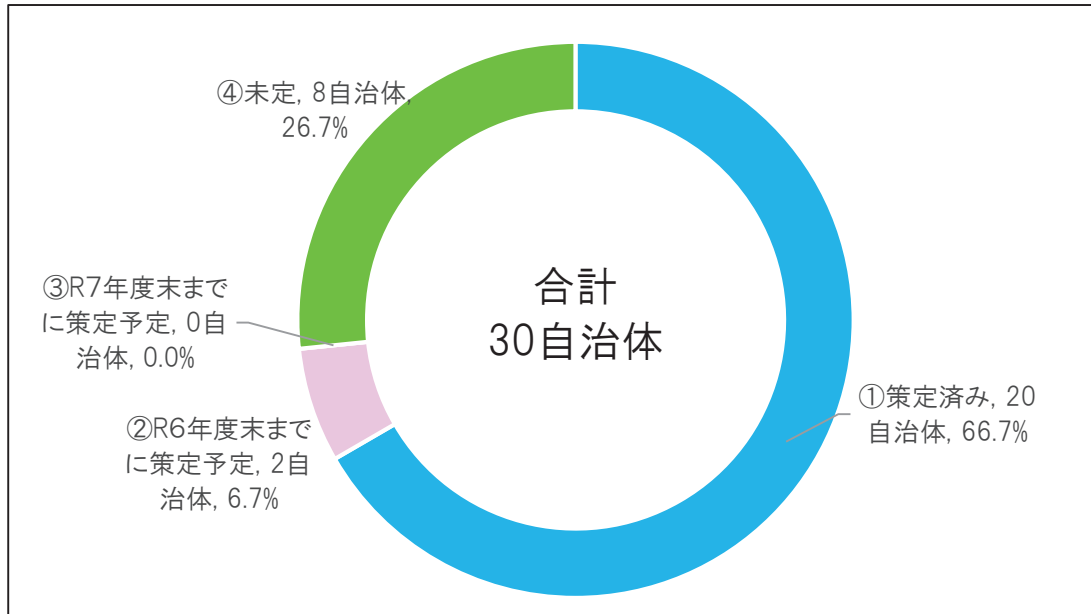
目的	新潟県内の成年後見制度利用促進体制整備状況等の把握
対象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課(30市町村)
調査時期	令和6年5月1日から5月31日
調査時点	令和6年5月1日(時点指定されている設問は除く)
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

# 1 成年後見制度利用促進体制の整備状況について

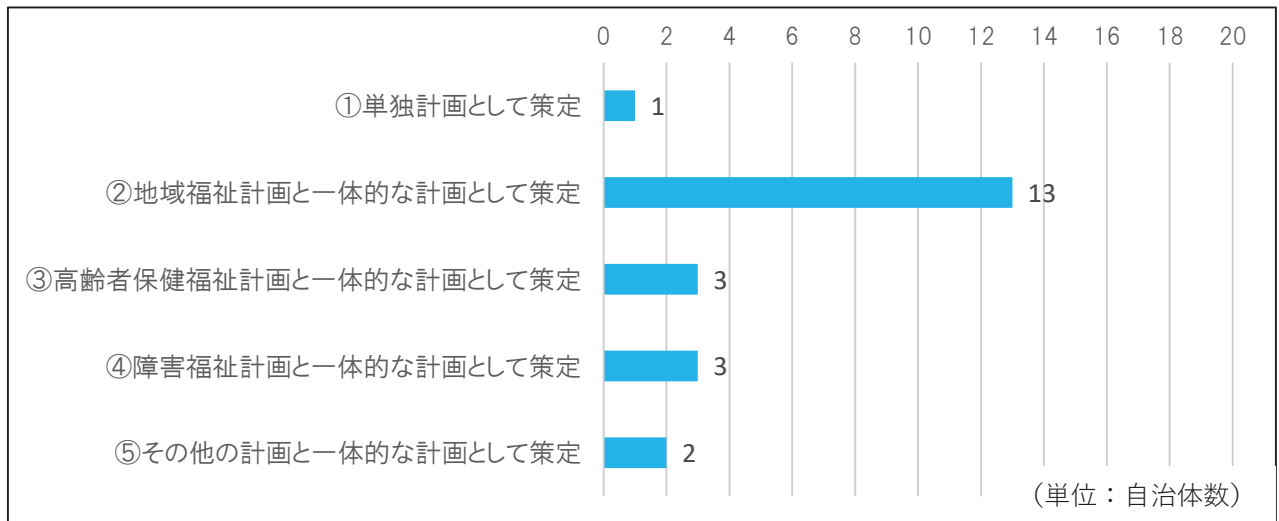
## ①市町村計画の策定状況

➤ 市町村計画を策定している自治体は20か所。令和6年度末までに策定予定が2か所、未定が8か所。



## ②市町村計画の策定形態(※上記①で「策定済み」と回答した20自治体が対象、複数回答)

➤ 「地域福祉計画と一体的な計画として策定」している自治体が13か所と一番多く、「単独計画として策定」している自治体は1か所のみ。

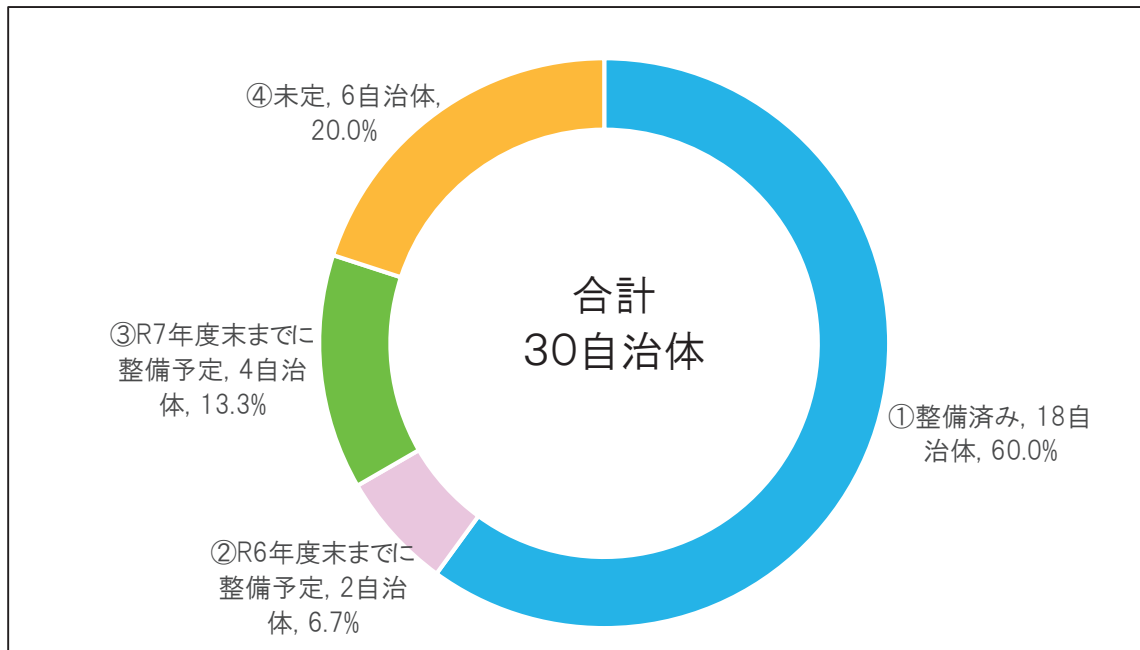


### 【その他の計画の名称】

- ・介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画、障がい者計画

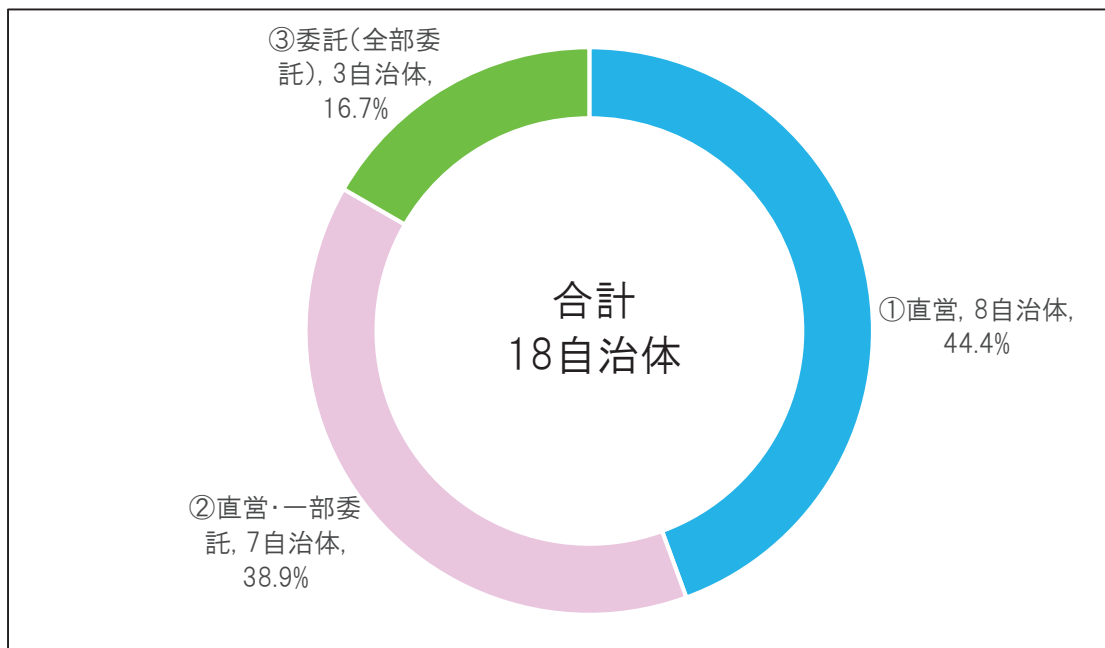
### ③中核機関の整備状況

➤ 中核機関が整備されている自治体は18か所。令和6年度末までに整備予定が2か所、令和7年度末までに整備予定が4か所、未定が6か所。



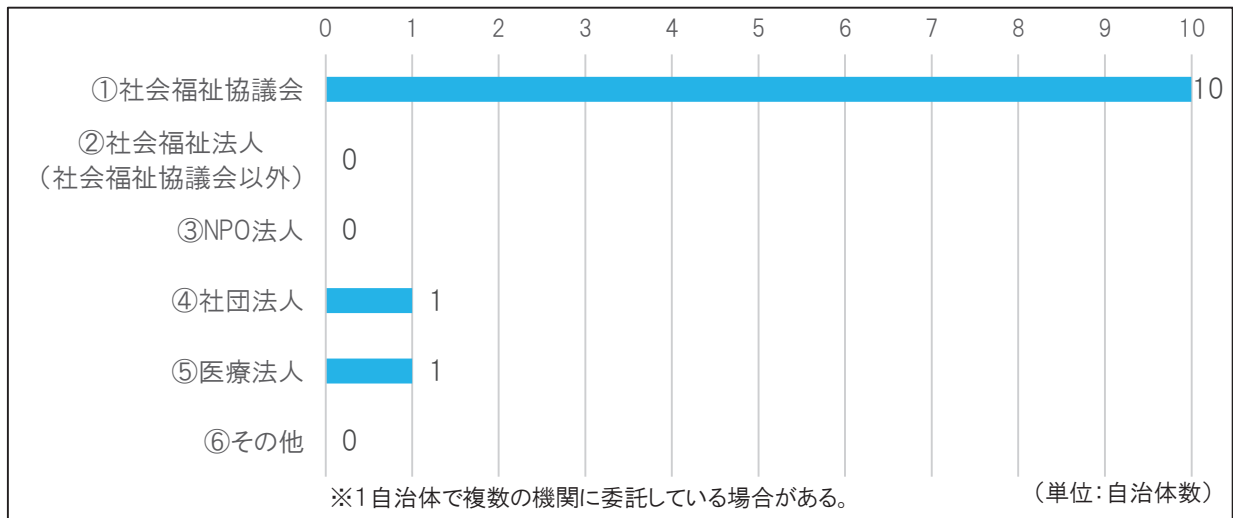
### ④中核機関の運営形態(※上記③で「整備済み」と回答した18自治体が対象)

➤ 中核機関の運営形態として「直営」が8か所、「直営・一部委託」が7か所、「委託(全部委託)」が3か所。



⑤中核機関の委託先(※上記④で「直営・一部委託」「委託(全部委託)」と回答した合計10自治体が対象)

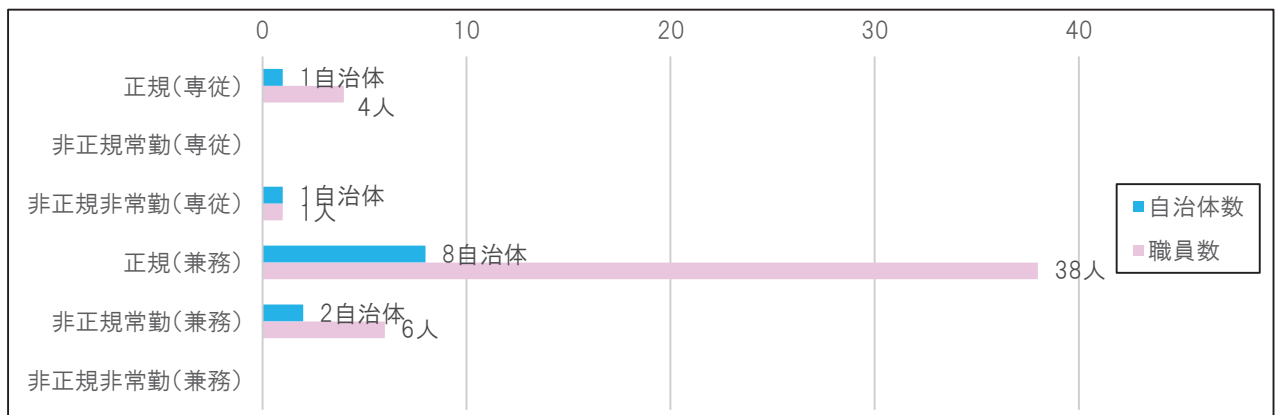
➤ 中核機関の一部または全部を委託している10自治体の全てが「社会福祉協議会」へ委託している。又、「社団法人」と「医療法人」へ委託している自治体がそれぞれ1か所。



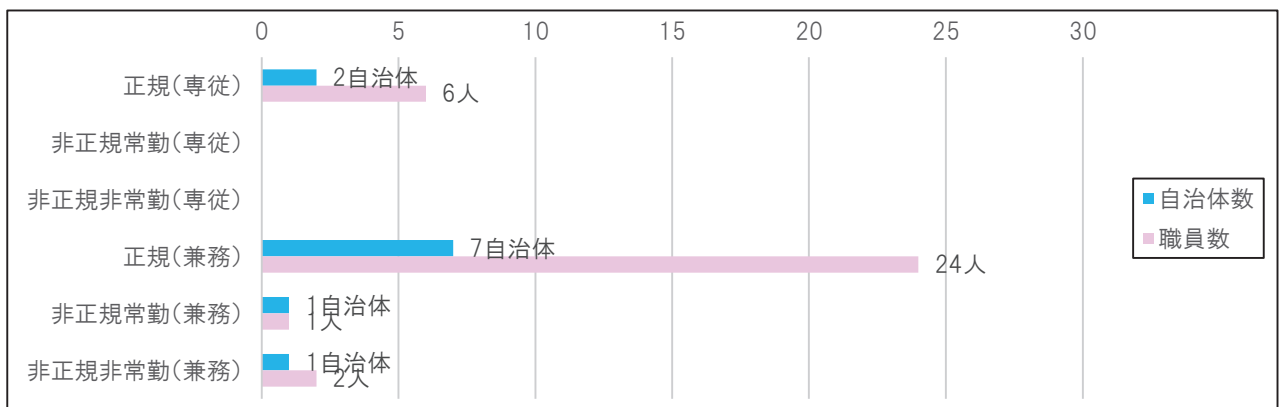
⑥中核機関職員配置状況(※上記③で「整備済み」と回答した18自治体が対象)

➤ 「直営」形態の自治体においては、「正規(兼務)」が8自治体で合計38人と雇用形態の中で一番多い。  
 ➤ 「直営・一部委託」形態の自治体においても、「正規(兼務)」が7自治体で合計24人と雇用形態の中で一番多い。  
 ➤ 「委託(全部委託)」形態の自治体においては、「正規(専従)」が3自治体で合計5人と雇用形態の中で一番多い。

<「直営」形態の自治体(8か所)>

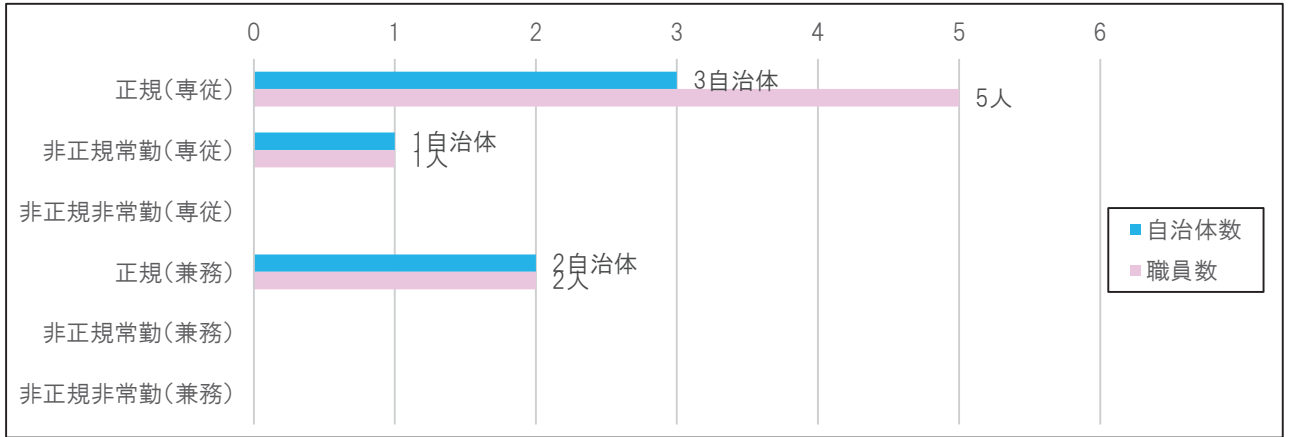


<「直営・一部委託」形態の自治体(7か所)>



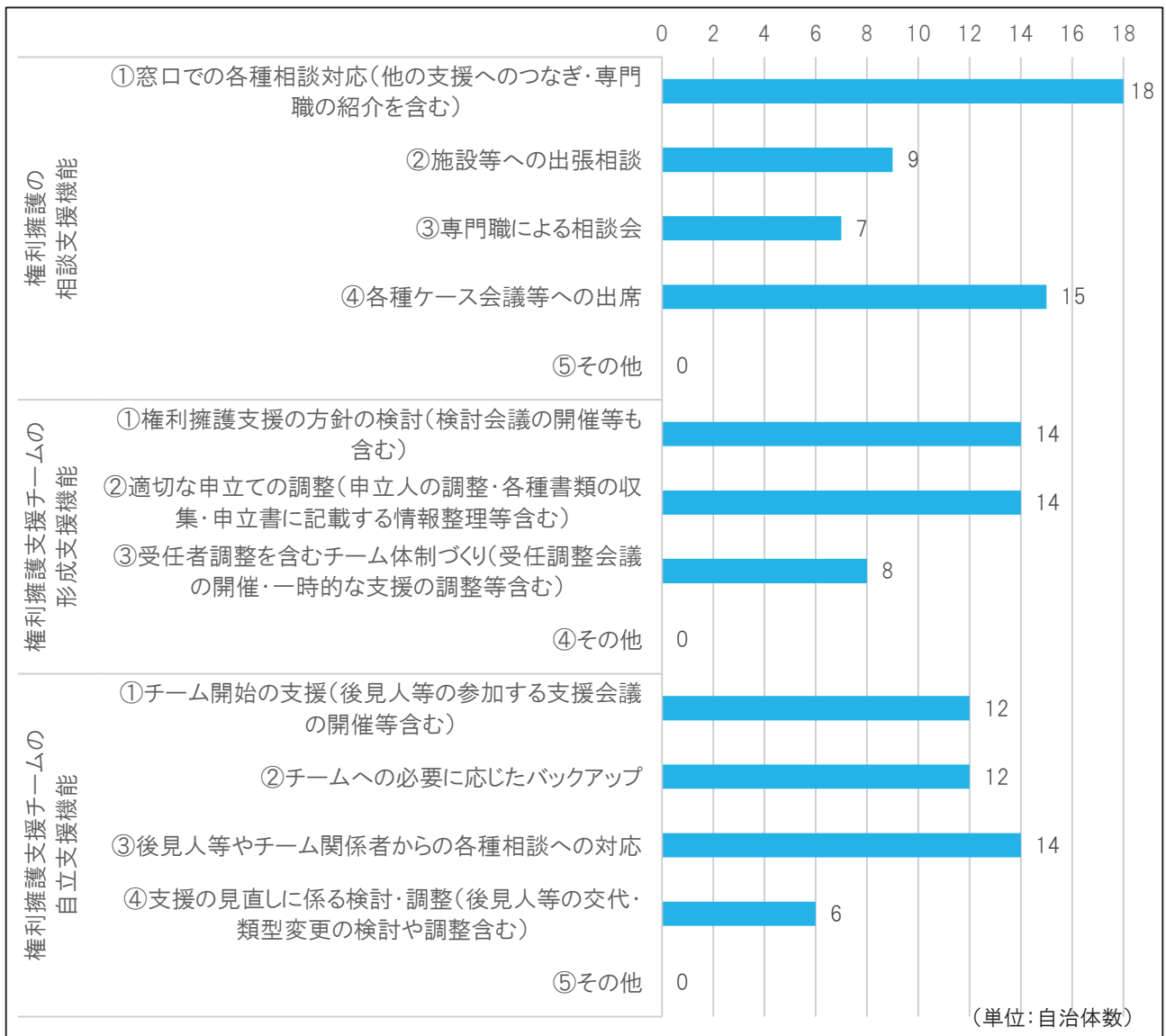


<「委託(全部委託)」形態の自治体(3か所)>



⑦中核機関の支援機能(※上記③で「整備済み」と回答した18自治体が対象、複数回答)

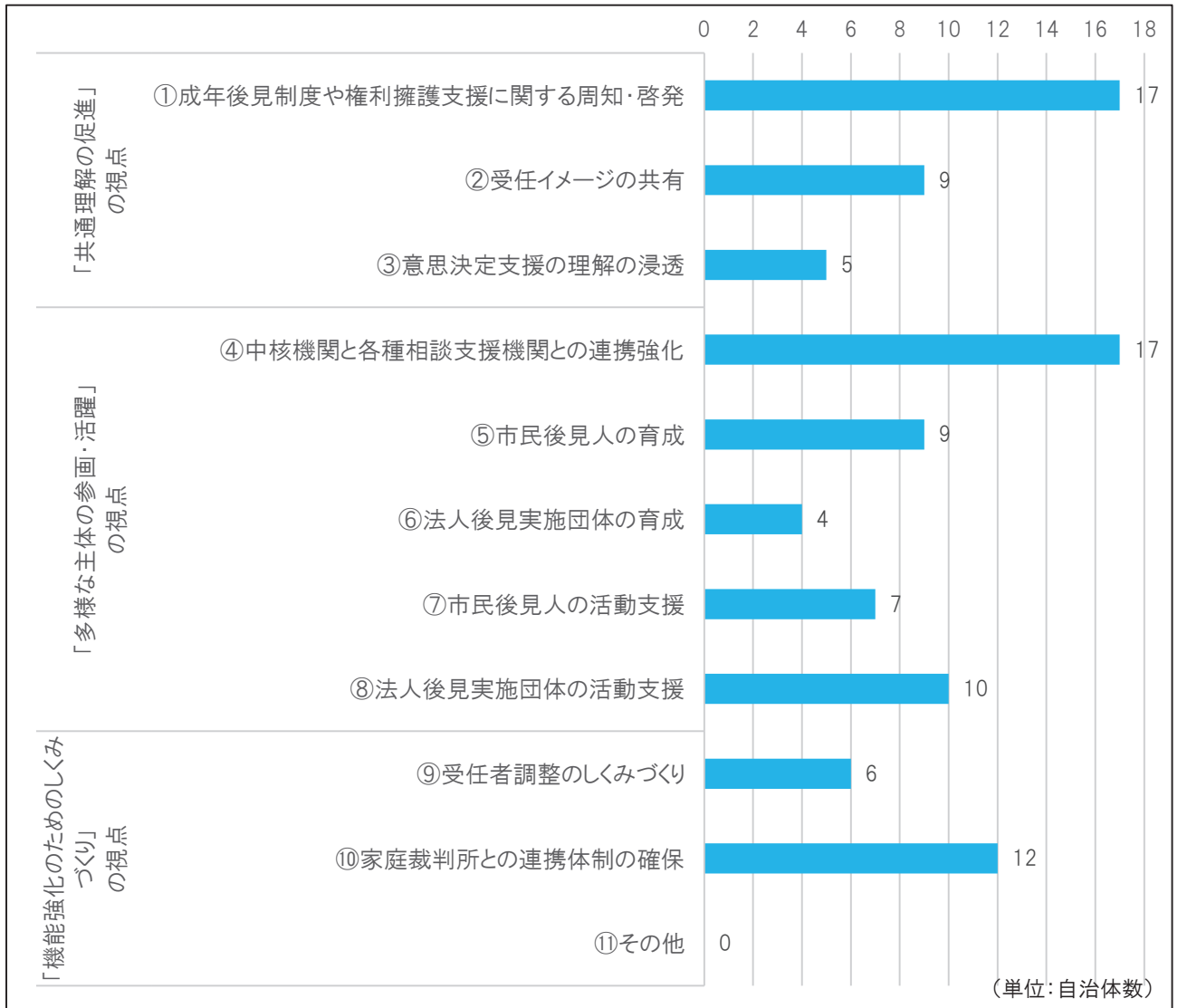
➤「窓口での各種相談対応」が18自治体と一番多く、次いで「各種ケース会議等への出席」が15自治体、「権利擁護支援の方針の検討」「適切な申立ての調整」「後見人等やチーム関係者からの各種相談への対応」がそれぞれ14自治体と続く。



⑧「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

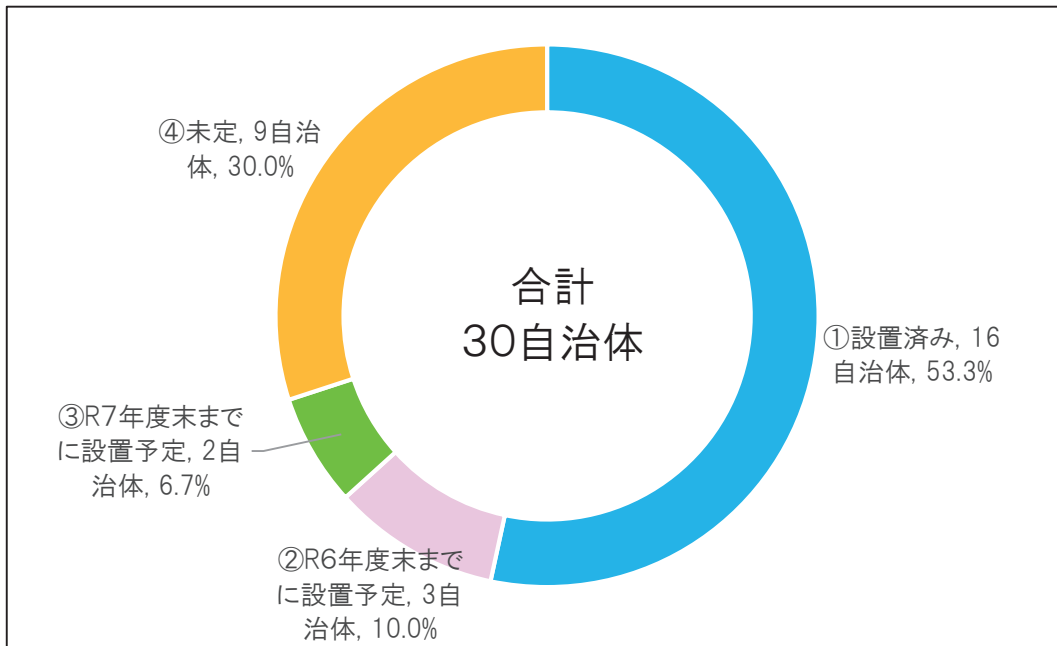
(※上記③で「整備済み」と回答した18自治体が対象、複数回答)

➤ 「成年後見制度や権利擁護支援に関する周知・啓発」「中核機関と各種相談支援機関との連携強化」がそれぞれ17自治体と一番多く、次いで「家庭裁判所との連携体制の確保」が12自治体、「法人後見実施団体の活動支援」が10自治体、「受任イメージの共有」「市民後見人の育成」がそれぞれ9自治体と続く。



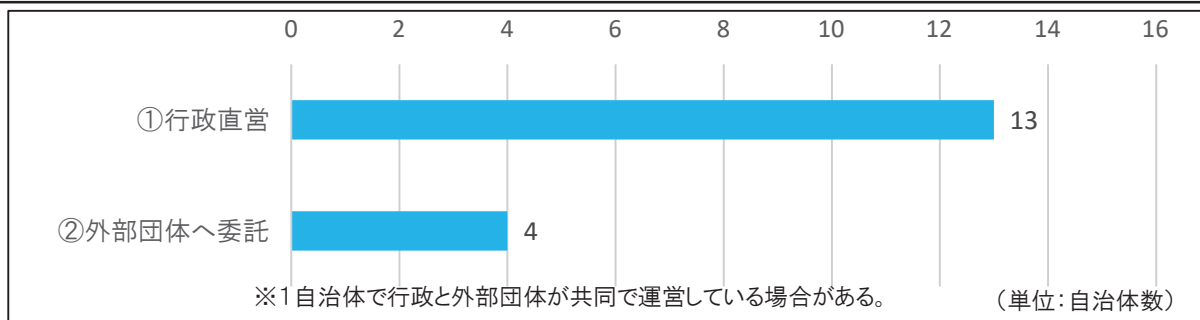
⑨協議会等の合議体の設置状況

➤ 協議体等の合議体を設置している自治体は16か所。令和6年度末までに設置予定が3か所、令和7年度末までに設置予定が2か所、未定が9か所。



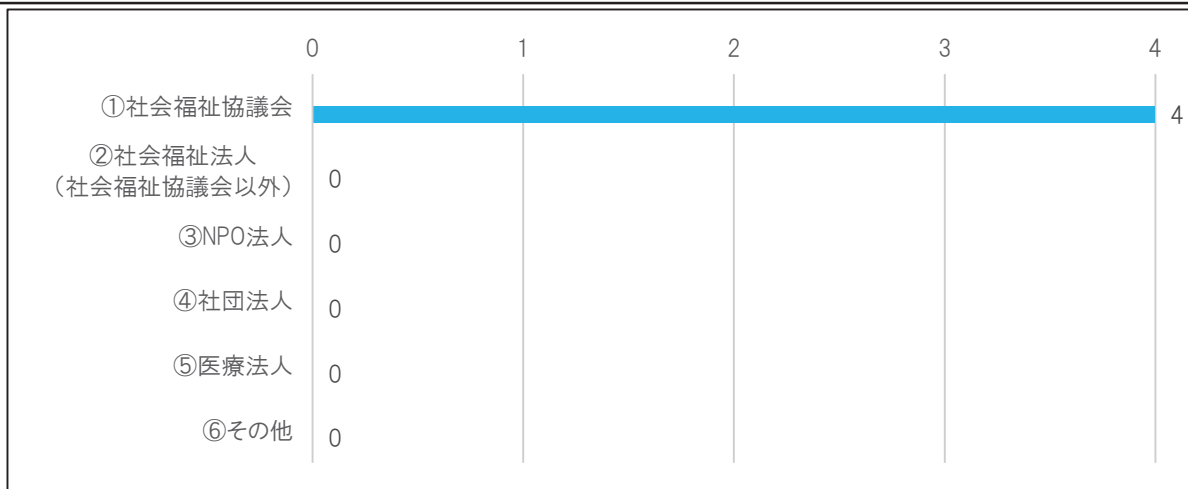
⑩合議体事務局の運営形態(※上記⑨で「設置済み」と回答した16自治体が対象)

➤ 「行政直営」で運営している自治体が13か所、「外部団体へ委託」している自治体が4か所。



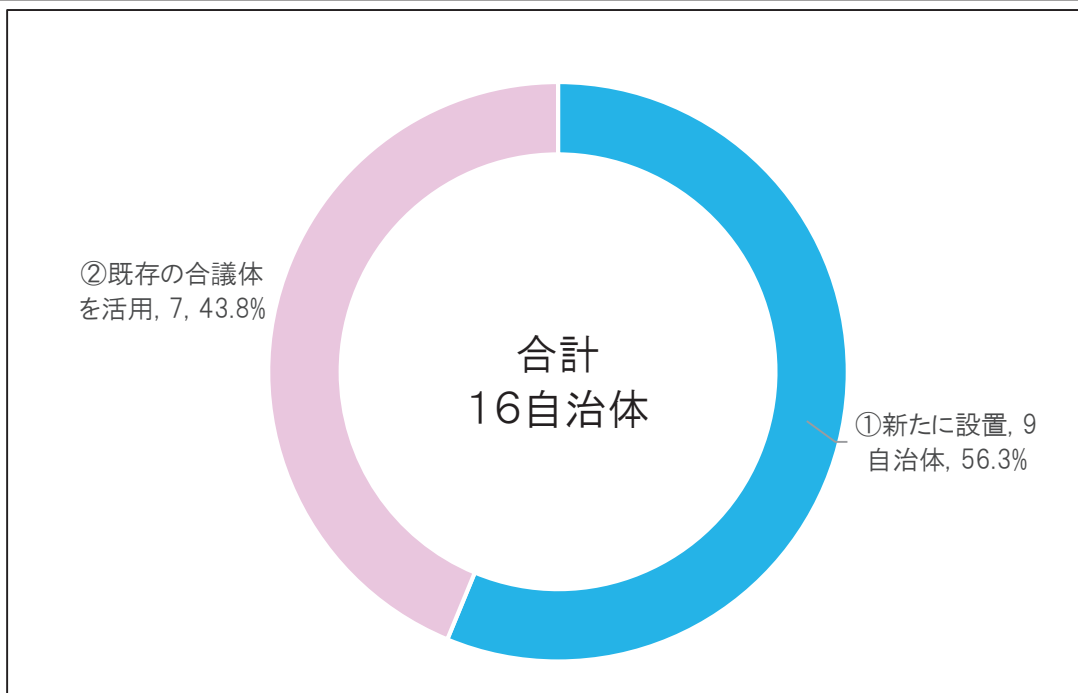
⑪合議体事務局の委託先(※上記⑩で「外部団体へ委託」と回答した4自治体が対象)

➤ 外部団体へ委託している4自治体の全てが「社会福祉協議会」へ委託している。



⑫合議体の設置態様(※上記⑨で「設置済み」と回答した16自治体が対象)

➤ 新たに設置した自治体が9か所、既存の合議体を活用している自治体が7自治体。

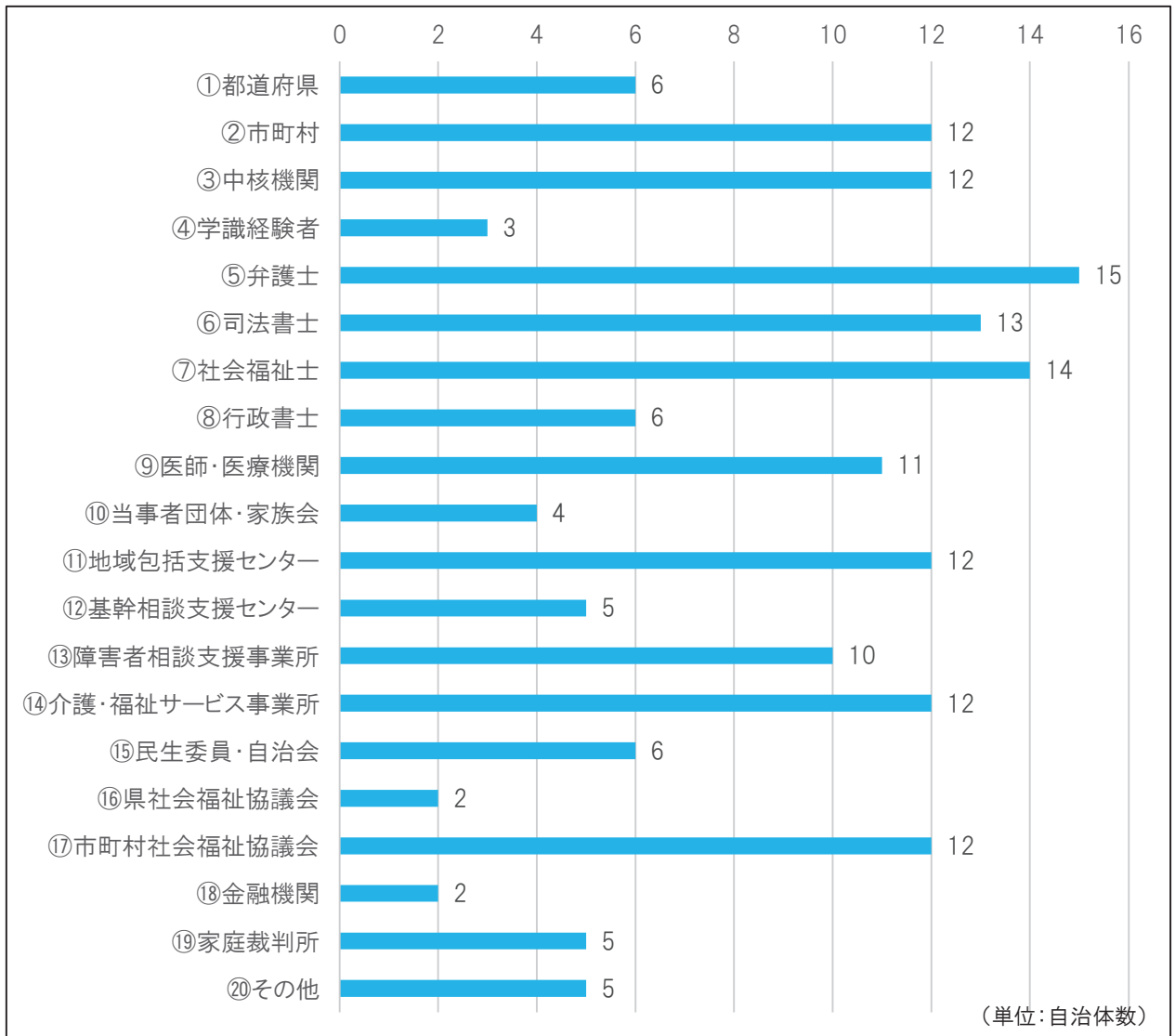


【活用している既存の合議体の名称(※合議体の名称に市町村名が付してある場合は市町村名を削除して記載)】

- ・地域福祉計画策定・推進委員会、成年後見制度推進ネットワーク会議
- ・包括ケア推進会議認知症総合支援・権利擁護検討部会
- ・福祉後見・権利擁護センター運営委員会
- ・成年後見制度利用支援体制検討委員会
- ・成年後見センター運営委員会
- ・地域ケア推進会議・自立支援協議会
- ・成年後見センター運営委員会

⑬合議体の構成員(※上記⑨で「設置済み」と回答した16自治体が対象、複数回答)

➤「弁護士」を構成員としている自治体は15か所と一番多く、次いで「社会福祉士」が14か所、「司法書士」が13か所と続く。

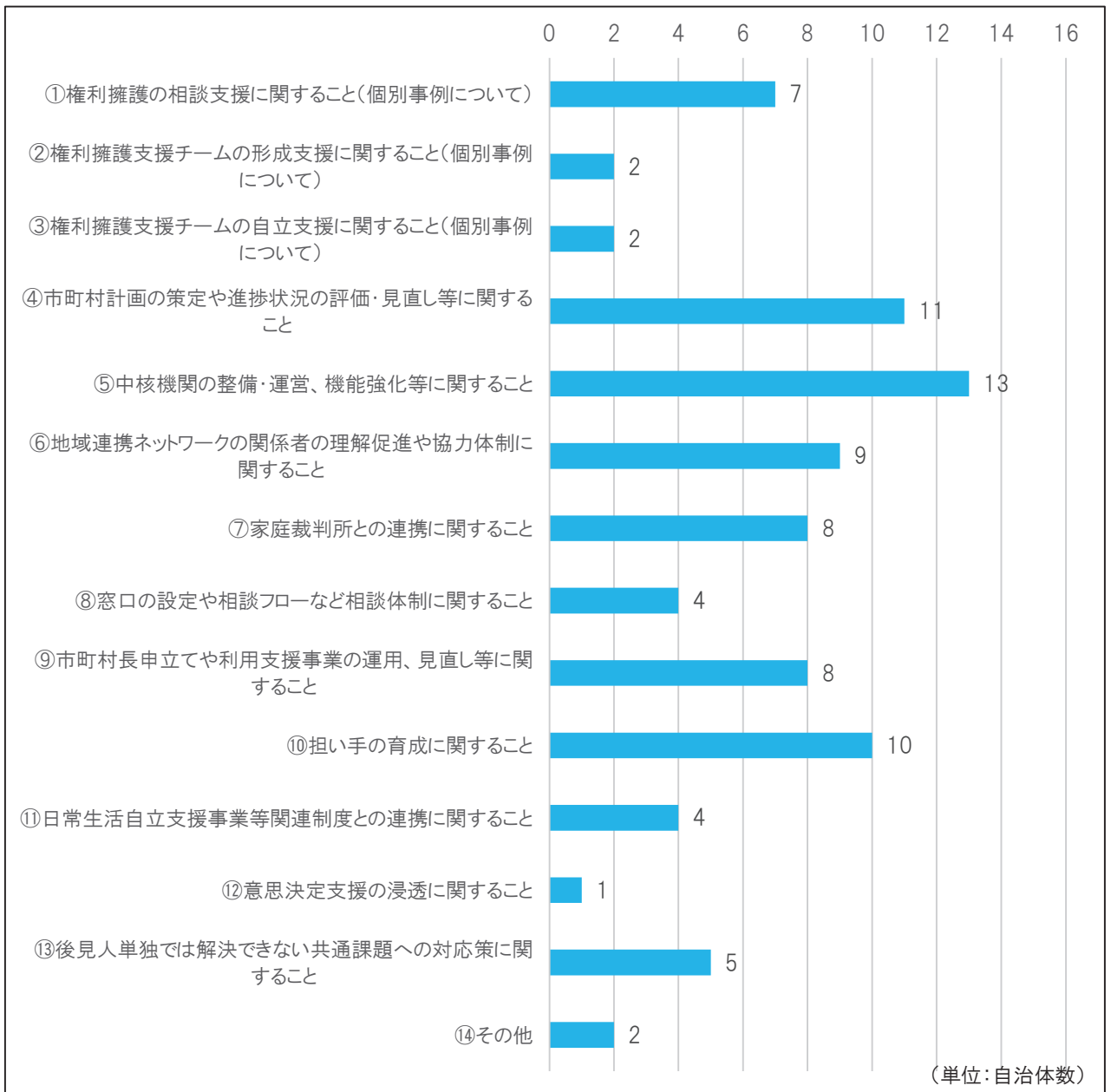


【その他の内容】

- ・医療ソーシャルワーカー
- ・警察署、消防署、保健所
- ・障がい者施設代表
- ・障害福祉事業所
- ・地域活動支援センター

⑭ 合議体における検討事項(※上記⑨で「設置済み」と回答した16自治体が対象、複数回答)

➤ 「中核機関の整備・運営、機能強化等に関すること」が13自治体と一番多く、次いで「市町村計画の策定や進捗状況の評価・見直し等に関すること」が11自治体、「担い手の育成に関すること」が10自治体、「地域連携ネットワークの関係者の理解促進や協力体制に関すること」が9自治体と続く。

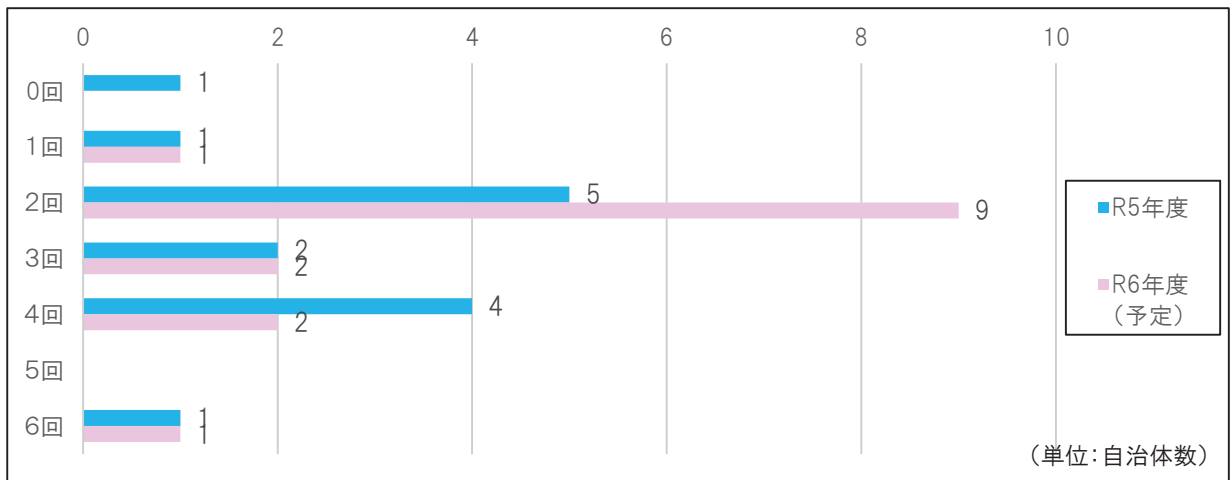


【その他の内容】

- ・権利擁護の地域課題共有・意見聴取・施策反映
- ・中核機関の設置に向けて

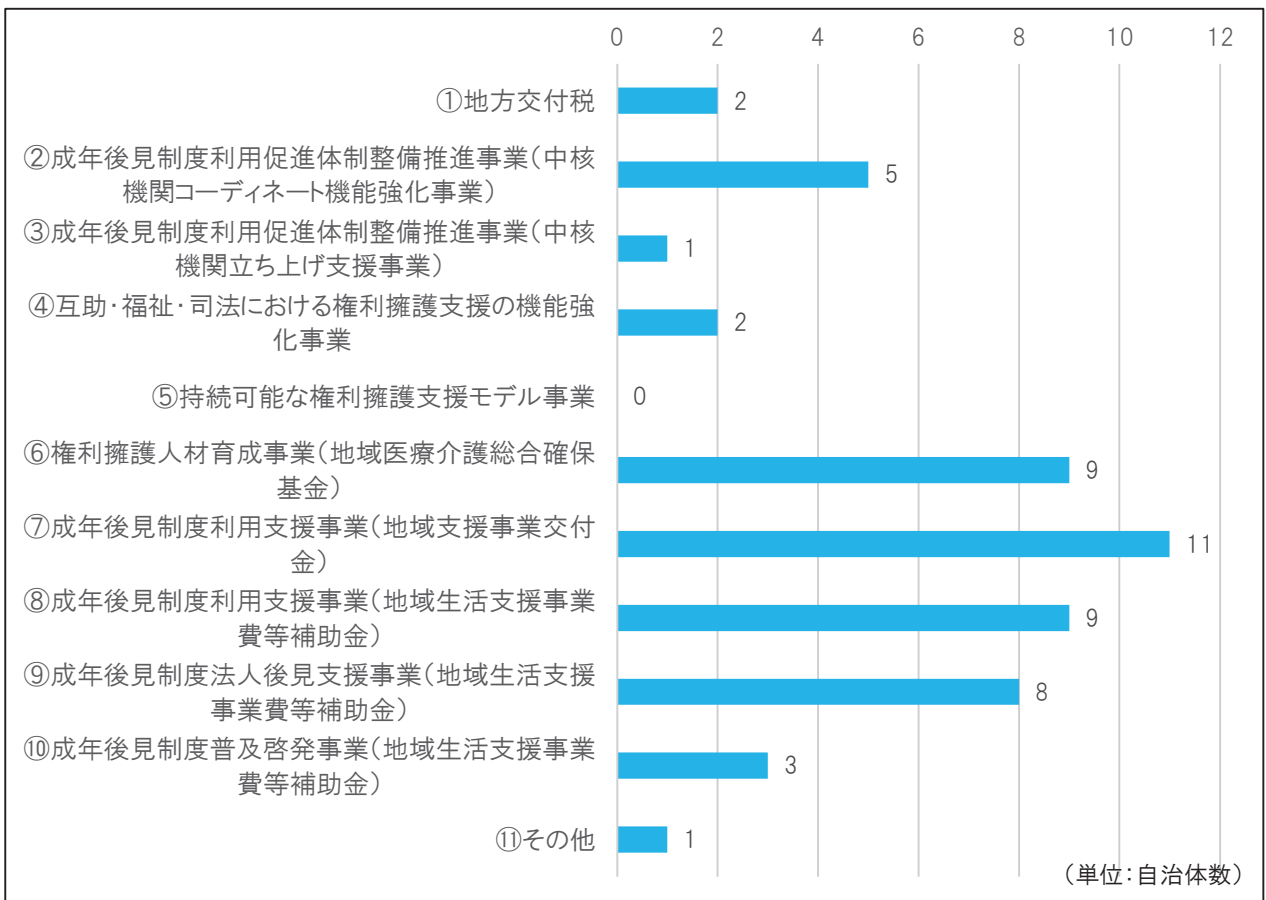
⑮ 合議体の開催回数(※上記⑨で「設置済み」と回答した16自治体が対象)

- 令和5年度の開催回数は「2回」の自治体が5か所と一番多く、次いで「4回」が4か所、「3回」が2か所と続く。
- 令和6年度の開催予定回数は「2回」の自治体が9か所と一番多く、次いで「3回」と「4回」がそれぞれ2か所と続く。



⑯ 中核機関整備・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用している財源(複数回答)

- 「成年後見制度利用支援事業(地域支援事業交付金)」が11自治体と一番多く、次いで「権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金)」と「成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が各9自治体、「成年後見制度法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が8自治体と続く。



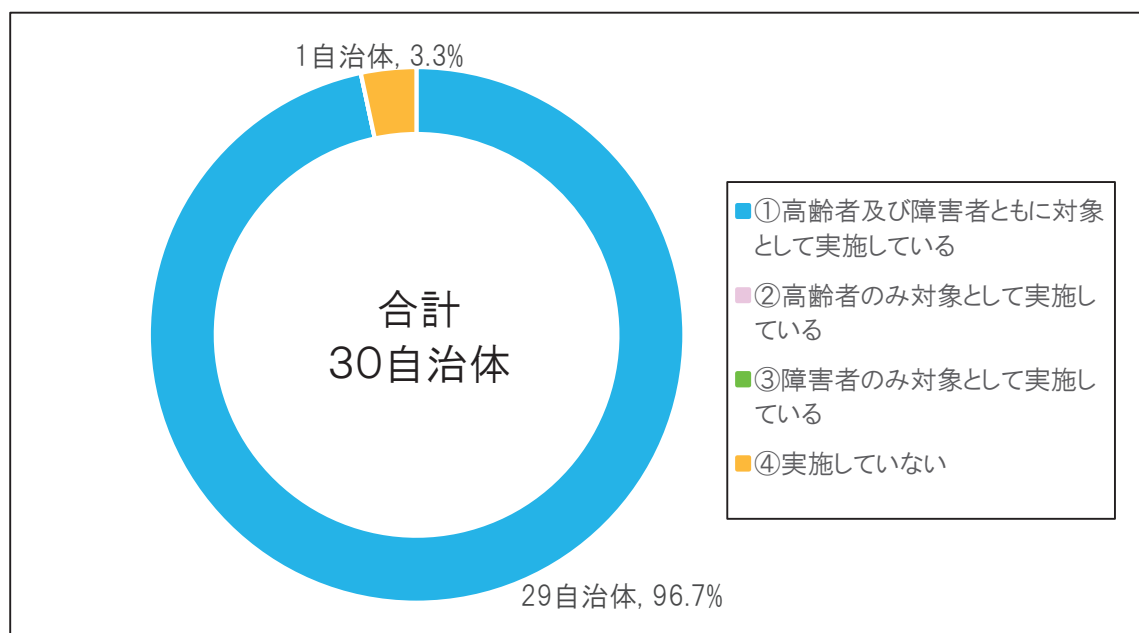
<その他の内容>

- ・一般財源

## 2 成年後見制度利用支援事業について

### ⑰ 申し立て費用の助成状況

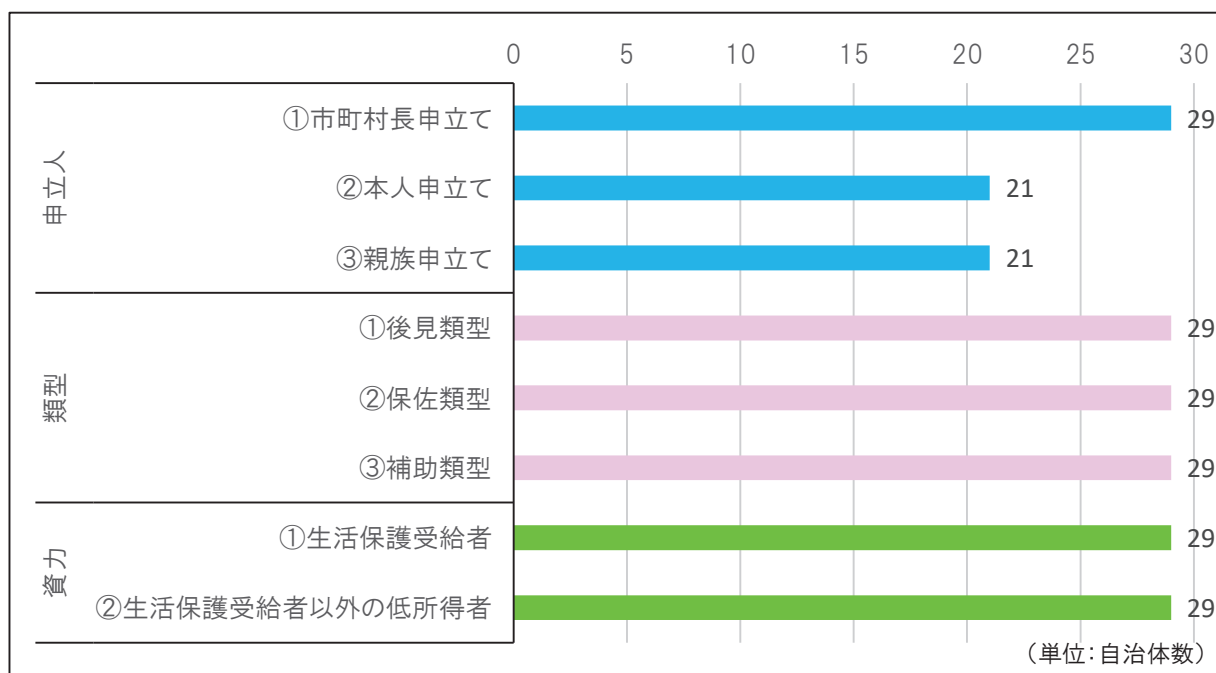
➤ 29自治体で「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」が、1自治体は「実施していない」。



### ⑱ 申し立て費用の助成対象要件

(※上記⑰で「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」と回答した29自治体が対象)

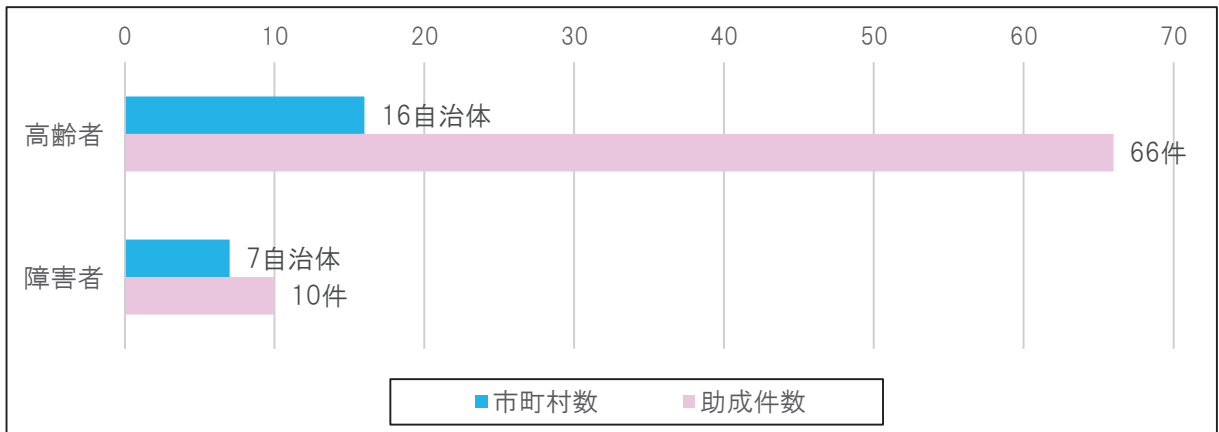
➤ 申立人別では、「市町村長申立て」は29自治体で対象としている一方、「本人申立て」「親族申立て」はそれぞれ21自治体でのみ対象となっている。





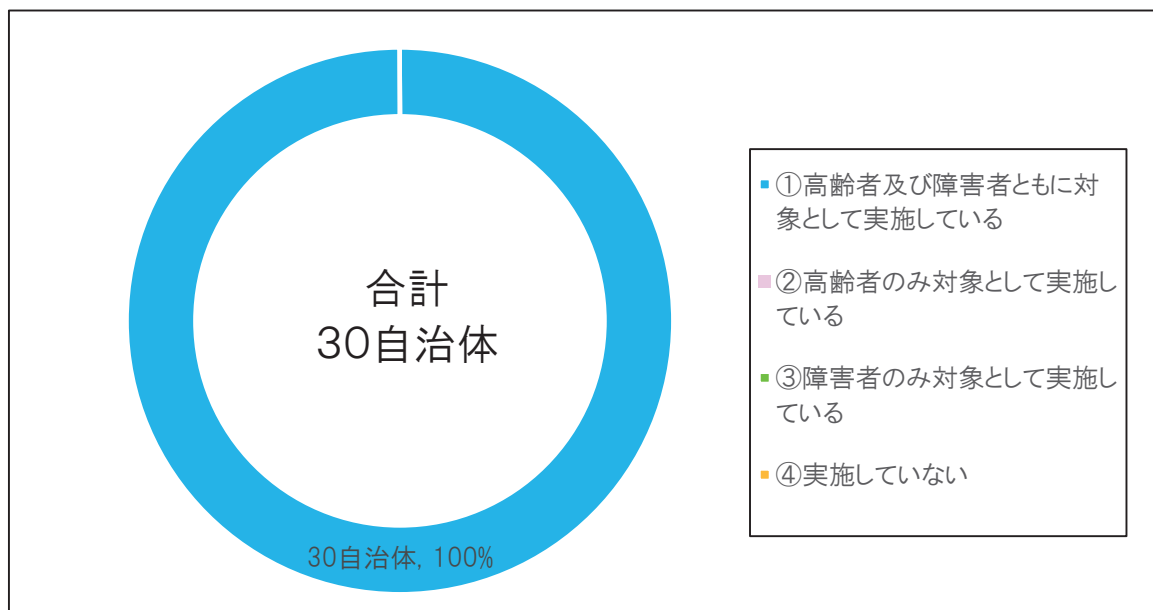
⑱令和5年度の申し立て費用助成件数

➤ 高齢者を対象とした助成件数は16自治体で合計66件、障害者を対象とした助成件数は7自治体で合計10件となっている。



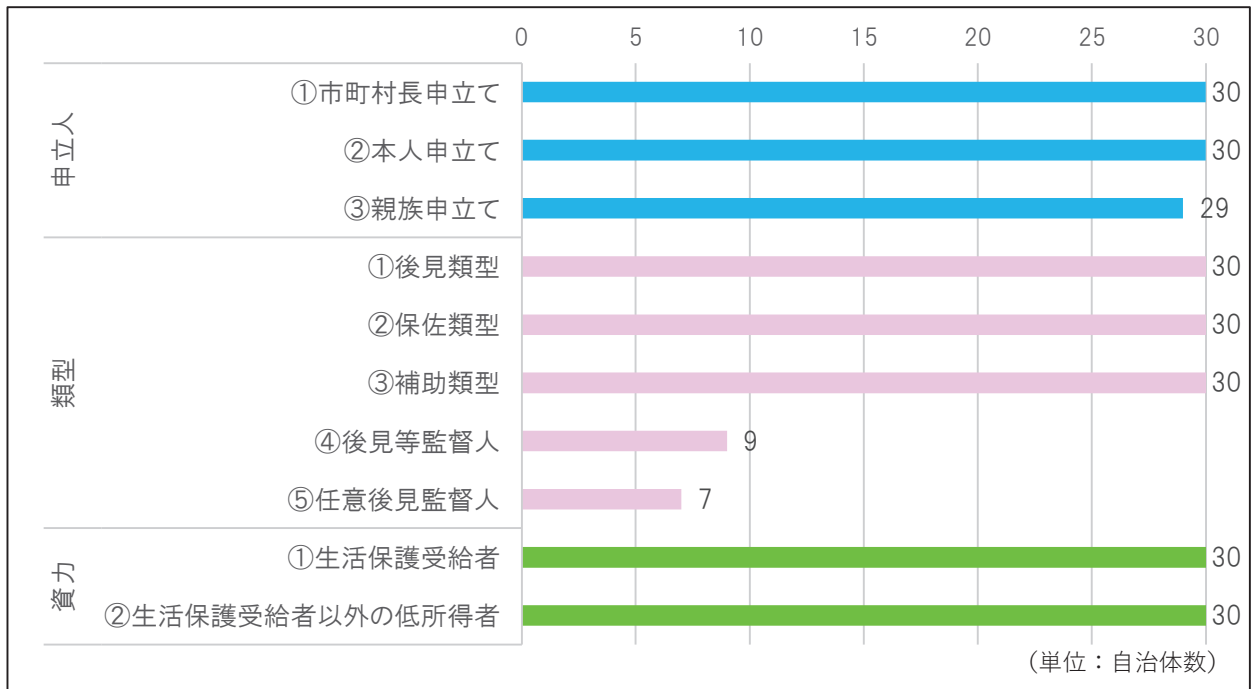
⑳成年後見人等への報酬助成状況

➤ 30自治体の全てにおいて、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



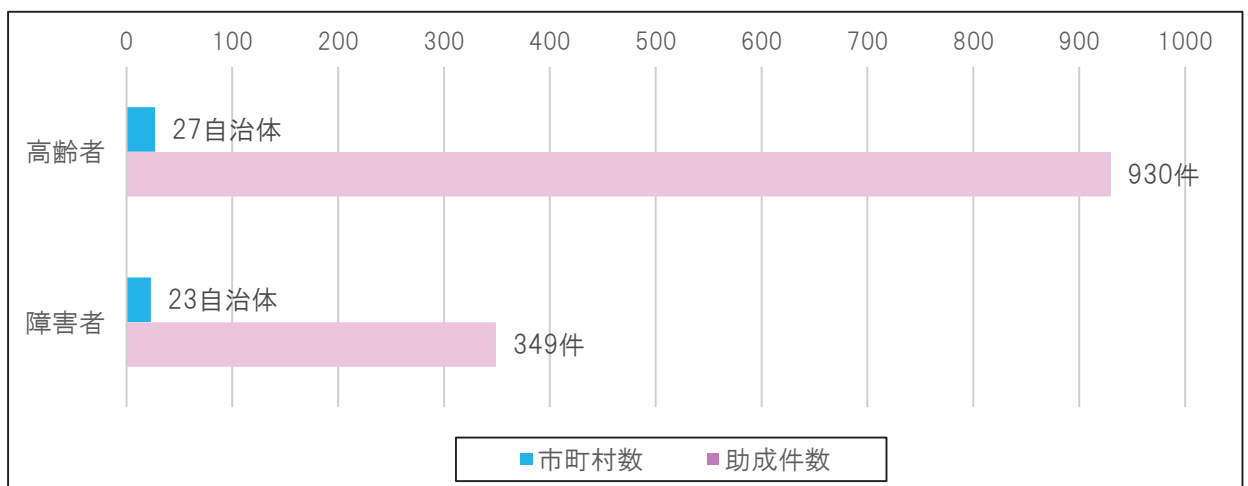
②報酬助成の対象要件

- 申立人別では、「市町村長申立て」及び「本人申立て」は全30自治体で対象としている一方、「親族申立て」は29自治体で対象となっている。
- 類型別では、「後見」「保佐」「補助」はそれぞれ全30自治体で対象としている一方、「後見等監督人」は9自治体、「任意後見監督人」は7自治体のみで対象となっている。



②令和5年度の報酬助成件数

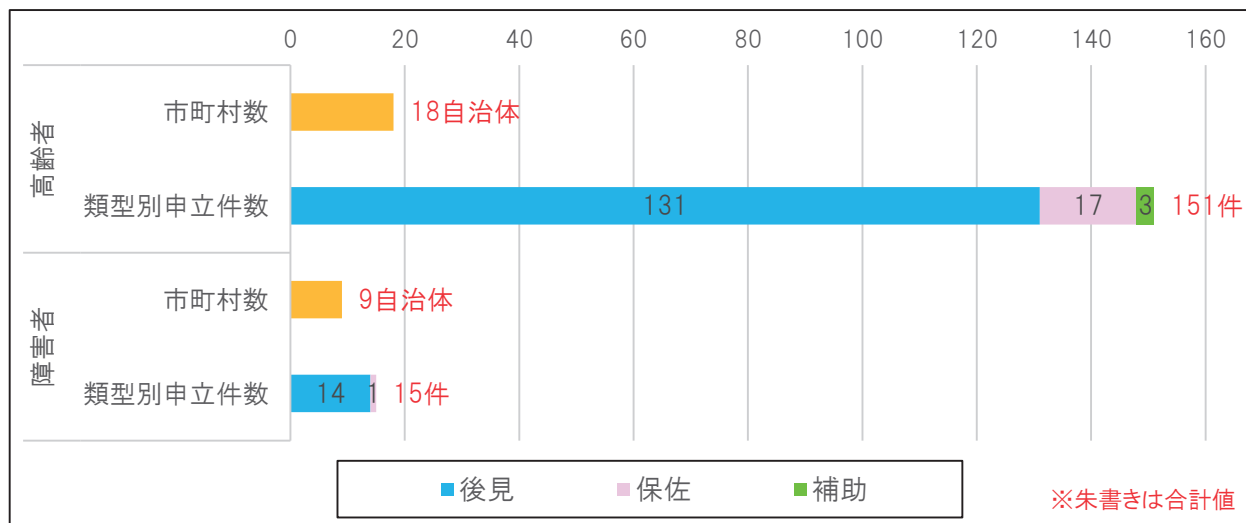
- 高齢者を対象とした助成件数は27自治体で合計930件、障害者を対象とした助成件数は23自治体で合計349件となっている。



### 3 市町村長申立てについて

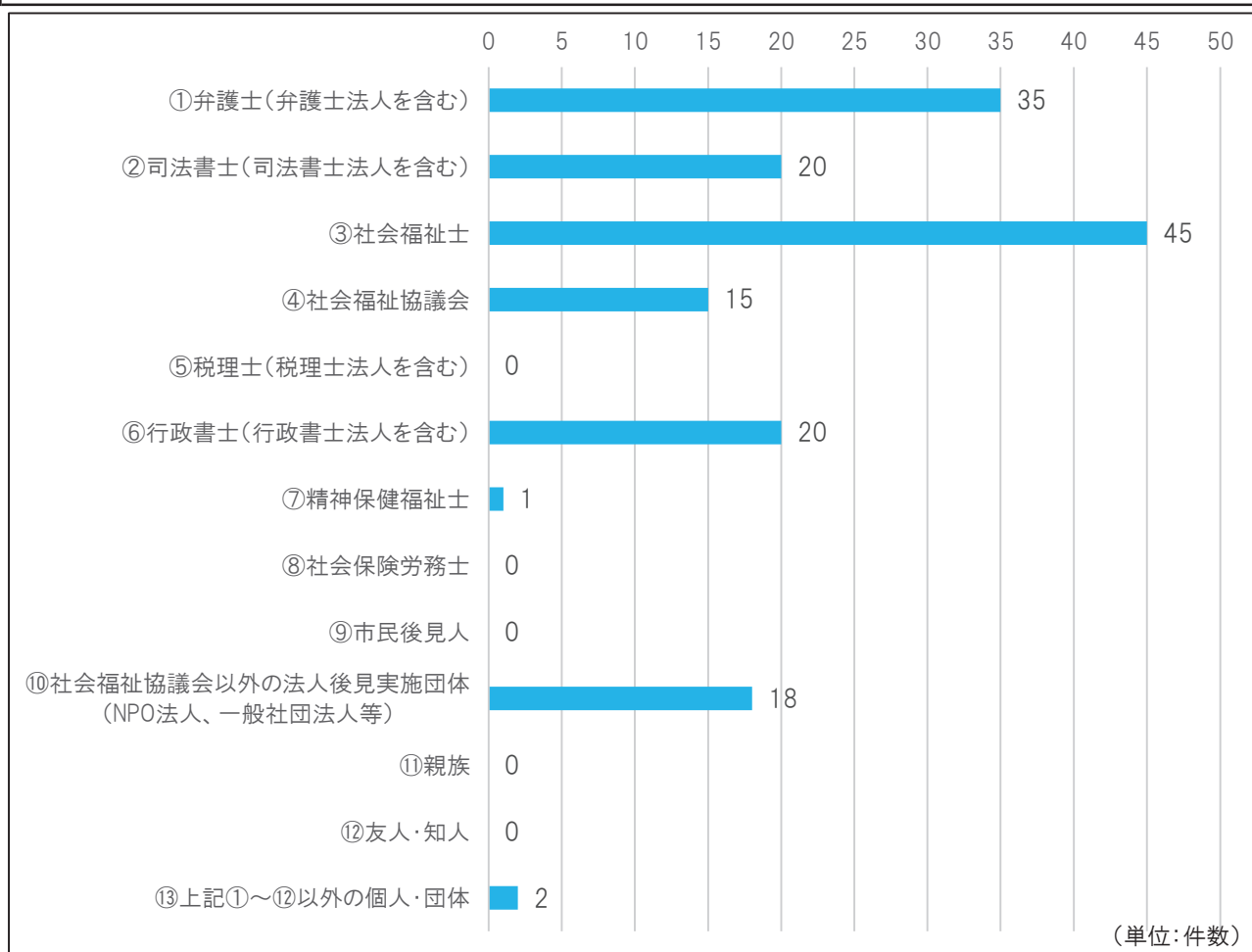
#### ②令和5年度の市町村長申立件数

➤ 高齢者を対象とした市町村長申立件数は18自治体で合計151件、障害者を対象とした市町村長申立件数は9自治体で合計15件となっている。



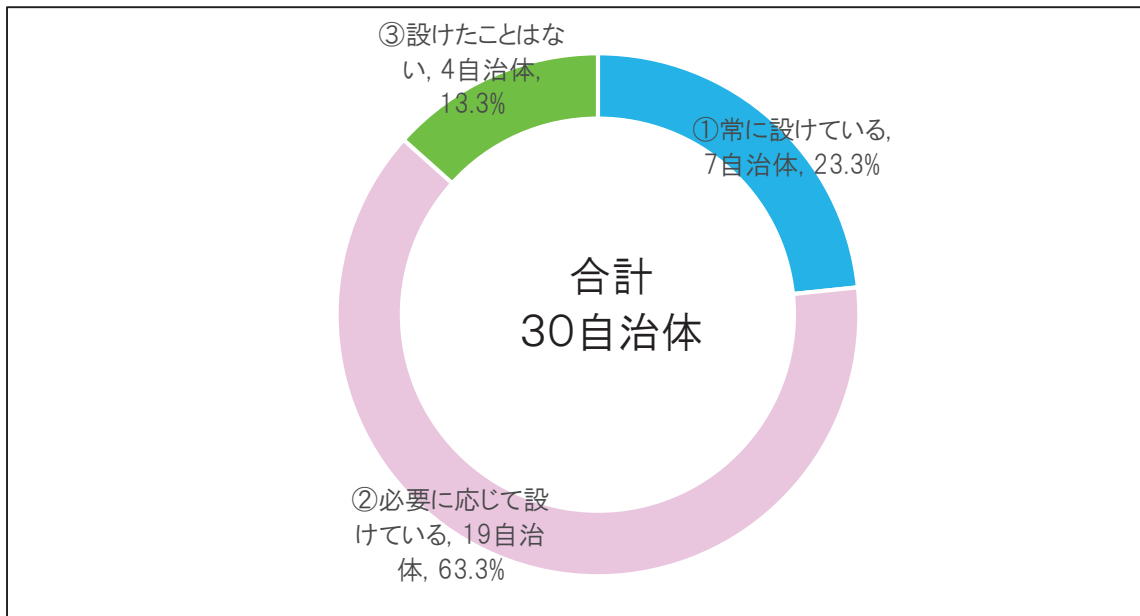
#### ④令和5年度の市町村長申立ケースにおける後見人等候補者別件数

➤ 「社会福祉士」が45件と一番多く、次いで「弁護士(弁護士法人を含む)」が35件、「司法書士(司法書士法人を含む)」と「行政書士(行政書士法人を含む)」がそれぞれ20件と続く。



⑳市町村長申立の要否検討会等における専門職関与の機会の有無

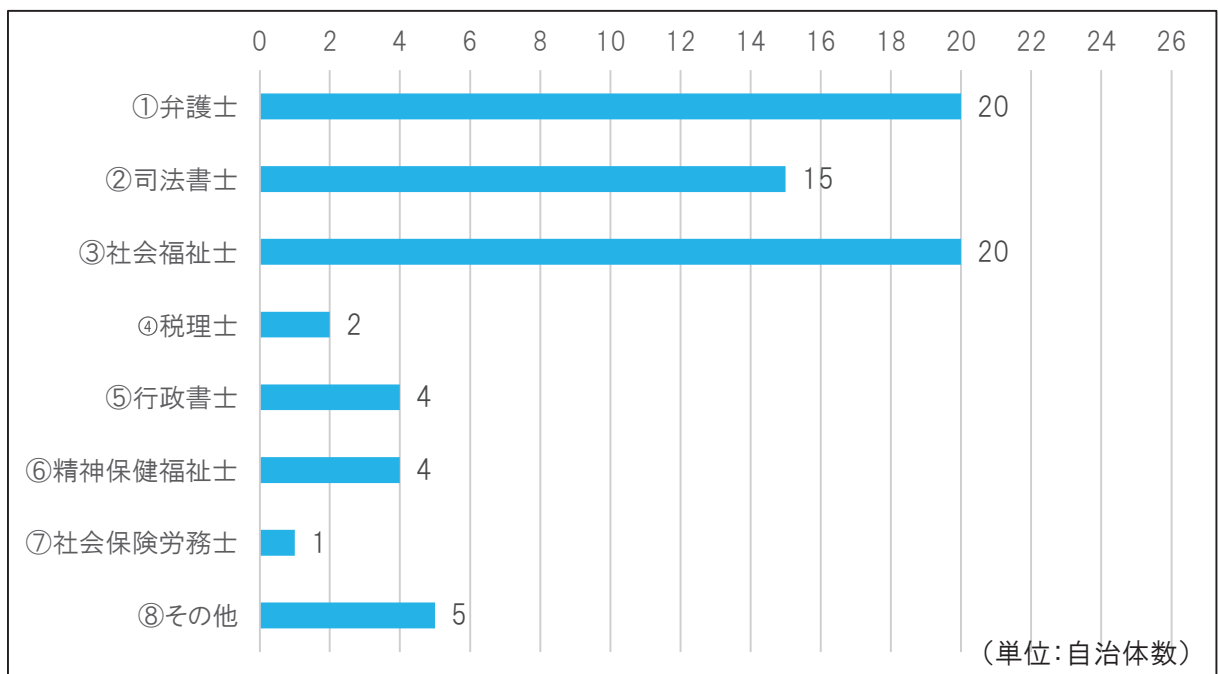
➤「常に設けている」が7自治体、「必要に応じて設けている」が19自治体、「設けたことはない」が4自治体となっている。



㉑市町村長申立の要否検討会等に関与している専門職

(※上記㉑で「常に設けている」「必要に応じて設けている」と回答した26自治体が対象、複数回答)

➤「弁護士」と「社会福祉士」がそれぞれ20自治体と一番多く、次いで「司法書士」が15自治体と続く。



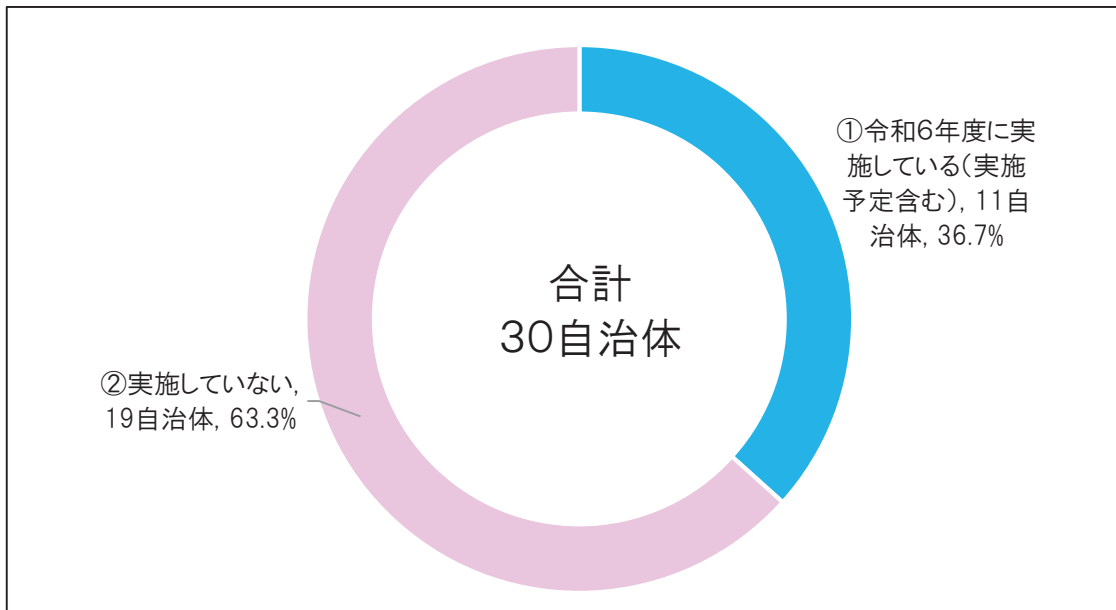
【その他の内容】

- ・成年後見支援センター
- ・担当ケアマネや相談員
- ・保健師
- ・ケース会議実施の際、参加する専門職に相談

## 4 市民後見人について

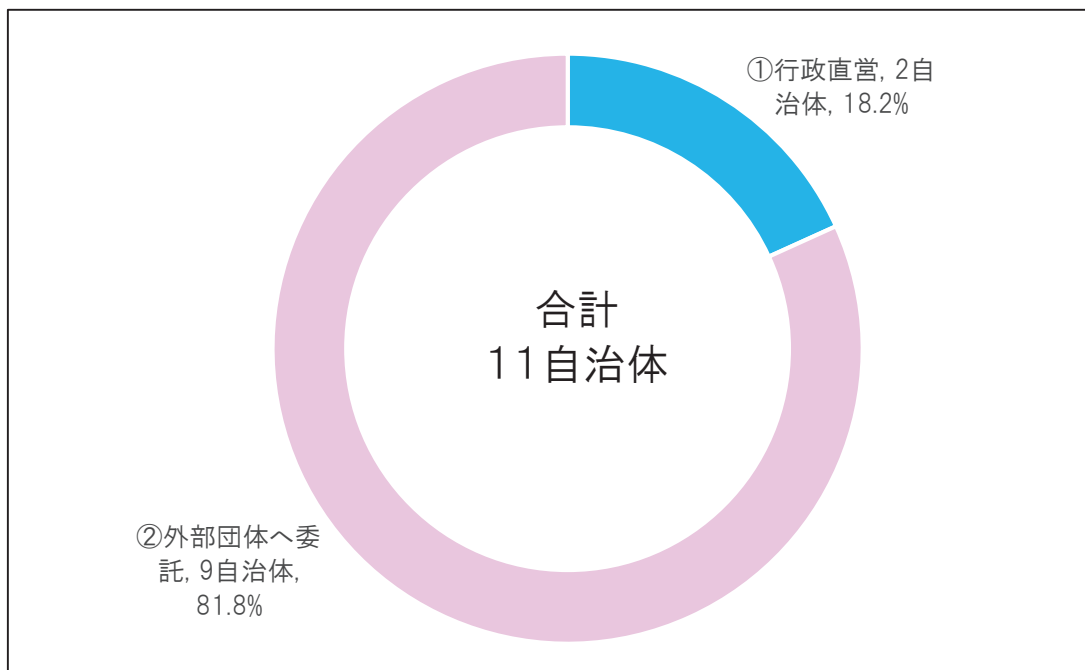
### ⑳市民後見推進事業の実施状況

➤ 「令和6年度に実施している(実施予定含む)」は11自治体。



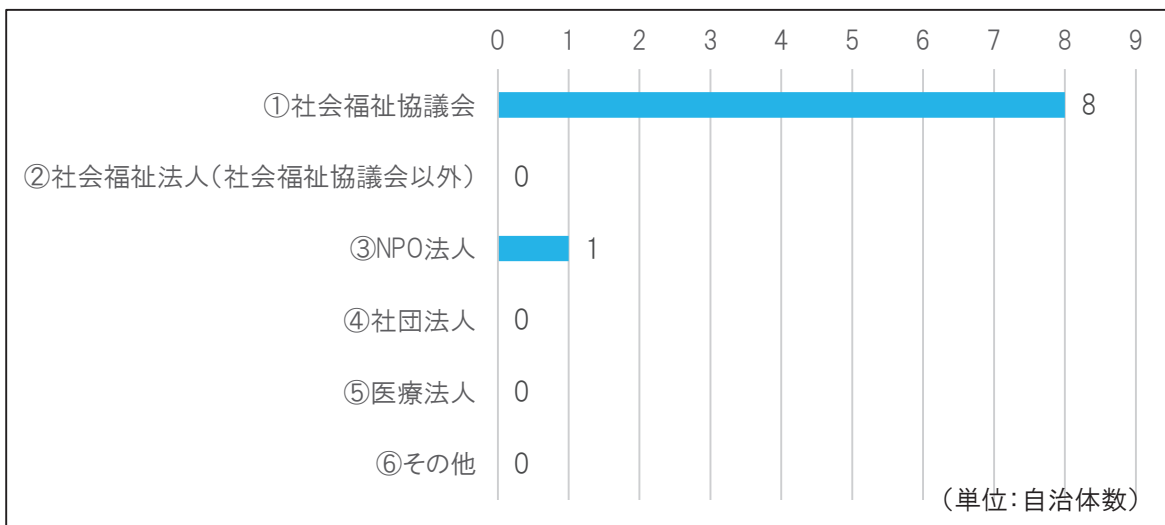
### ㉑事業実施形態(※上記㉑で「令和6年度に実施している(実施予定含む)」と回答した11自治体が対象)

➤ 「行政直営」が2自治体、「外部団体へ委託」が9自治体となっている。



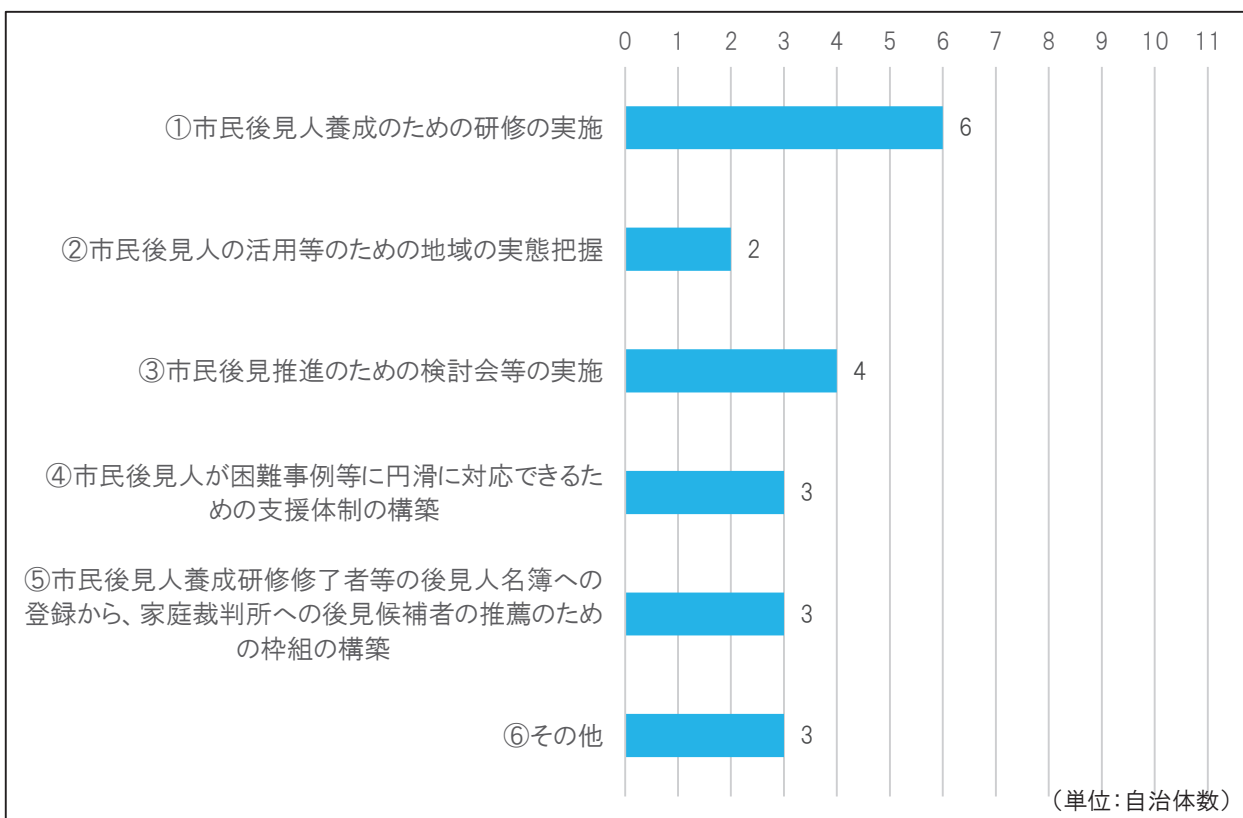
⑳事業委託先(※上記㉔で「外部団体へ委託」と回答した9自治体が対象)

➤ 事業の委託先として「社会福祉協議会」が8自治体、「NPO法人」が1自治体となっている。



㉑実施内容(※上記㉒で「令和6年度に実施している(実施予定含む)」と回答した11自治体が対象、複数回答)

➤ 「市民後見人養成のための研修の実施」が6自治体と一番多く、次いで「市民後見推進のための検討会等の実施」が4自治体と続く。



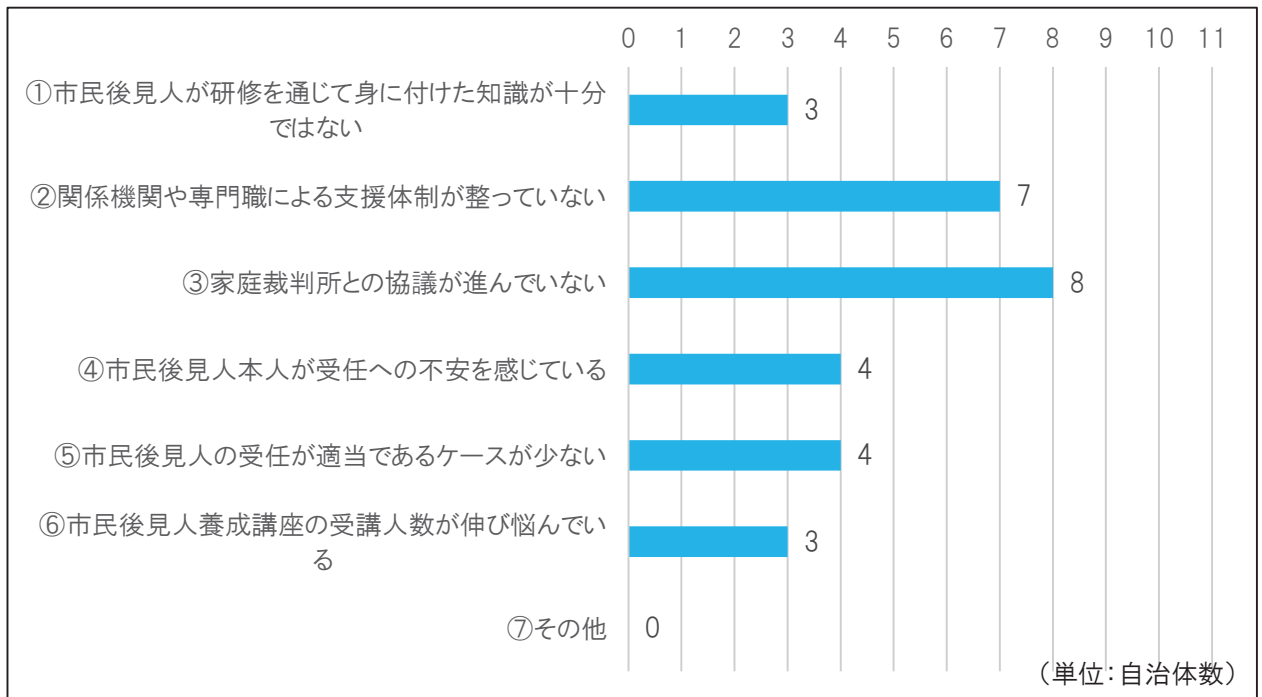
【その他の内容】

- ・法人後見の支援員を養成する養成講座を実施予定。今後、段階的に研修内容を拡充し、最終的には市民後見人の育成を目指す。
- ・将来的な市民後見人の養成を見据え、地域の権利擁護の担い手を確保するための研修の実施
- ・市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ

⑪ 市民後見人の受任にあたっての課題

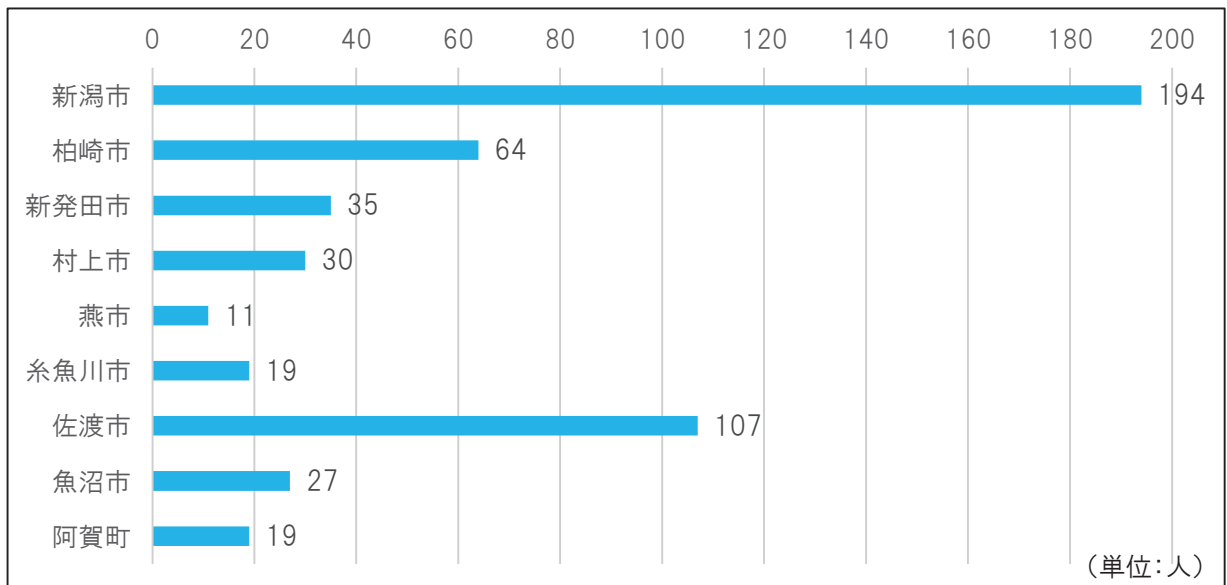
(※上記⑭で「令和6年度に実施している(実施予定含む)」と回答した11自治体が対象、複数回答)

➤ 「家庭裁判所との協議が進んでいない」が8自治体と一番多く、次いで「関係機関や専門職による支援体制が整っていない」が7自治体、「市民後見人本人が受任への不安を感じている」「市民後見人の受任が適当であるケースが少ない」がそれぞれ4自治体と続く。



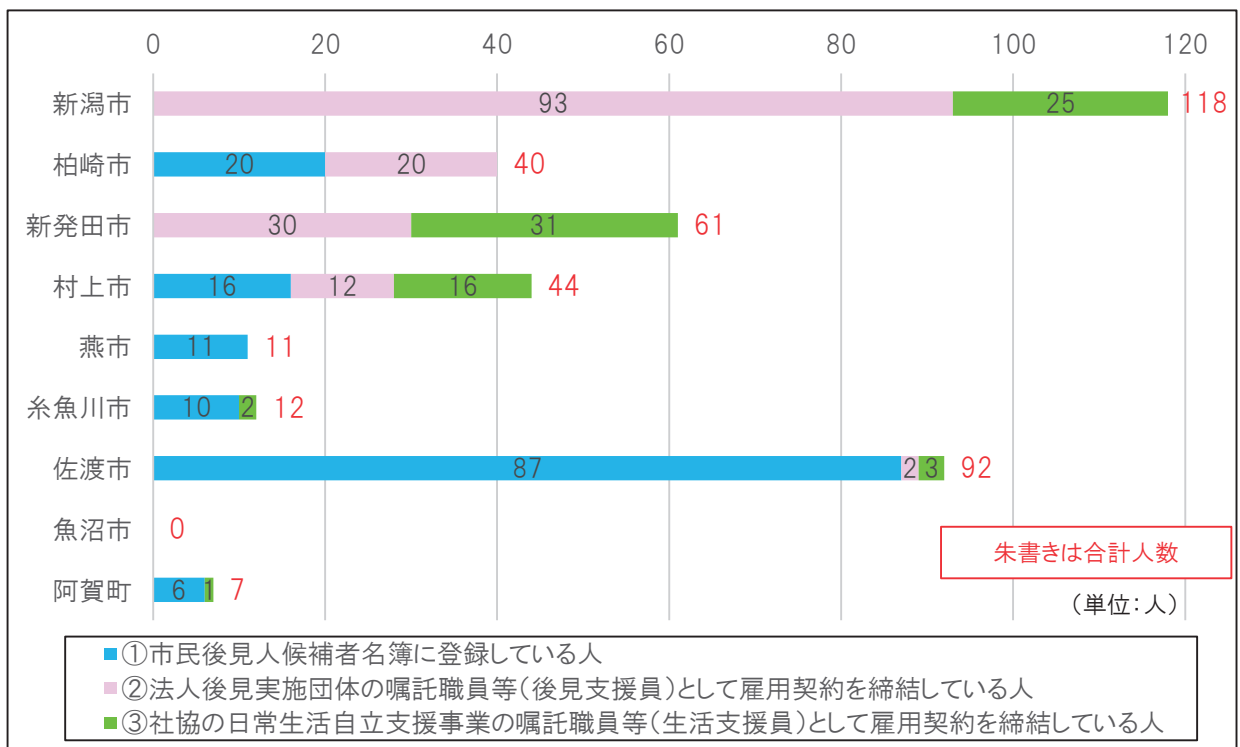
⑫ 市民後見人養成研修修了者数(※過去に市民後見人養成研修を開催した実績のある自治体が対象)

➤ 9自治体で合計506人が市民後見人養成研修を修了している。



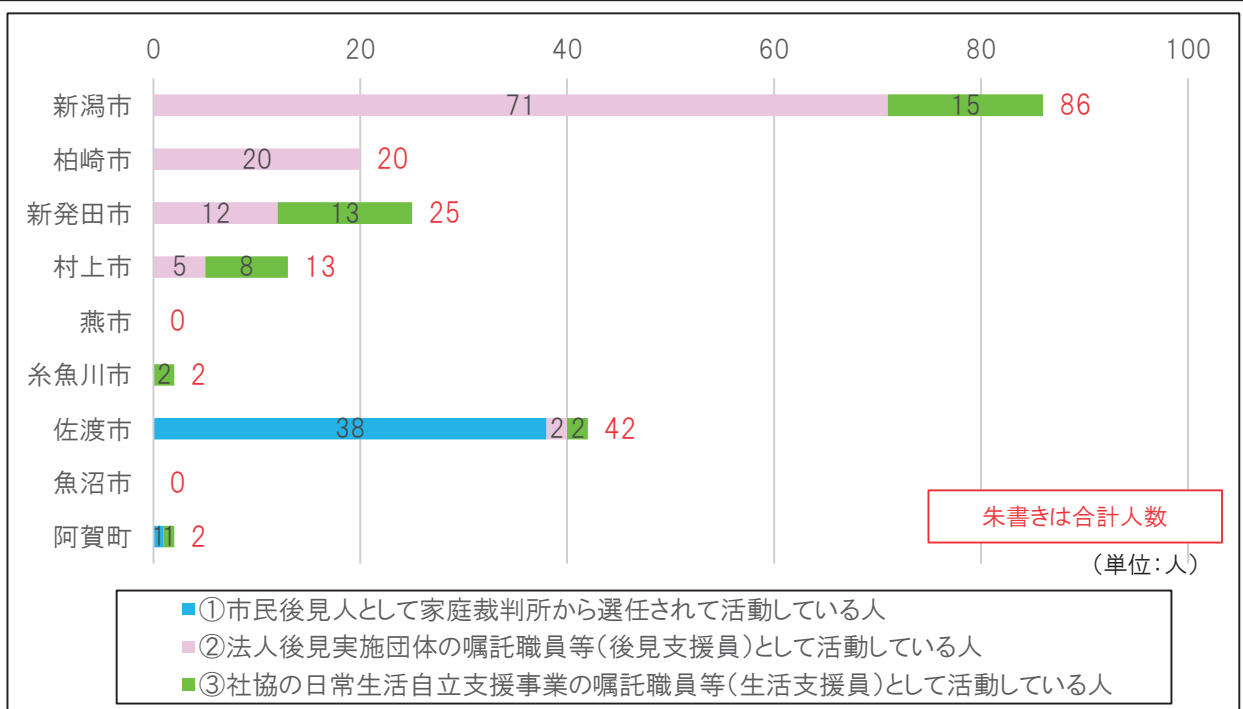
③活動できる状況にある方の人数(延べ人数)(※上記②に回答した9自治体が対象)

➤「市民後見人候補者名簿に登録している人」は6自治体で合計150人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は5自治体で合計157人、「社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として雇用契約を締結している人」は6自治体で合計78人となっている。



④現に活動している方の人数(延べ人数)(※上記②に回答した9自治体が対象)

➤「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は2自治体で合計39人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として活動している人」は5自治体で合計110人、「社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として活動している人」は6自治体で合計41人となっている。

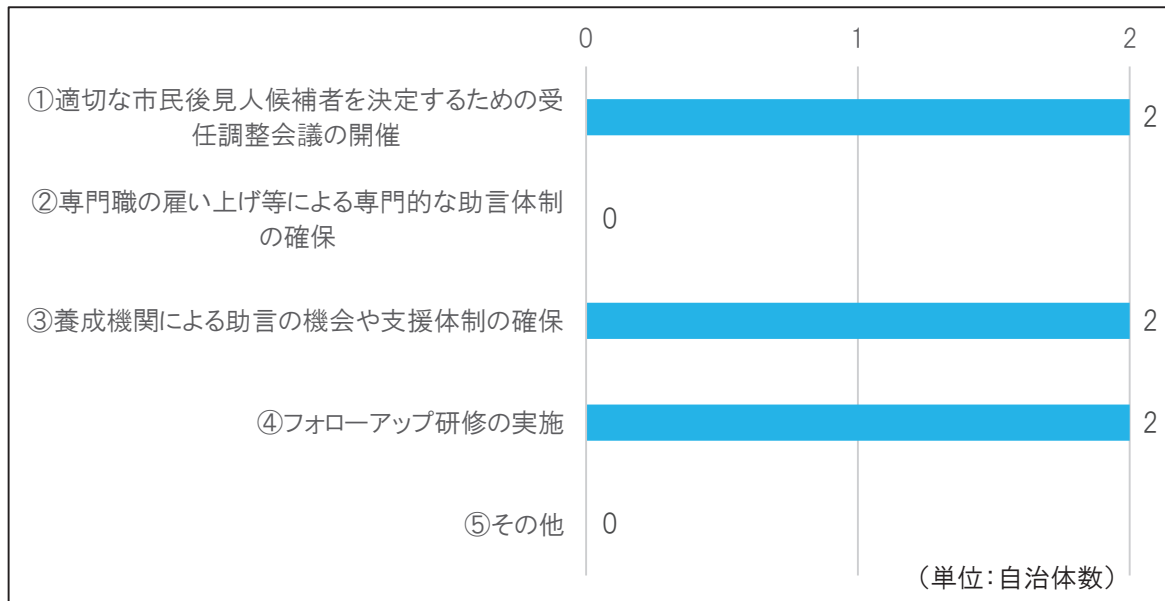




③⑤ 市民後見人の受任調整・支援体制(複数回答)

(※上記③④で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した2自治体が対象)

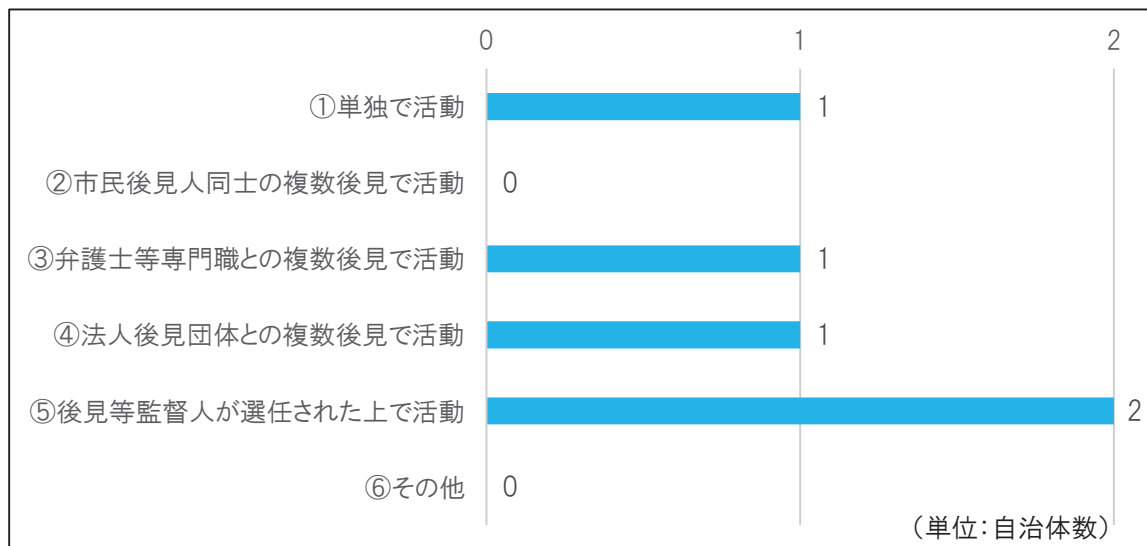
➤ 「適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議の開催」「養成機関による助言の機会や支援体制の確保」「フォローアップ研修の実施」がそれぞれ2自治体となっている。



③⑥ 市民後見人の活動形態(複数回答)

(※上記③④で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した2自治体が対象)

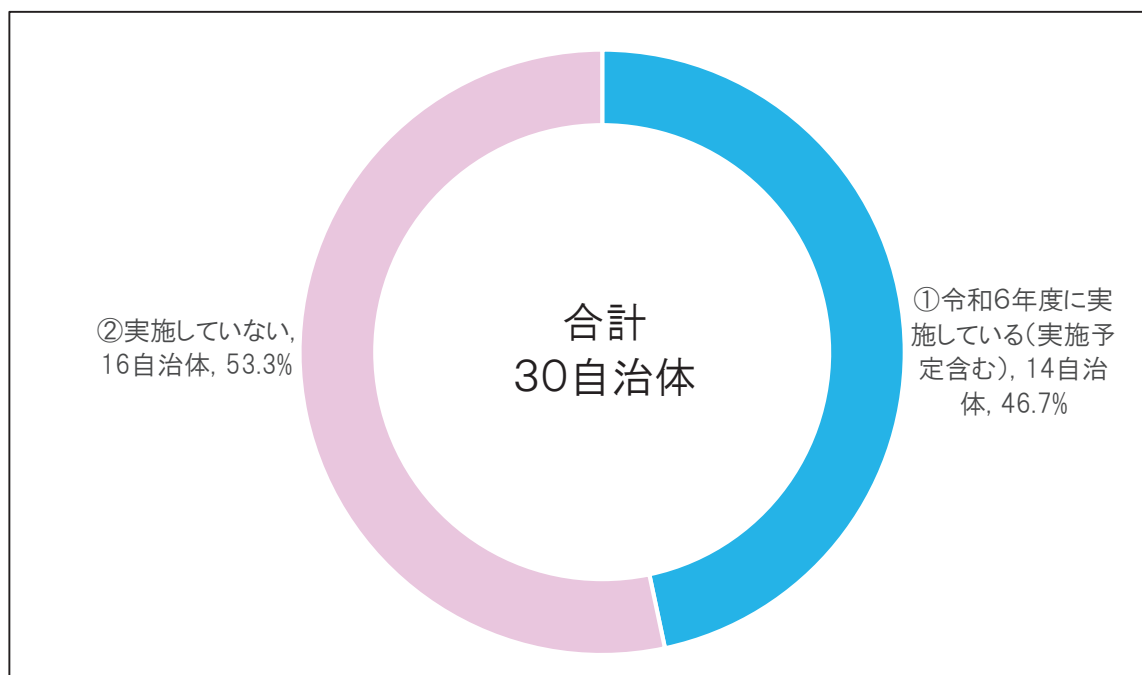
➤ 「後見等監督人が選任された上で活動」が2自治体、「単独で活動」「弁護士等専門職との複数後見で活動」「法人後見団体との複数後見で活動」がそれぞれ1自治体となっている。



## 5 法人後見について

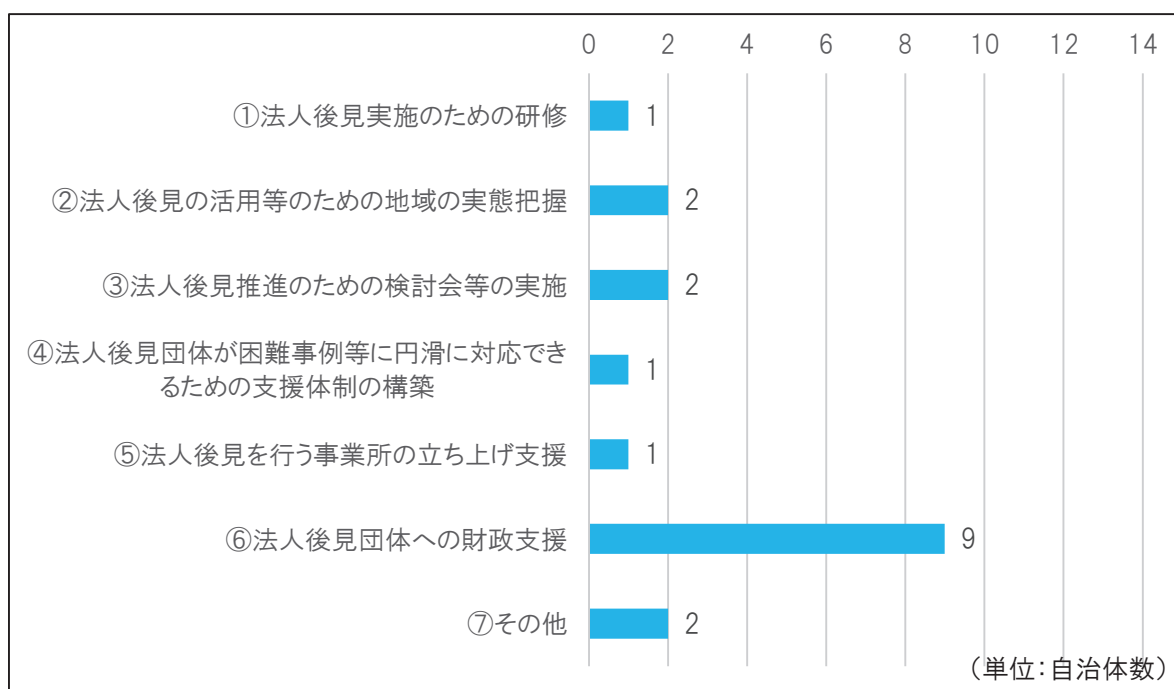
### ③⑦ 成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

➤ 「令和6年度に実施している(実施予定含む)」が14自治体となっている。



### ③⑧ 実施内容(※上記③⑦で「令和6年度に実施している(実施予定含む)」と回答した14自治体が対象、複数回答)

➤ 「法人後見団体への財政支援」が9自治体と一番多く、次いで「法人後見の活用等のための地域の実態把握」「法人後見推進のための検討会等の実施」「その他」がそれぞれ2自治体と続く。



#### 【その他の内容】

- ・中核機関による、法人後見実施団体の活動支援
- ・講演会又は研修会等の実施

③9 成年後見制度利用促進体制の整備にかかる課題

<p>■ 体制整備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域課題の整理と共有、そして解決策の実践に対して、地域の支援のネットワークに中核機関がどのように参加することが望ましく、何が提供できるのか、その方法について課題となっている。</li> <li>・ 中核機関を直営か委託かを検討するために、委託するまでの過程について参考となる資料が少ない。</li> <li>・ 体制整備についてノウハウがなく整備が進んでいない。</li> <li>・ 高齢者などで、身寄りのいない方の転入が多く、成年後見を必要とする方が増えてきているように思うが、司法書士など、後見人になり得る方が少ない。町長申立てに係る家庭裁判所に提出する資料については、町職員で行っているため、非常に時間がかかってしまう。よって、中核機関の設置については難しい。</li> <li>・ 今年度、アドバイザー派遣を受けて検討に入ります。地域の課題としても把握できていないため、これから取り組んでいきたいと思っています。</li> <li>・ 受任者調整の仕組みづくり。</li> </ul>
<p>■ 成年後見人等の担い手に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後見人等受任者が不足していること。</li> <li>・ 3士会(弁護士、司法書士、社会福祉士)との連携はとっているが、3士会の専門職自体が限られていることから受任調整が難しく、申立から審判まで時間を要している。</li> <li>・ 成年後見人のなり手不足。財政負担が年々増えている。</li> <li>・ 法人後見実施団体が村内にない。</li> <li>・ 人的資源の不足。</li> </ul>
<p>■ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業について助成の対象とならない方であっても経済的に困窮している場合がある。市成年後見制度利用支援事業であれば、特別養護老人ホームの特例入所のような例外規定がないことが課題である。</li> <li>・ 更なる財政支援の充実。</li> <li>・ 人口減少とともに高齢化が進み、身寄りのいない高齢者が増加している。財産管理や死後事務の課題を抱えている人が増え、成年後見制度以外の支援も求められている。</li> <li>・ 圏域や県単位で協議すべき課題もあるが協議の場がない。 例：市町村ごとに対象範囲が異なる制度があり、場合によっては支援が十分に行き届かない人がいる(成年後見制度利用支援事業、受任調整会議)。</li> </ul>

※具体の市町村名は削除している。

---

---

IV  
社協における法人後見事業に関する  
実態調査の結果

---

---

---

## 社協における法人後見事業に関する実態調査の結果

---

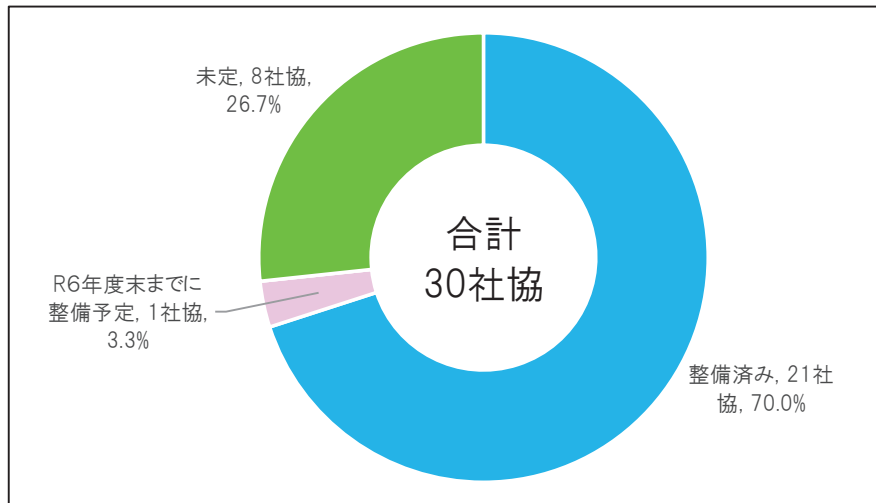
### 【調査概要】

目的	新潟県内の社会福祉協議会における法人後見事業への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和6年5月1日から5月31日
調査時点	令和6年5月1日
調査方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

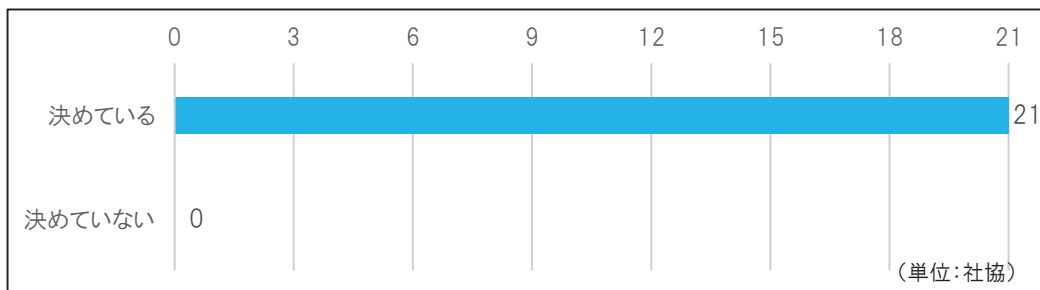
## 1 法人後見事業の体制整備状況

- 法人後見事業の実施体制を整備している社協は21か所、「R6年度末までに整備予定」の社協が1か所、「未定」の社協が8か所となっている。

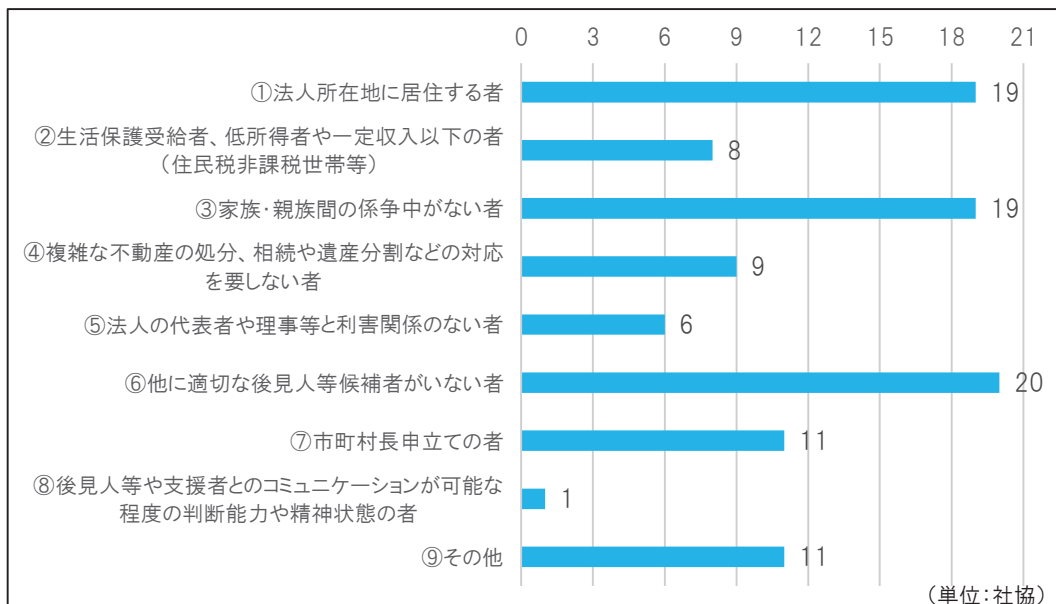


## 2 法人後見受任要件の設定

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協全てにおいて、法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」。
- 設定している受任要件としては、「他に適切な後見人等候補者がいない者」が20社協と最も多く、次いで「法人所在地に居住する者」、「家族・親族間の係争中がない者」がそれぞれ19社協と続く。



### 《受任要件の内容(複数回答)》



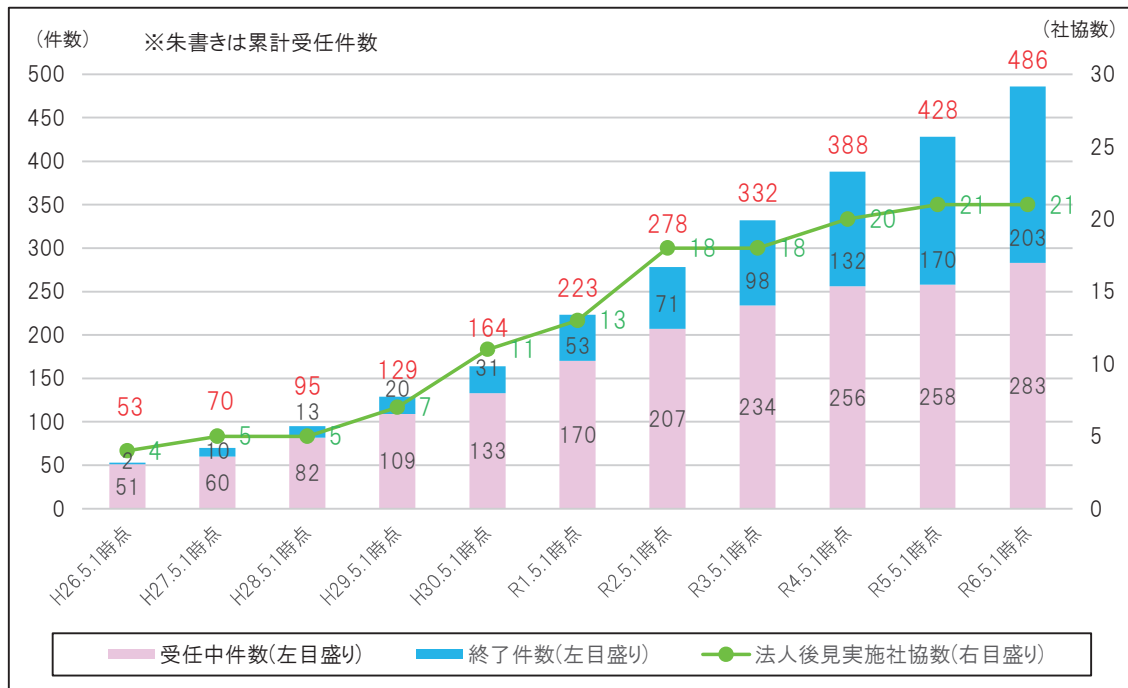
【その他の内容】

- ・家裁からの受任依頼によるもの、または日常生活自立支援事業からの移行
- ・紛争性が低く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の者
- ・本会が成年後見人等に適切であると市が判断した者
- ・法人後見業務による支援が必要と本会が認める者
- ・当会、日常生活自立支援事業利用者と判断能力が低下した者
- ・日自利用者と⑥または⑦にあたる方
- ・若年で長期にわたる安定的な支援を要する者
- ・日常生活自立支援事業の利用者と判断能力が低下した者
- ・高額な財産を所有していないこと
- ・日常生活自立支援事業利用者と判断能力が低下した者のうち、⑦に該当する者
- ・原則として高額な財産を所有せずに、他に適切な後見人等が得られない者
- ・法人所在地に居住する者の他、住所地特例等の要件あり
- ・社会福祉協議会長及び運営委員会が特に必要と認める者
- ・本会会長が特に必要であると認められる方

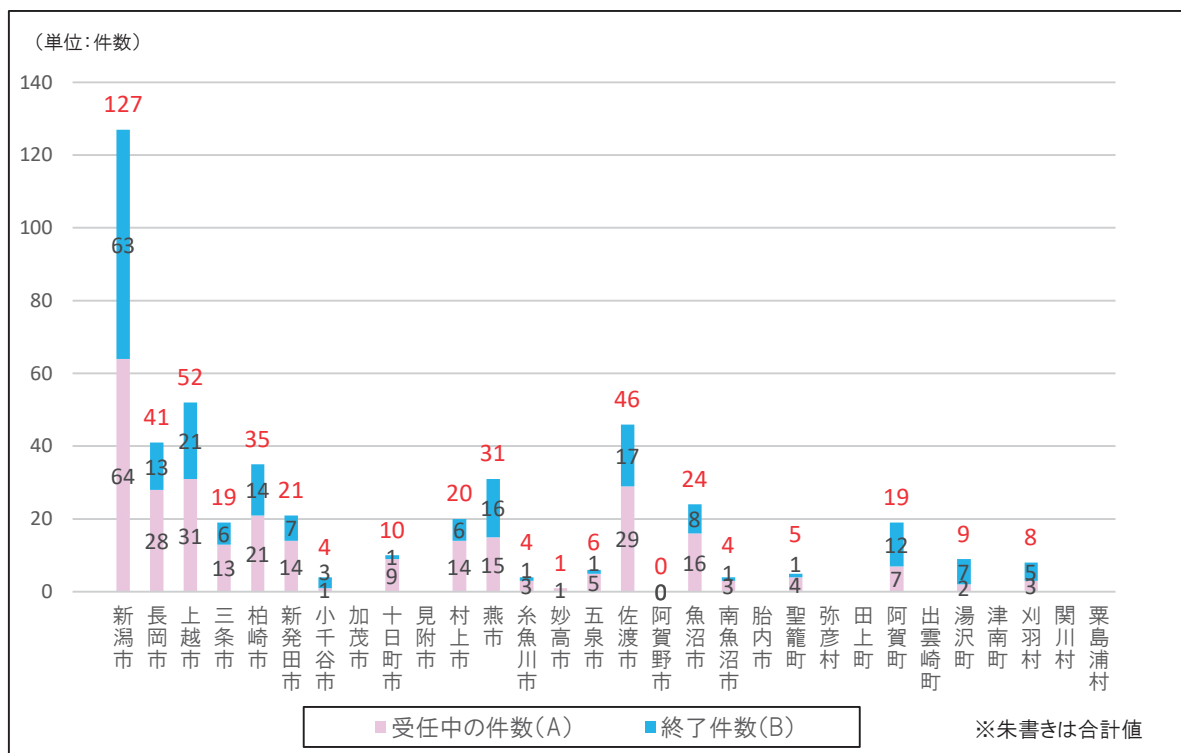
### 3 法人後見事業における受任状況

▶ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、これまでに累計486件受任している。そのうち、既に終了しているケースが203件、現時点で受任している件数は283件となっている。

#### 《法人後見実施社協数及び受任件数の推移》



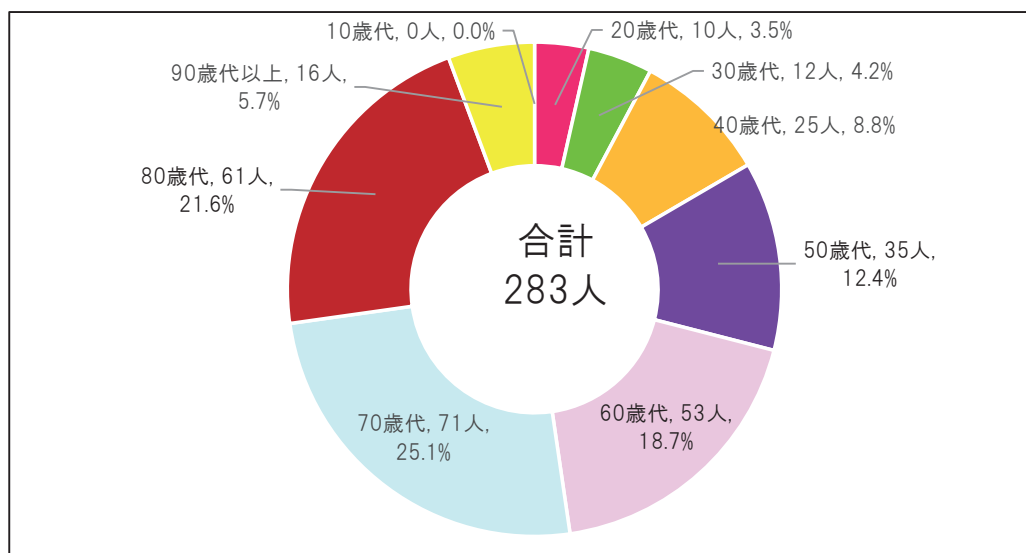
## 《市町村社協別受任件数》



## 4 受任中のケース概要

### (1)年代

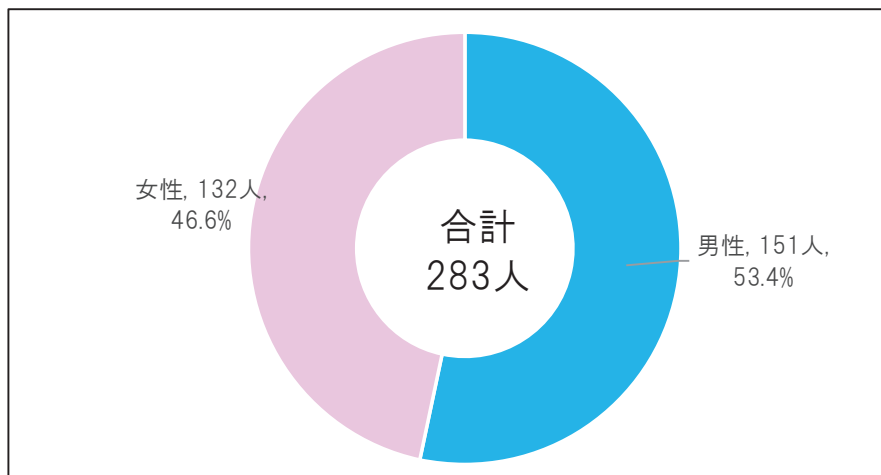
➤ 「70歳代」が71人(25.1%)と最も多く、次いで「80歳代」61人(21.6%)、「60歳代」53人(18.7%)、「50歳代」35人(12.4%)と続く。





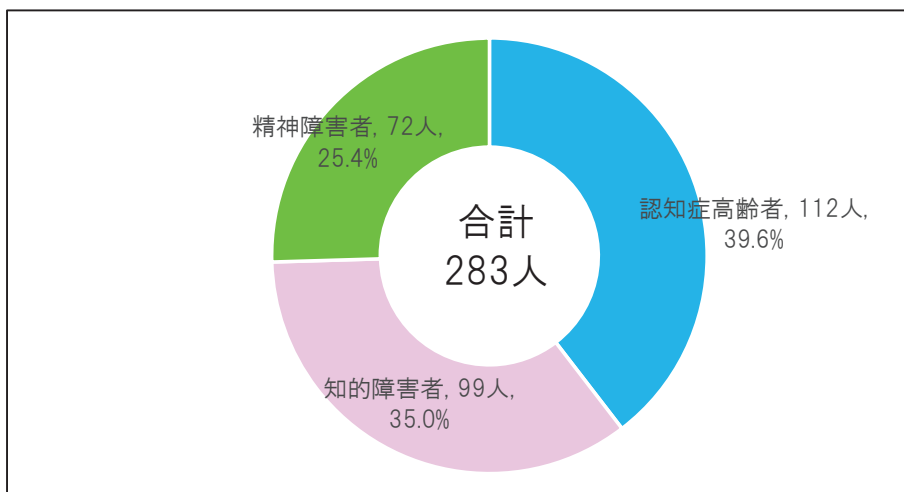
## (2)性別

➤ 「男性」が151人(53.4%)、「女性」が132人(46.6%)となっている。



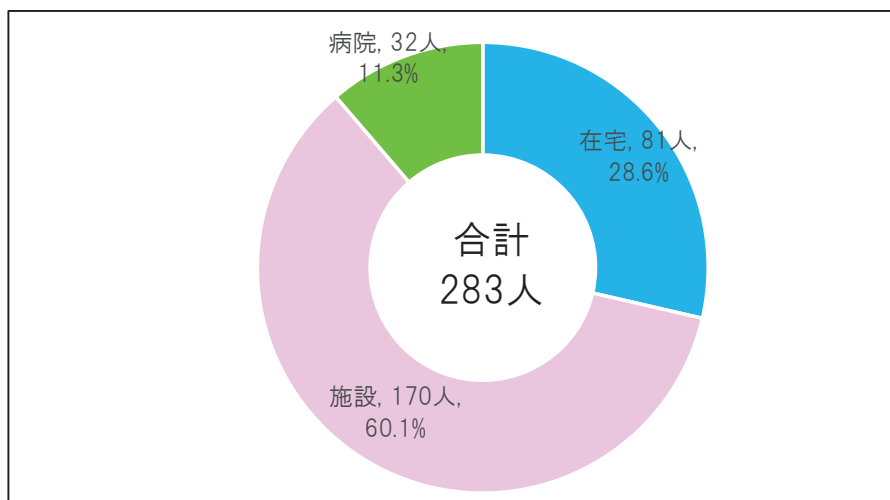
## (3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が112人(39.6%)と最も多く、次いで「知的障害者」99人(35.0%)、「精神障害者」72人(25.4%)となっている。



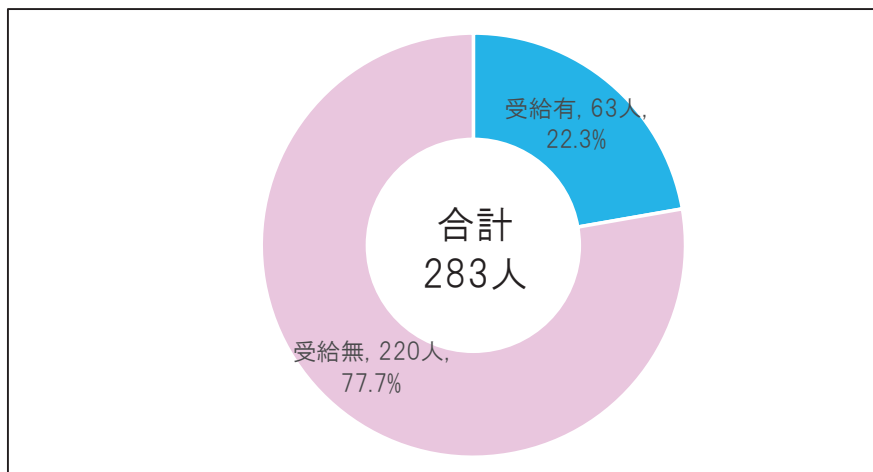
## (4)居所

➤ 「施設」が170人(60.1%)と最も多く、次いで「在宅」81人(28.6%)、「病院」32人(11.3%)となっている。



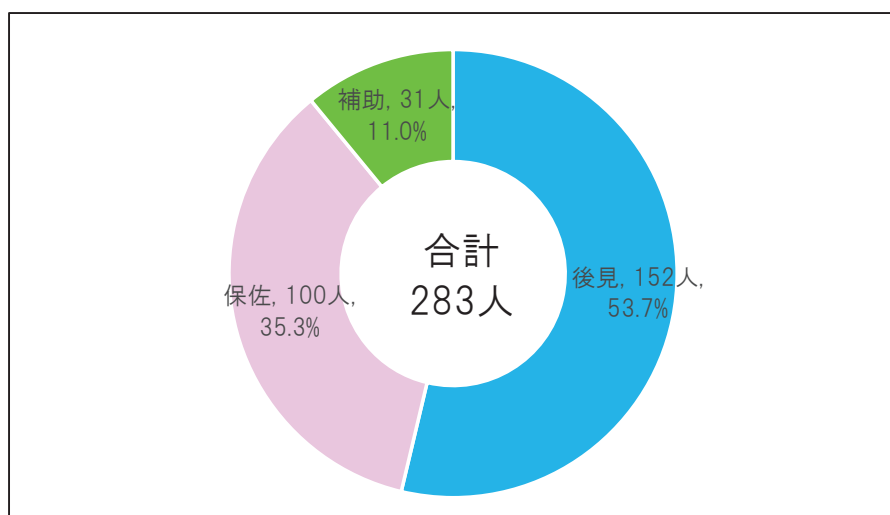
### (5)生活保護受給有無

生活保護の「受給有」が63人(22.3%)、「受給無」が220人(77.7%)となっている。



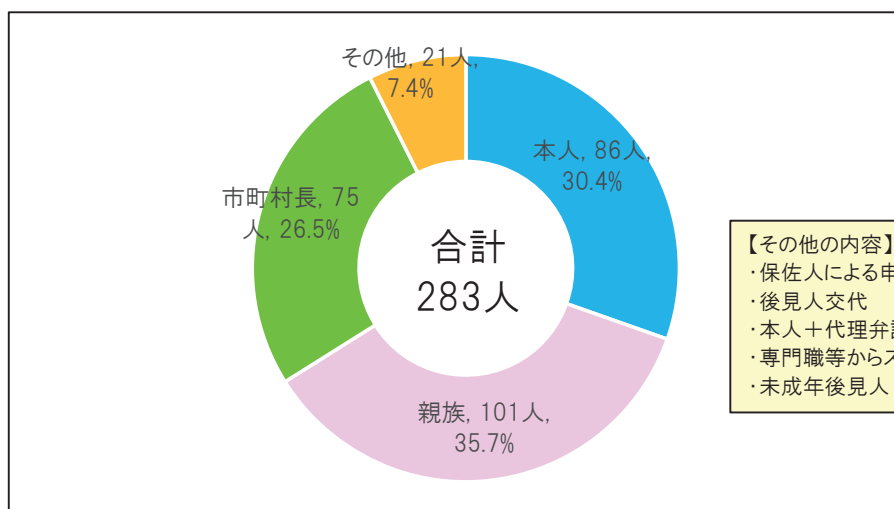
### (6)後見等類型

「後見」が152人(53.7%)と最も多く、次いで「保佐」100人(35.3%)、「補助」31人(11.0%)となっている。



### (7)申立人

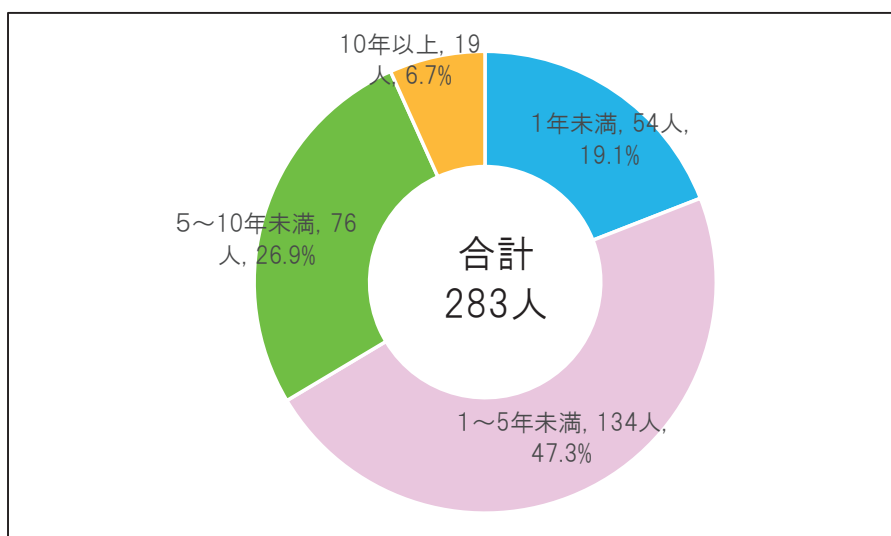
「親族」が101人(35.7%)と最も多く、次いで「本人」86人(30.4%)、「市町村長」75人(26.5%)、「その他」21人(7.4%)の順となっている。



【その他の内容】  
・保佐人による申立て  
・後見人交代  
・本人+代理弁護士  
・専門職等からスライド  
・未成年後見人

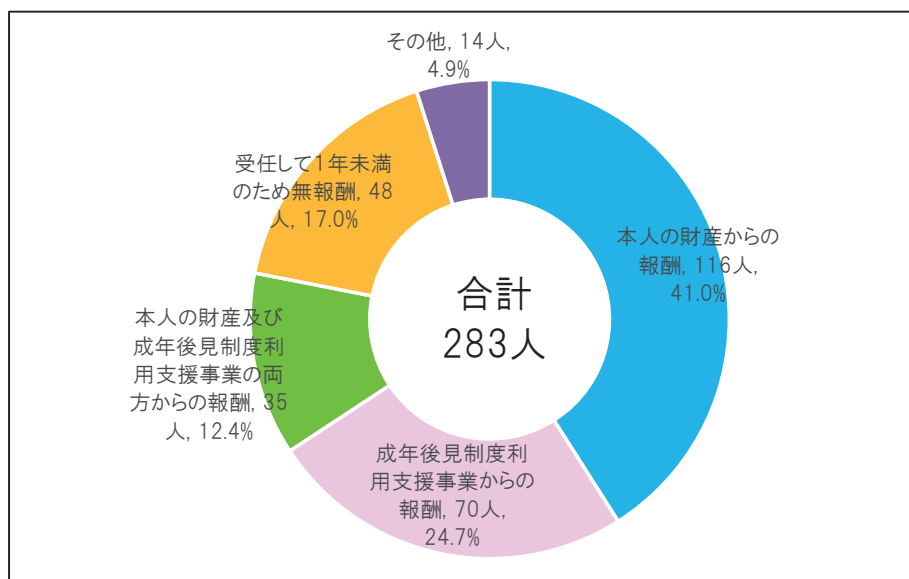
### (8) 受任期間

➤ 「1～5年未満」が134人(47.3%)と最も多く、次いで「5～10年未満」76人(26.9%)、「1年未満」54人(19.1%)、「10年以上」19人(6.7%)の順となっている。



### (9) 報酬状況

➤ 「本人の財産からの報酬」が116人(41.0%)と最も多く、次いで「成年後見制度利用支援事業からの報酬」70人(24.7%)、「受任して1年未満のため無報酬」48人(17.0%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」35人(12.4%)、「その他」14人(4.9%)の順となっている。

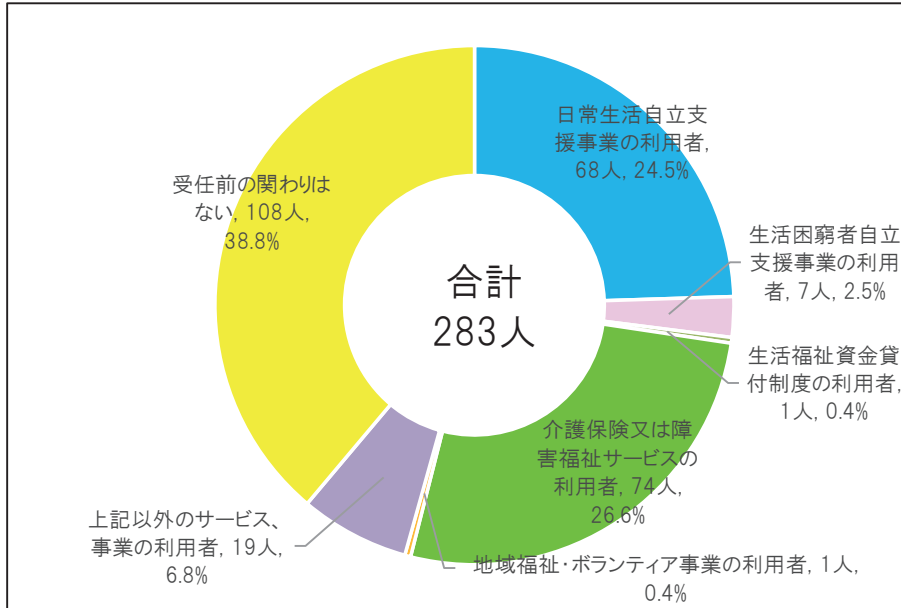


#### 【その他の内容】

- ・本人財産から受領できず、利用助成は対象外
- ・市の委託事業のため本人からは無報酬

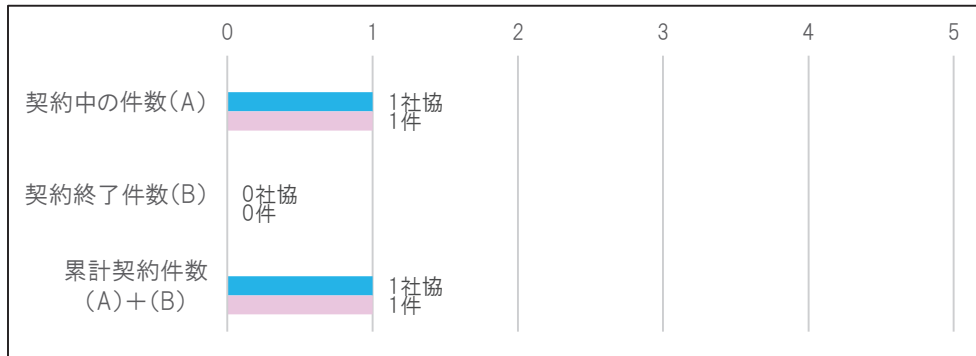
## (10) 受任前の社協としての関与状況

➤ 「受任前の関わりはない」が108人(38.8%)と最も多く、次いで「介護保険又は障害福祉サービス利用者」74人(26.6%)、「日常生活自立支援事業の利用者」68人(24.5%)、「上記以外のサービス・事業の利用者」19人(6.8%)、「生活困窮者自立支援事業の利用者」7人(2.5%)、「生活福祉資金貸付制度の利用者」「地域福祉・ボランティア事業の利用者」がそれぞれ1人(0.4%)の順となっている。



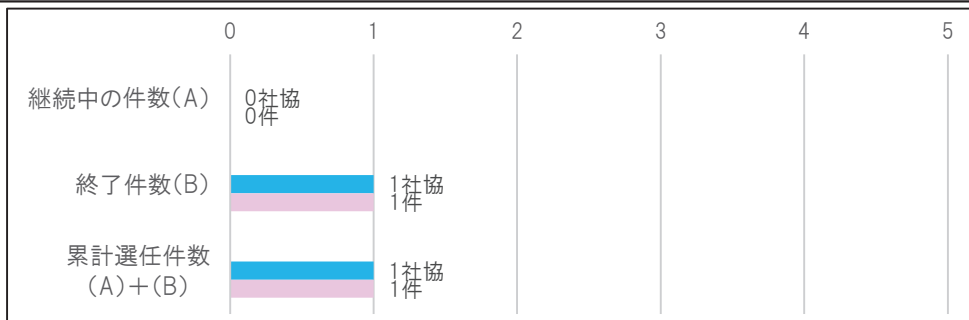
## 5 任意後見契約について

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協のうち、1社協で1件(契約中)の任意後見契約を締結している実績がある。



## 6 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協のうち、1社協で1件(既に終了)の成年後見監督人等選任実績がある。

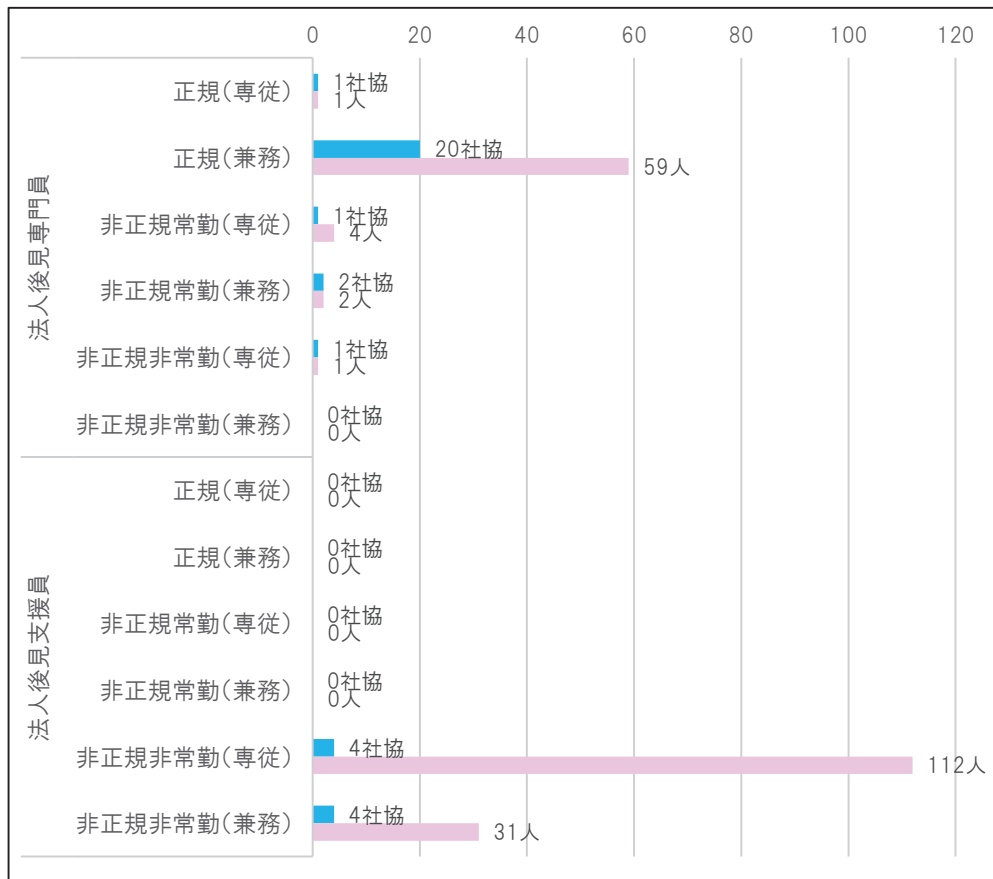


## 7 未成年後見人について

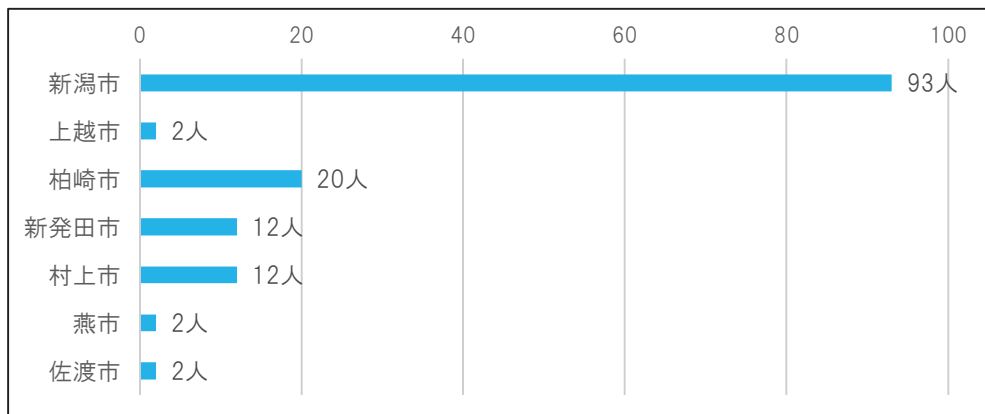
➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協の全てにおいて、これまでに未成年後見人として選任された実績はない。

## 8 法人後見事業の職員体制

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、法人後見専門員は合計67人、法人後見支援員は7社協で合計143人。

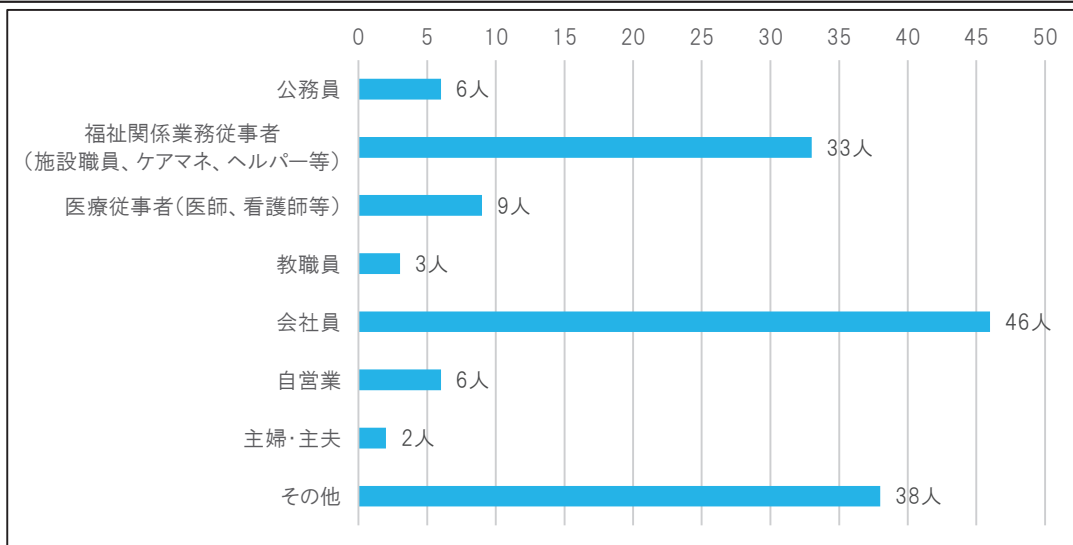


### 《社協別法人後見支援員数》



## 9 法人後見支援員の経歴

➤ 法人後見支援員143人の前職業（現在働いている方においては現職業）は、「会社員」が46人と最も多く、次いで「その他」38人、「福祉関係業務従事者（施設職員、ケアマネ、ヘルパー等）」が33人、「医療従事者（医師、看護師等）」9人と続く。

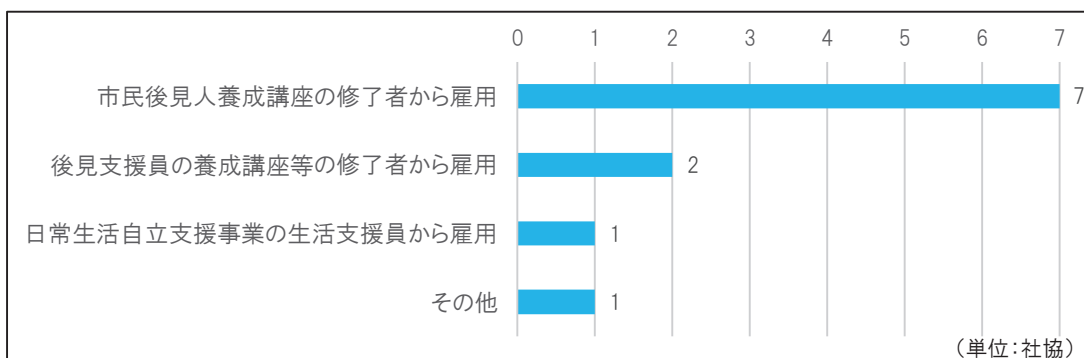


### 【その他の内容】

・銀行員      ・シルバー人材所属      ・まち会      ・神職      ・未把握

## 10 法人後見支援員の養成方法（複数回答）

➤ 法人後見支援員を雇用している7社協の全てで「市民後見人養成講座の修了者から雇用」しており、次いで「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」が2社協、「日常生活自立支援事業の生活支援員から雇用」、「その他」がそれぞれ1社協となっている。

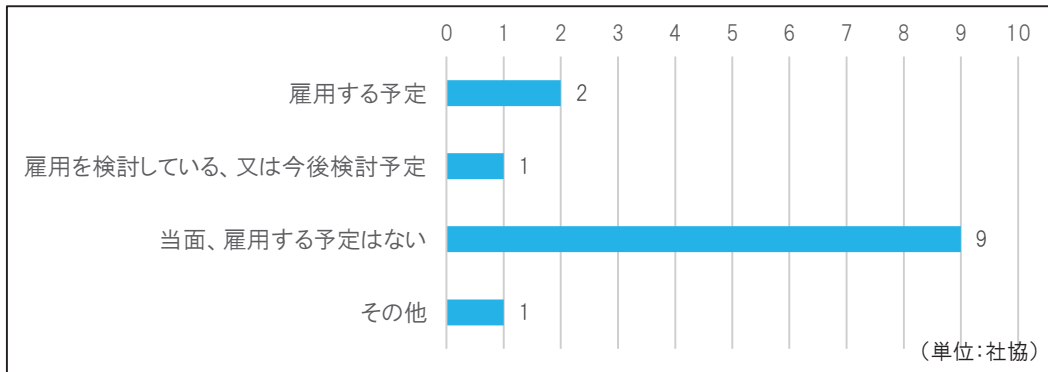


### 【その他の内容】

・個別に声かけ

## 11 法人後見支援員雇用に関する意向

- 法人後見支援員を雇用していない14社協における今後の雇用の意向として、「雇用する予定」が2社協、「雇用を検討している、又は今後検討予定」が1社協、「当面、雇用する予定はない」が9社協、「その他」が1社協となっている。

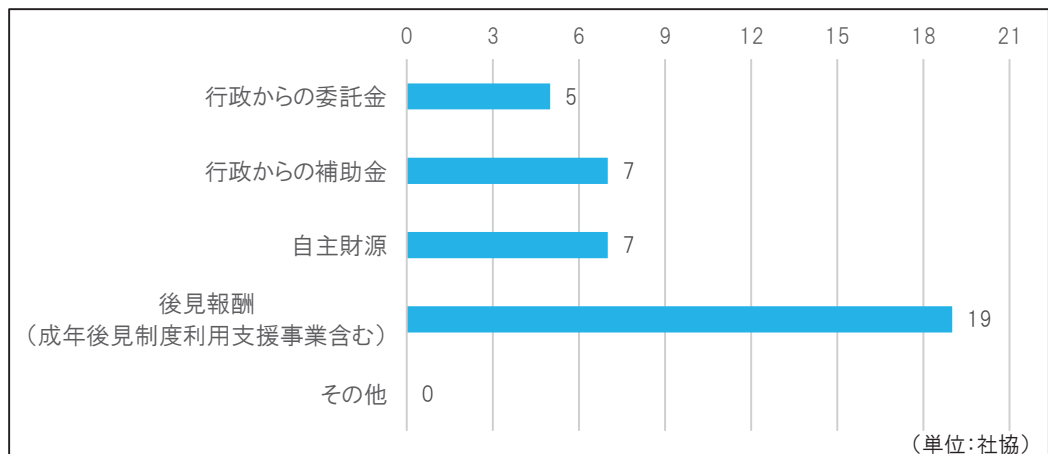


### 【その他の内容】

- ・養成研修を開催

## 12 法人後見事業の財源（複数回答）

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、活動財源として「後見報酬(成年後見制度利用支援事業含む)」が19社協と最も多く、次いで「行政からの補助金」「自主財源」がそれぞれ7社協、「行政からの委託金」が5社協の順となっている。



## 13 法人後見事業推進上の課題等

法人後見事業の実施体制を整備している21社協における法人後見事業推進上の課題は下記のとおり。

<b>(1) 職員体制、財源確保(事業運営)に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 後見報酬だけで安定した事業運営を図れるようにしていくことは法人後見事業推進上の課題である。</li> <li>➤ 当初の受け入れ人数の上限が達している中で、支援に時間を要し対応に苦慮するケースも増えている。今後委託事業として予算も含めどのように受けていくか。</li> <li>➤ 専門的知識を有する人材の育成、雇用。</li> <li>➤ 権利擁護担当職員雇用のための財源の確保。</li> <li>➤ 法人後見事業に関わる職員の人件費確保。</li> <li>➤ 担当者が変更になっても万が一の事態に対応できるよう、統一した書式(フローチャートなど)を活用していきたいと考えている。</li> <li>➤ 異動に伴う職員の研修体制。</li> <li>➤ 複数の事業を兼務で行っている。社会福祉士の受任養成研修を受けられるような体制がとれると良い。</li> <li>➤ 他の業務と兼務で事業を行っているため、受任する件数に限りがあること。</li> <li>➤ 短期的、長期的な目標を設定し終末期の選択や死後事務についても、人生会議ノートを活用し先んじて支援をしていきたいが、兼務により個別支援にかけられる時間を設定することが困難なこともあり後手に回ることがある。</li> <li>➤ どの分野も人材不足が課題な中で、本事業も同様である。それ程頻回に受任が無い中で、職員育成という観点も課題。</li> <li>➤ 他業務と兼務であり、実際に業務を行う職員が少ないため、緊急対応等が入ると対応が非常に厳しい。</li> </ul>
<b>(2) 法人後見支援員の育成、活躍支援に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法人後見支援員導入にあたり、適したケースの見極めと活動内容について検討している。</li> <li>➤ 受任体制(人員体制)の強化のため後見補助員の活用を始めましたが、現在実働できていません。今後日常生活自立支援事業の生活支援員からの任用を想定していますが、支援員自体が不足しているため進みません。</li> <li>➤ 法人後見支援員から市民後見人への移行や、市民後見団体の設立など話題に出たことはあるが、実現に至っていない。</li> <li>➤ 今後法人で受けているケースを市民後見の活用(リレー方式)に向けてどう体制整備していくか。</li> <li>➤ 法人後見支援員の確保。</li> <li>➤ 在宅生活で困難な事例も多く、後見支援員の活用に検討を要しながら、進まない状況。</li> </ul>
<b>(3) 受任ケースに関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受任後に法的課題に直面する場合があります、その都度顧問弁護士等に相談しながら進めている。</li> <li>➤ 受任段階で意思決定ができないケース、また事業の性質上親族関係がつかみづらいケースを受任することがほとんどであり、死後事務に難渋するケースが多い。</li> <li>➤ 死後事務等について課題になると考えております。</li> <li>➤ 受任しているケースのほとんどが、単身世帯、または頼れる身寄りがおらず、後見人等が亡くなったあとの対応についての課題がある。</li> <li>➤ 相続人不明で受任終了後も引き渡しができないケースがあること。</li> <li>➤ 受任しているケースでは、成年後見制度利用支援事業の該当にならず報酬面で苦慮している。</li> <li>➤ 受任しているケースのほとんどが、単身世帯、または頼れる身寄りがおらず、後見人等が亡くなったあとの対応についての課題がある。</li> <li>➤ 相続人不明で受任終了後も引き渡しができないケースがあること。</li> </ul>
<b>(4) その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法人後見事業を行っている県内の社協等との情報交換や実務的な研修会を開催していただくと有難い。</li> </ul>



## 14 法人後見事業の実施に向けた課題及び解決に向けた取組

法人後見事業の実施体制が整備されていない9社協において、法人後見事業実施に向けた課題と課題解決に向けて必要と感じている取組は下記のとおり。

(1)課題
➤ 担当職員の配置と財源確保が難しい。
➤ 財源(市からの助成や補助金等の見込みは現時点ではない)。
➤ 社協内の職員体制。
➤ 村の現状として必要性を感じているが、社協の人員体制が整っていないため、法人後見事業への推進が図れない。
➤ 財源が厳しく、限られた職員で業務を行っているので人件費の確保が課題。
➤ 専門職員の確保等。
➤ 法人後見事業の必要性は感じているが、立ち上げに向けての体制や準備が整っていない。
➤ 人的・予算的に取組みができるかが課題です。普及活動も不十分でニーズも把握できていない。
➤ そもそも申込者がいません。
(2)課題解決に向けて必要と考えられる取組
➤ 市の協力が不可欠と考え協議を始める予定である。
➤ 財源を含めた市への働きかけ。
➤ 実施に向けた職員体制の整備。
➤ 専門性のある者の職員募集をおこなうとともに、1人の職員で取り組むのではなく、課内もしくは社協全体で組織的に取り組んでいく必要があると考える。
➤ 行政からの業務委託による財源確保。
➤ 行政との意見調整。
➤ 行政への働きかけ、予算の確保。立ち上げる際には支援が必要。
➤ 行政との交渉。普及活動やニーズの把握。

---

---

V

NPO 法人等における法人後見事業  
に関する実態調査の結果

---

---

## NPO法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果

### 【調査概要】

目 的	社会福祉協議会以外の法人(NPO法人等)における法人後見事業への取組み状況の把握
対 象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有するNPO等の法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、行政書士法人は除く。)
調査時期	令和6年5月1日から5月31日
調査時点	令和6年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	14
回収数	13

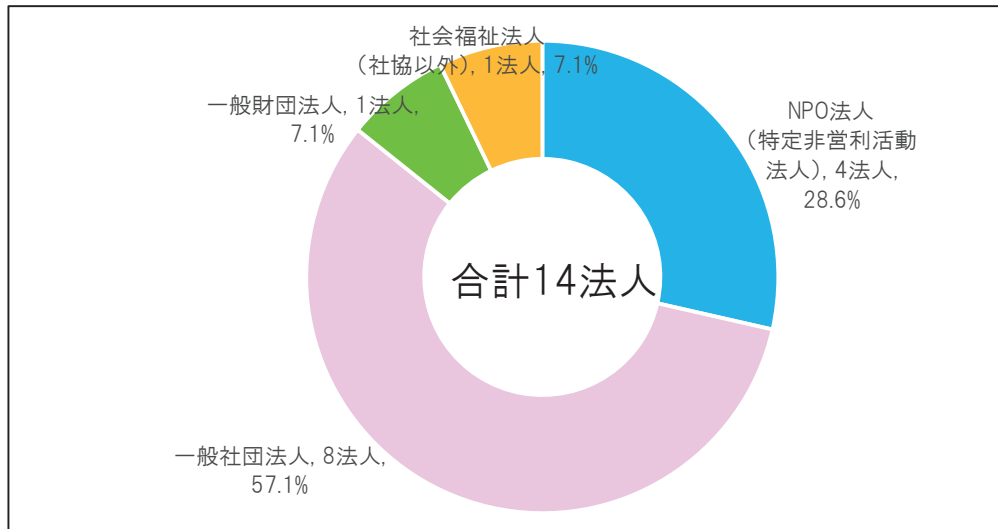
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

※ 「1 法人基本情報」のデータ中、今年度調査に無回答だった1法人においては昨年度調査の回答内容を引用している。

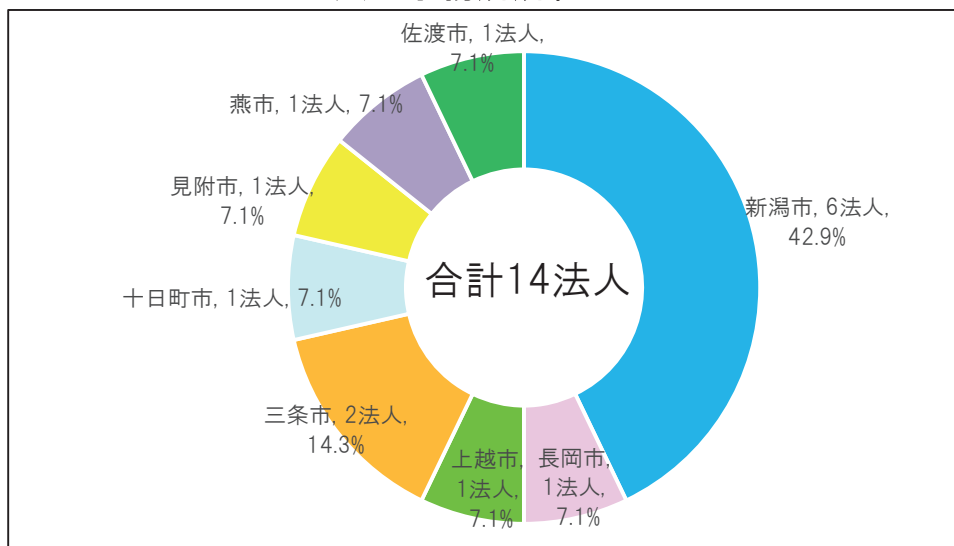
# 1 法人基本情報

- 法人格(種類)は、「一般社団法人」が8法人と一番多く、次いで「NPO法人(特定非営利活動法人)」4法人、「一般財団法人」及び「社会福祉法人(社協以外)」がそれぞれ1法人となっている。
- 法人事務所所在地は、「新潟市」が6法人と一番多く、次いで「三条市」2法人、「長岡市」、「上越市」、「十日町市」、「見附市」、「燕市」、「佐渡市」がそれぞれ1法人となっている。
- 2017年にはじめてNPO法人等が法人成年後見人等名簿へ登録されて以降、2024年にはその数が14法人まで増えている。

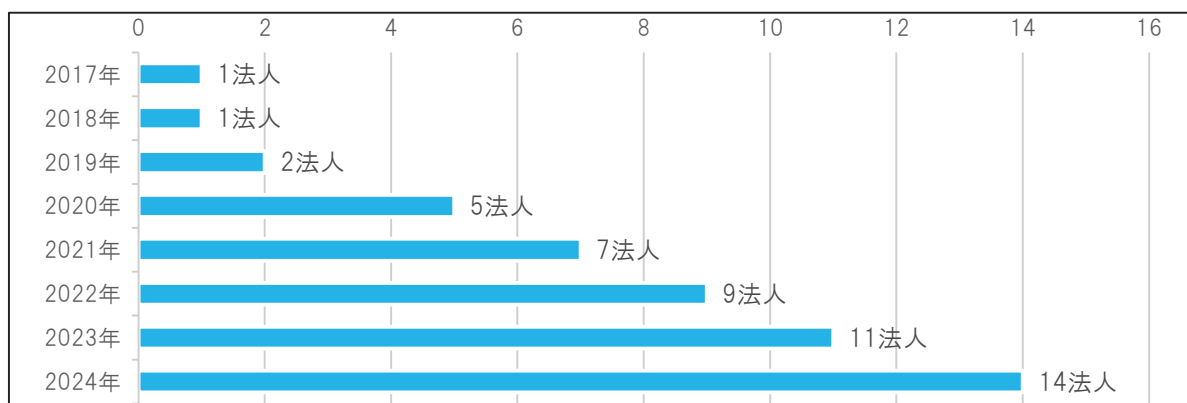
## 《法人格(種類)》



## 《法人事務所所在地》



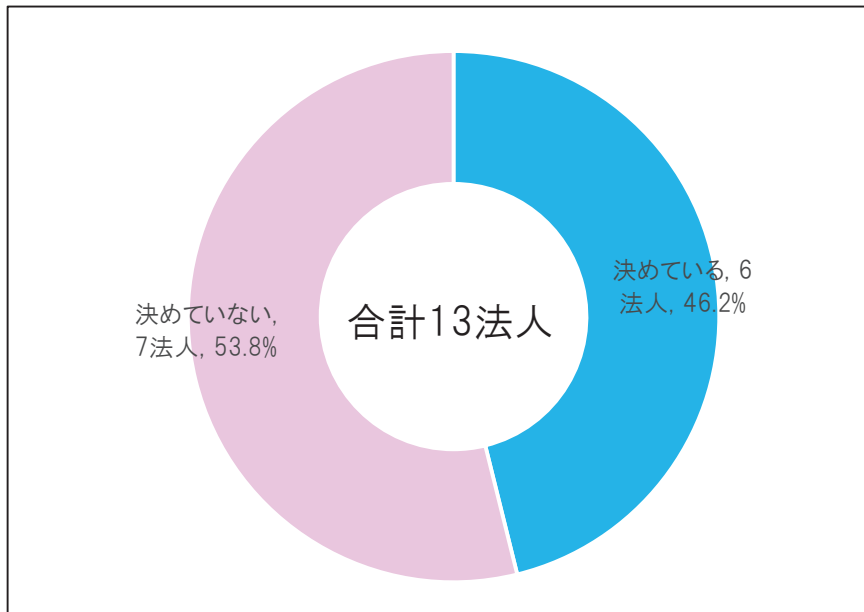
## 《法人成年後見人等名簿登録団体数の推移》



## 2 法人後見受任要件の設定

【N=14、n=13】

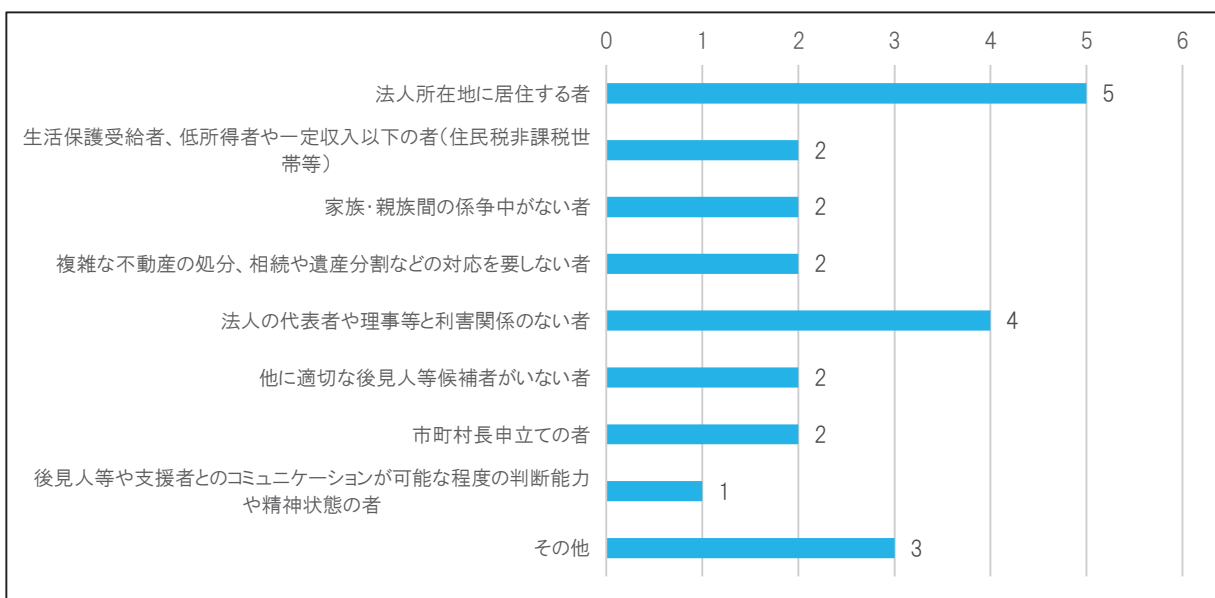
➤ 法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」法人が6法人、「決めていない」法人が7法人。



## 3 法人後見受任要件の内容(複数回答)

【N=6、n=6】

➤ 法人後見受任要件をあらかじめ決めている6法人において、設定している受任要件として、「法人所在地に居住する者」5法人、「法人の代表者や理事等と利害関係のない者」4法人となっている。



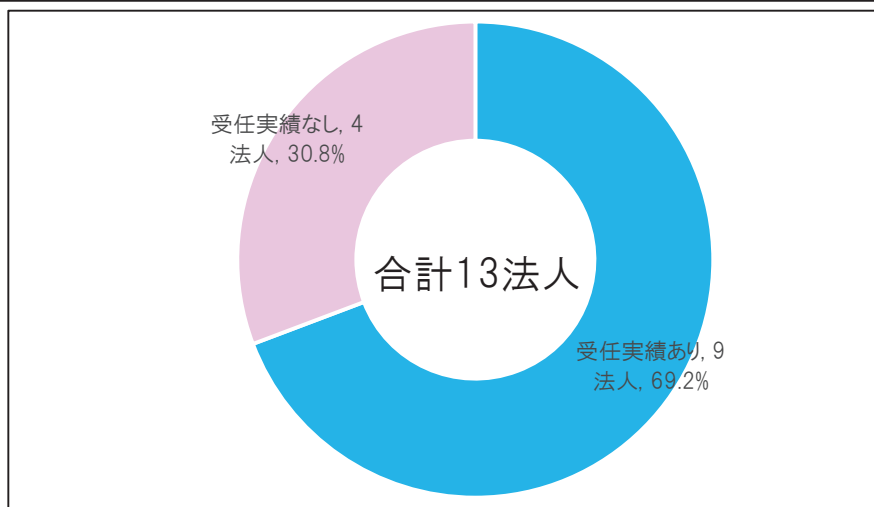
### ＜その他の内容＞

- ・対象地域を新潟県内としているが、ご本人に不利益にならない範囲
- ・内部規定による
- ・知的・身体・精神障害者であって意思決定が困難な方

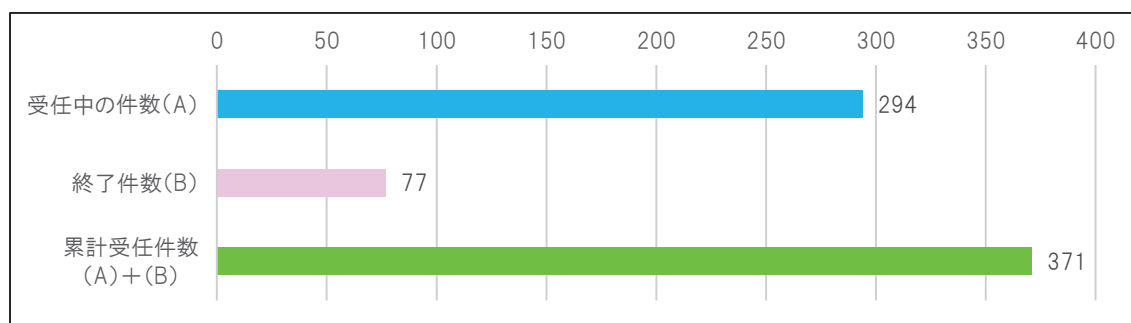
#### 4 法人後見受任の状況

【N=14、n=13】

- これまで1件以上の受任実績がある法人が9法人、受任実績のない法人が4法人となっている。
- 受任実績のある9法人において、これまでに合計371件を受任している。そのうち、既に終了しているものが77件あり、現時点での受任件数は294件となっている。



#### 《法人別累計受任件数》



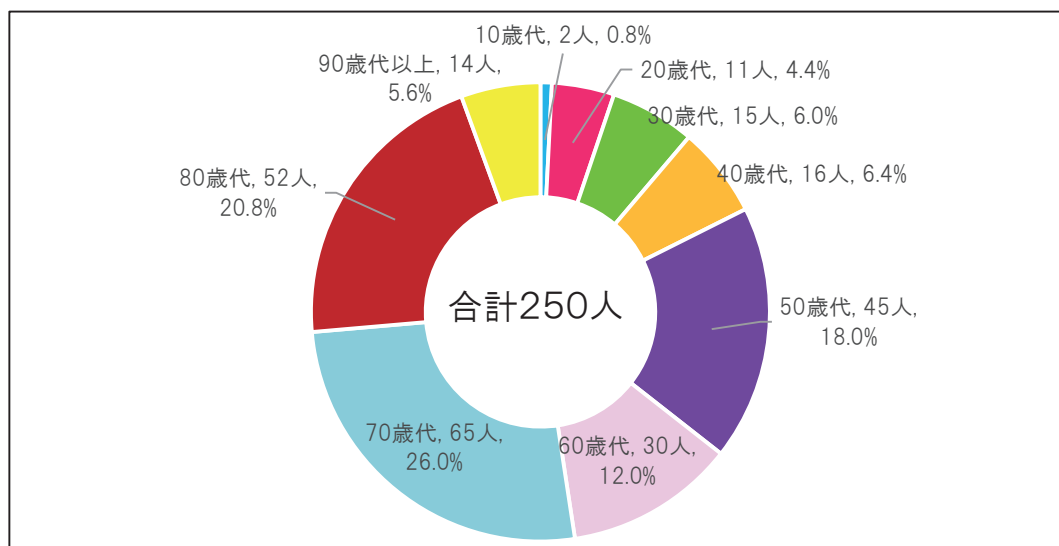
#### 5 受任中のケース概要

【N=14、n=12】

※ 13法人合計294件の受任中件数のうち、1法人44件の状況については無回答だったため、以下(1)～(9)については12法人合計250件の内訳を示している。

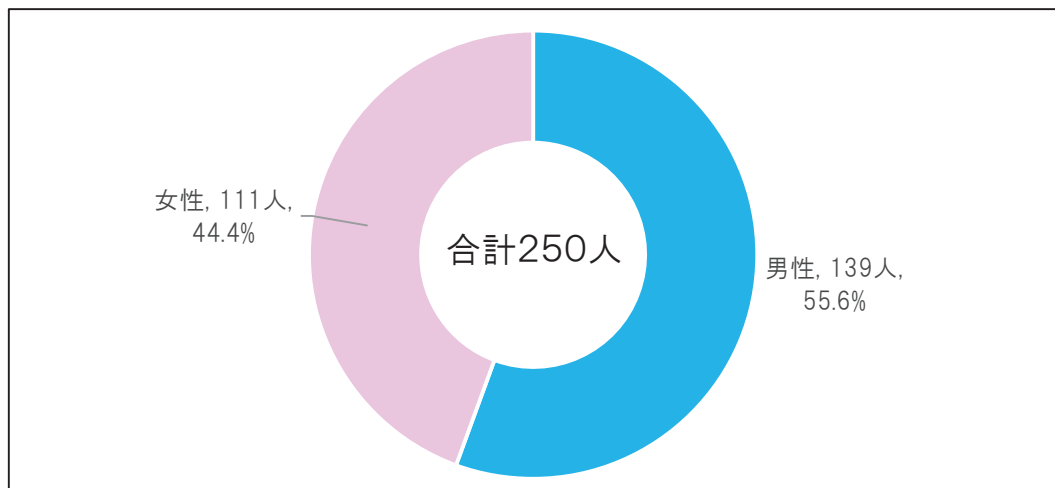
##### (1)年代

- 「70歳代」が65人(26.0%)と最も多く、次いで「80歳代」が52人(20.8%)、「50歳代」が45人(18.0%)と続いている。



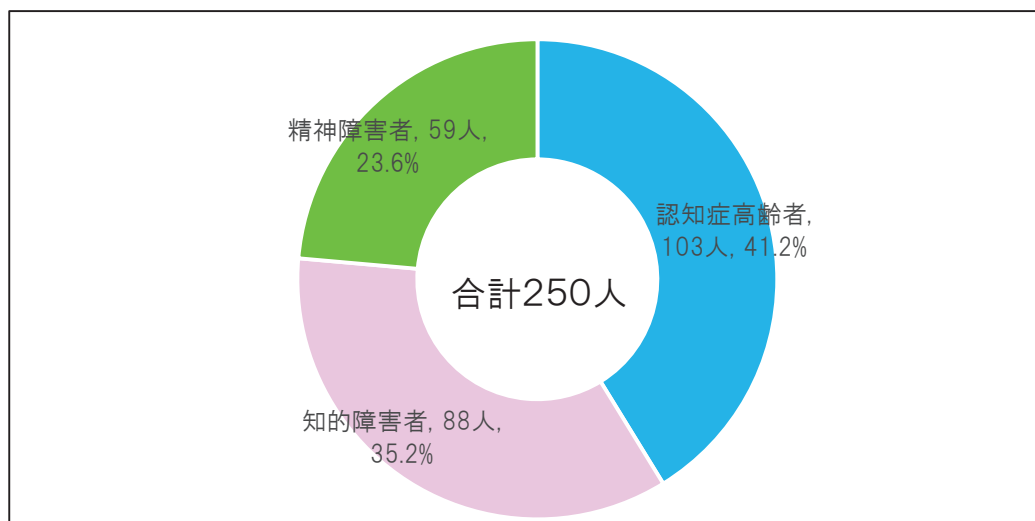
## (2)性別

➤ 「男性」が139人(55.6%)、「女性」が111人(44.4%)となっている。



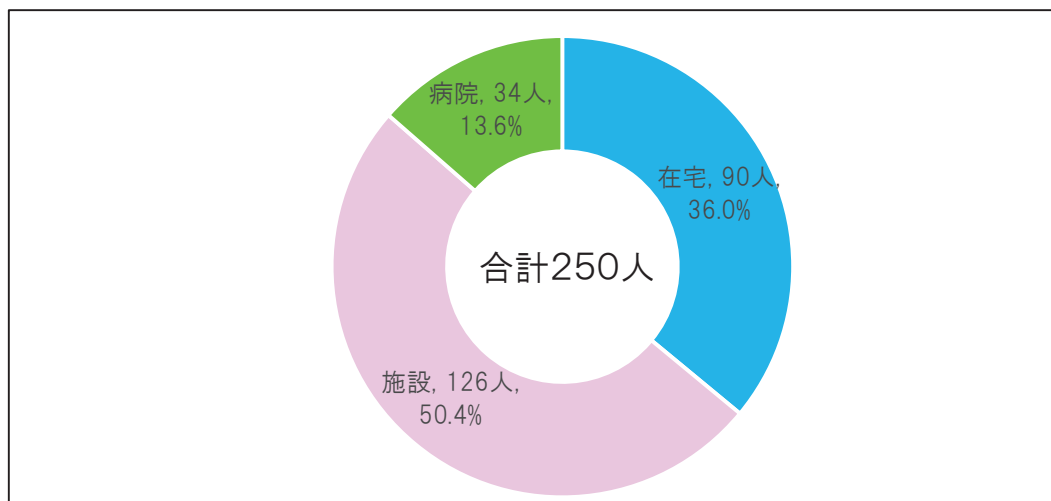
## (3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が103人(41.2%)と最も多く、次いで「知的障害者」88人(35.2%)、「精神障害者」59人(23.6%)となっている。



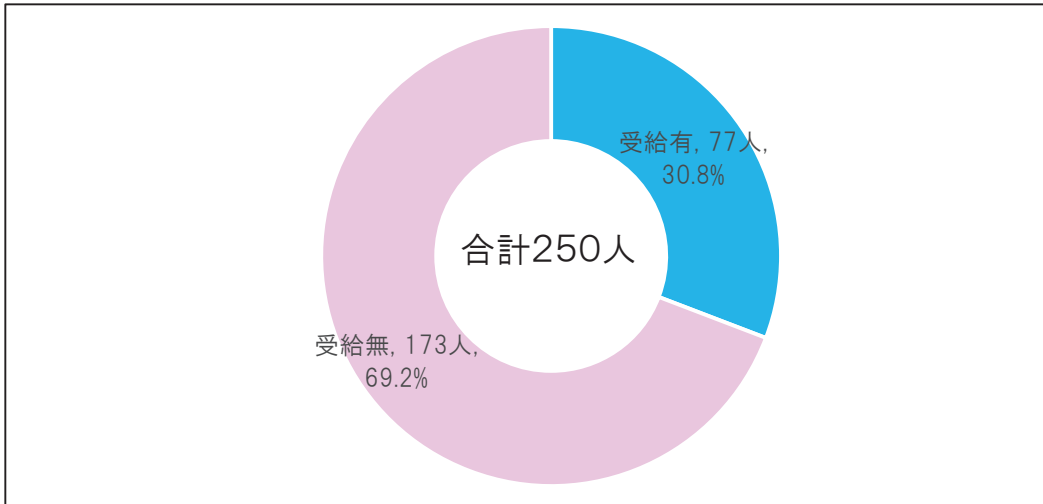
## (4)居所

➤ 「施設」が126人(50.4%)と最も多く、次いで「在宅」90人(36.0%)、「病院」34人(13.6%)となっている。



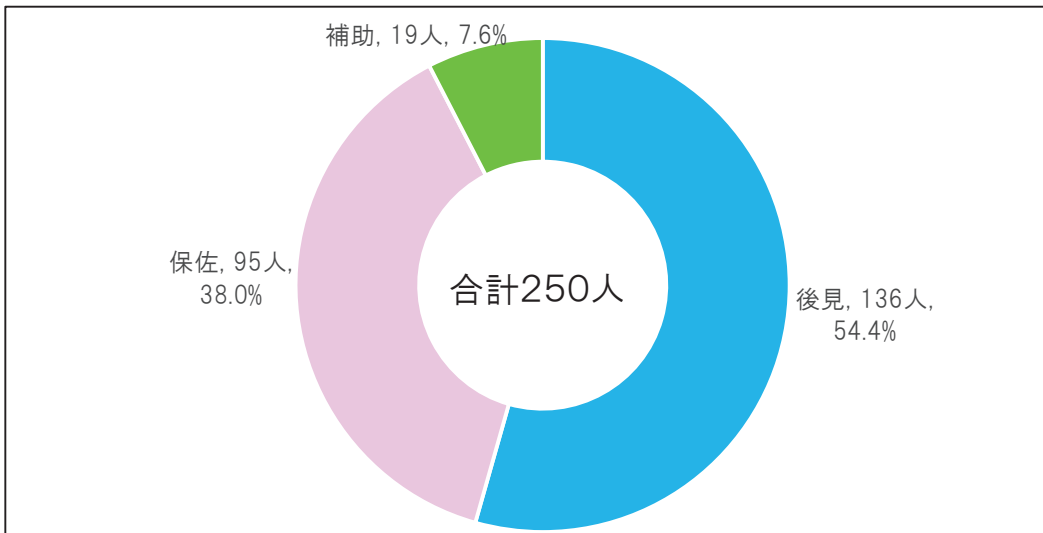
### (5)生活保護受給有無

➤ 生活保護の「受給有」が77人(30.8%)、「受給無」が173人(69.2%)となっている。



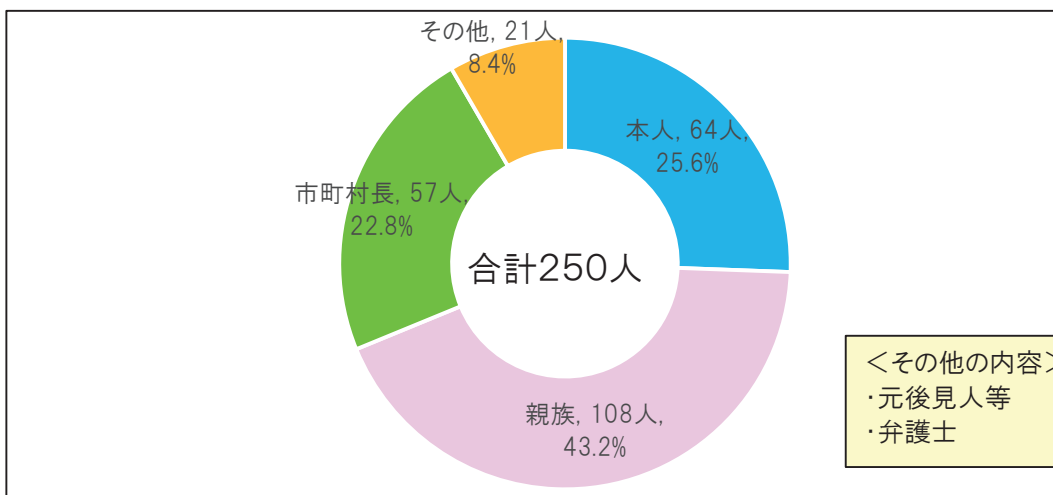
### (6)後見等類型

➤ 「後見」が136人(54.4%)と最も多く、次いで「保佐」95人(38.0%)、「補助」19人(7.6%)となっている。



### (7)申立人

➤ 「親族」が108人(43.2%)と最も多く、次いで「本人」64人(25.6%)、「市町村長」57人(22.8%)、「その他」21人(8.4%)の順となっている。

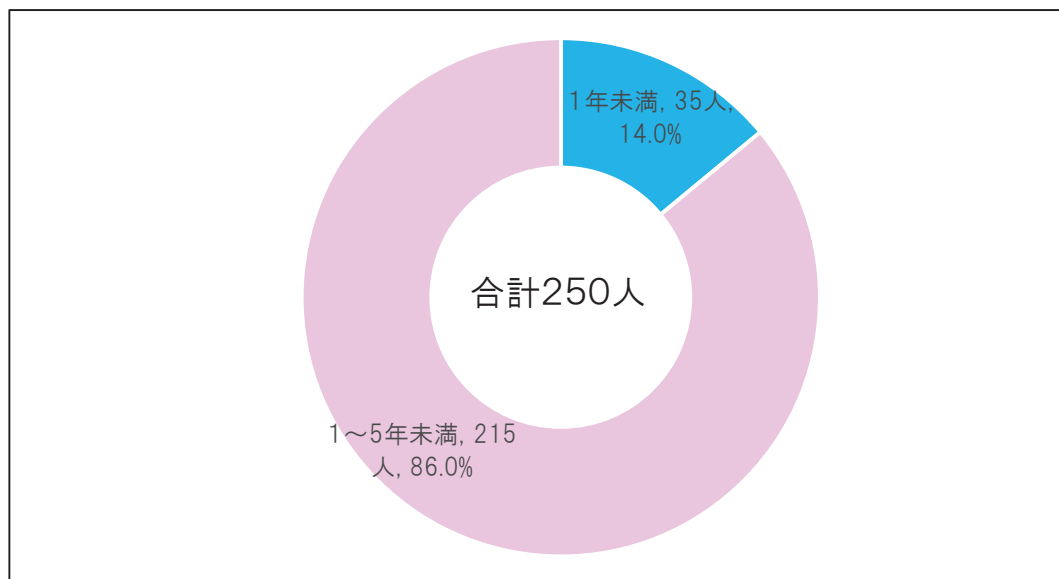


＜その他の内容＞  
・元後見人等  
・弁護士



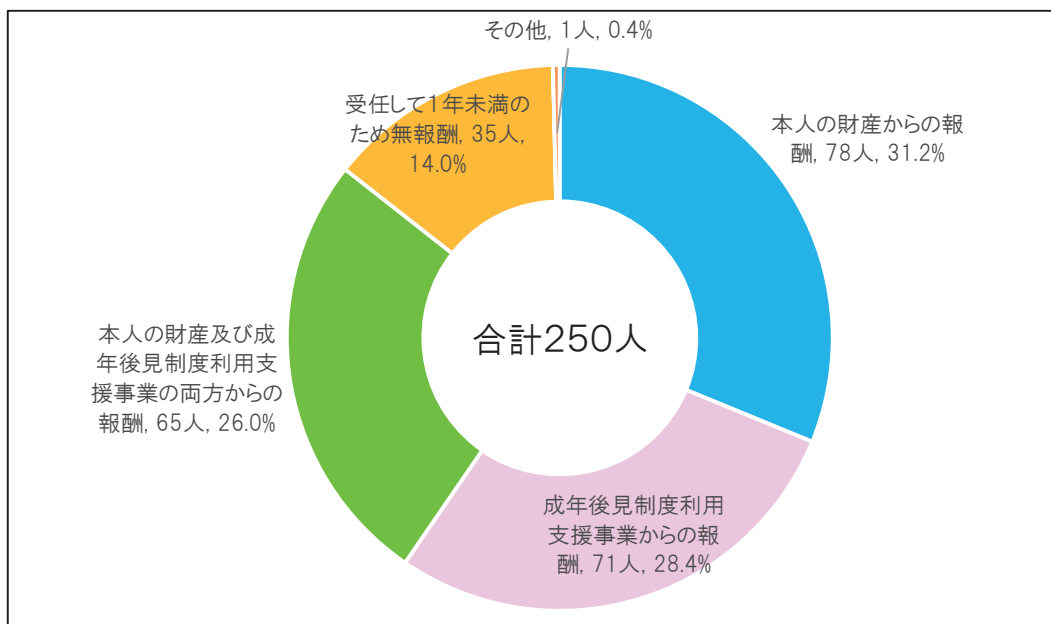
### (8)受任期間

➤ 「1～5年未満」が215人(86.0%)、「1年未満」が35人(14.0%)となっている。



### (9)報酬状況

➤ 「本人の財産からの報酬」が78人(31.2%)と最も多く、次いで「成年後見制度利用支援事業からの報酬」71人(28.4%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」65人(26.0%)、「受任して1年未満のため無報酬」35人(14.0%)、「その他」1人(0.4%)の順となっている。



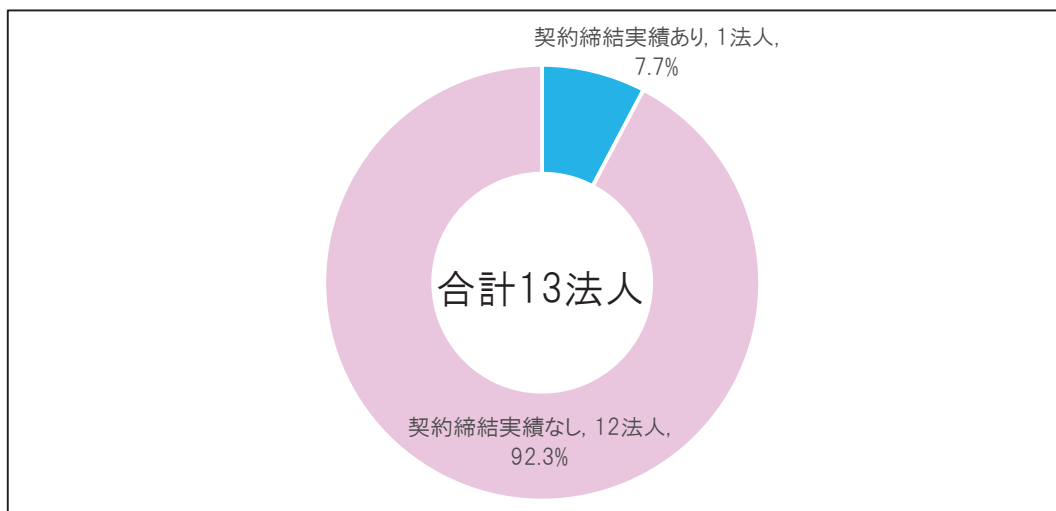
<その他の内容>

・成年後見利用支援事業でも不足

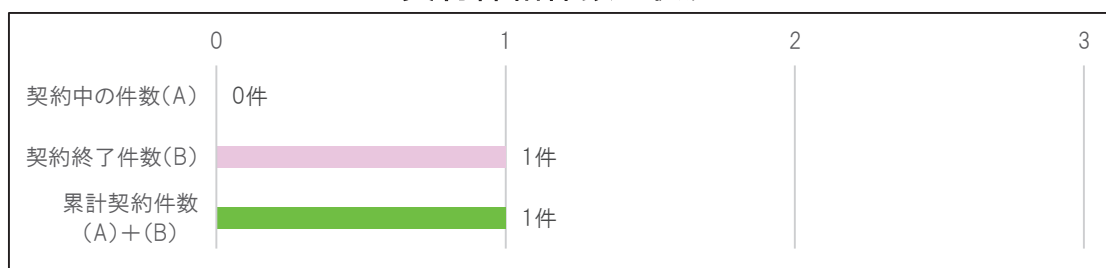
## 6 任意後見契約について

【N=14、n=13】

➤ 任意後見契約を締結したことのある法人は1法人。契約締結件数は1件(既に終了)。



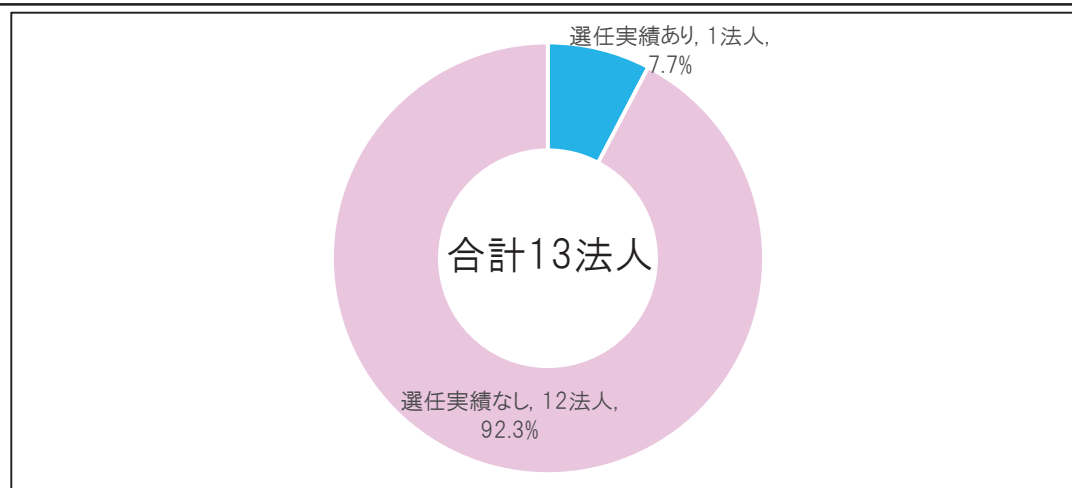
### 《契約締結件数の状況》



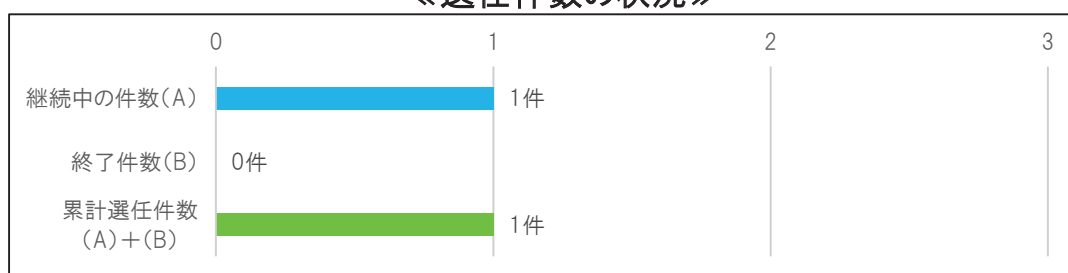
## 7 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

【N=14、n=13】

➤ 成年後見監督人等として選任されたことのある法人は1法人。選任件数は1件(継続中)。



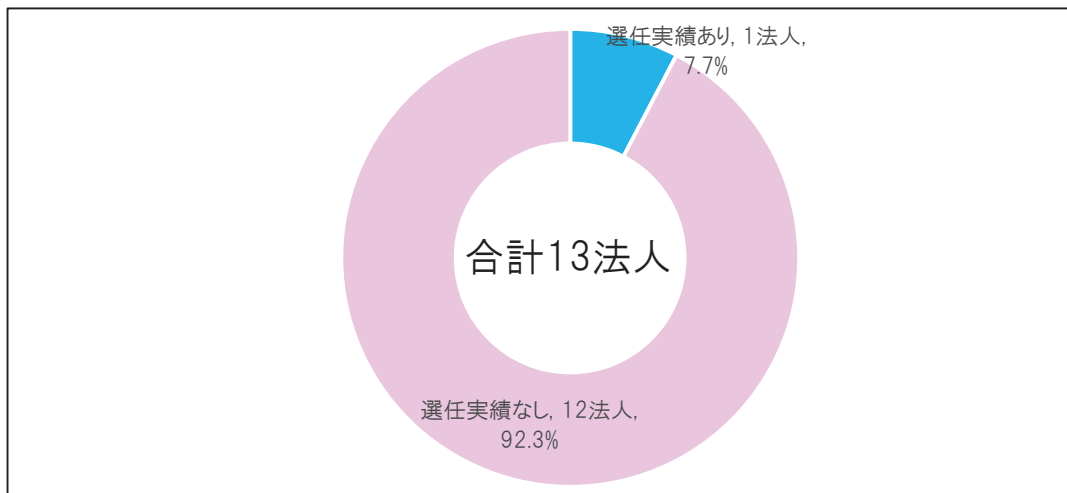
### 《選任件数の状況》



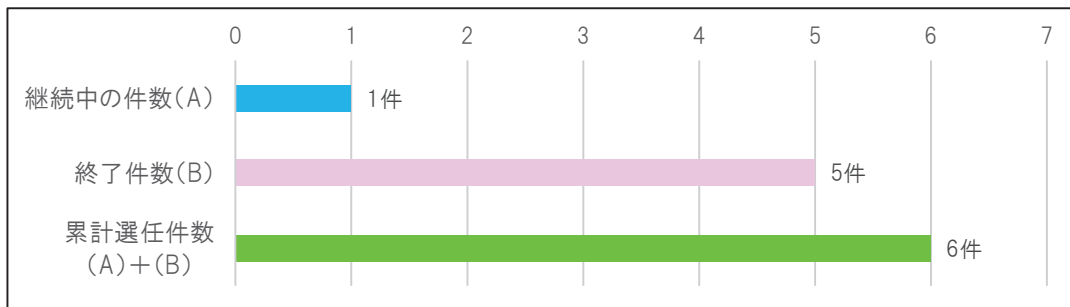
## 8 未成年後見人について

【N=14、n=13】

➤ 未成年後見人として選任されたことのある法人は1法人。選任件数は6件(継続中1件、終了5件)。



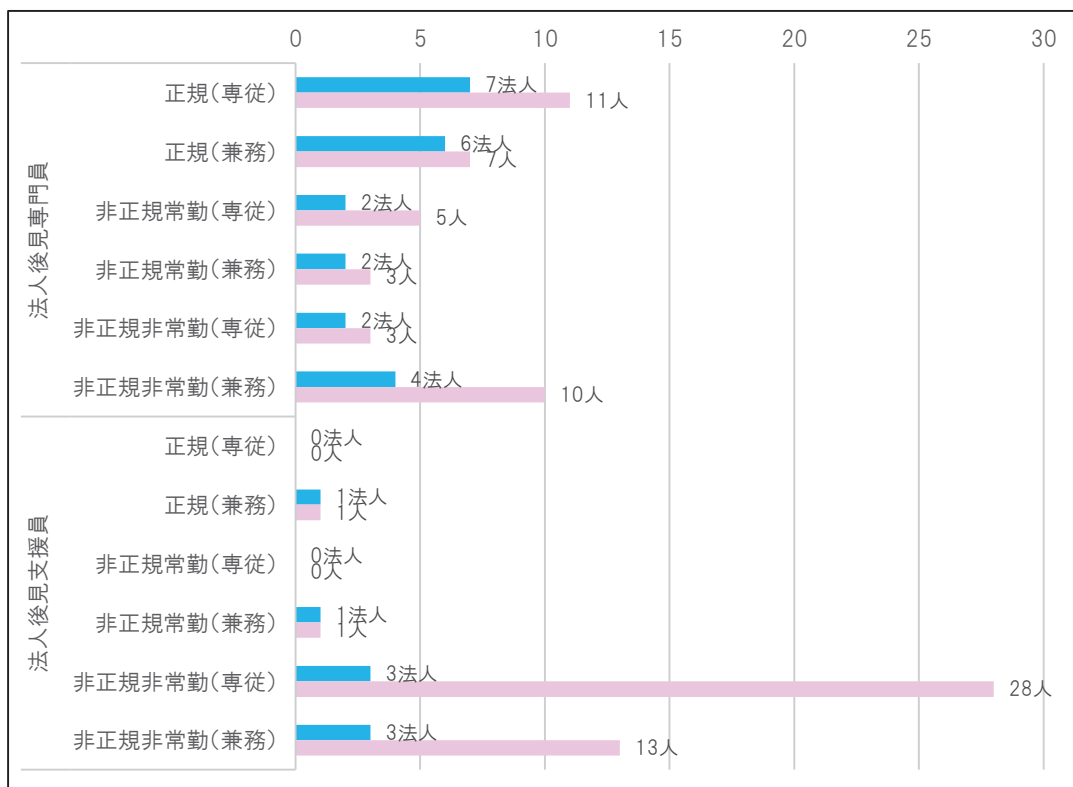
### 《選任件数の状況》



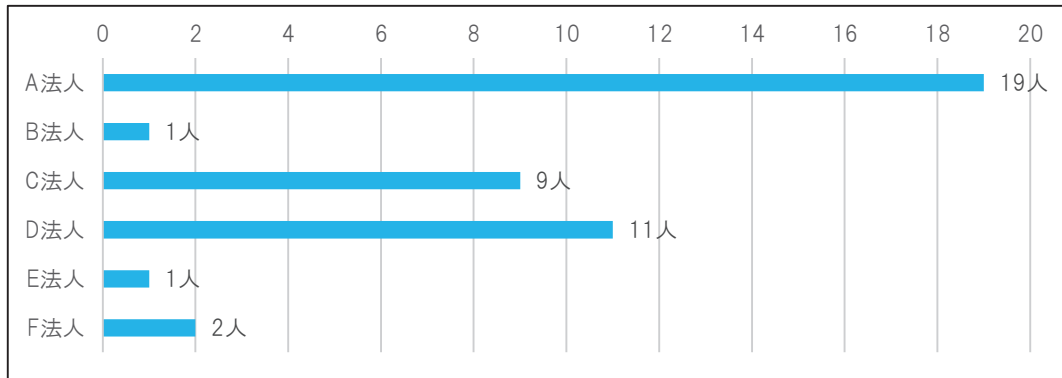
## 9 法人後見事業の職員体制

【N=14、n=13】

➤ 法人後見専門員は13法人で合計39名、法人後見支援員は合計43名。  
なお、法人後見支援員を雇用している法人は6法人。



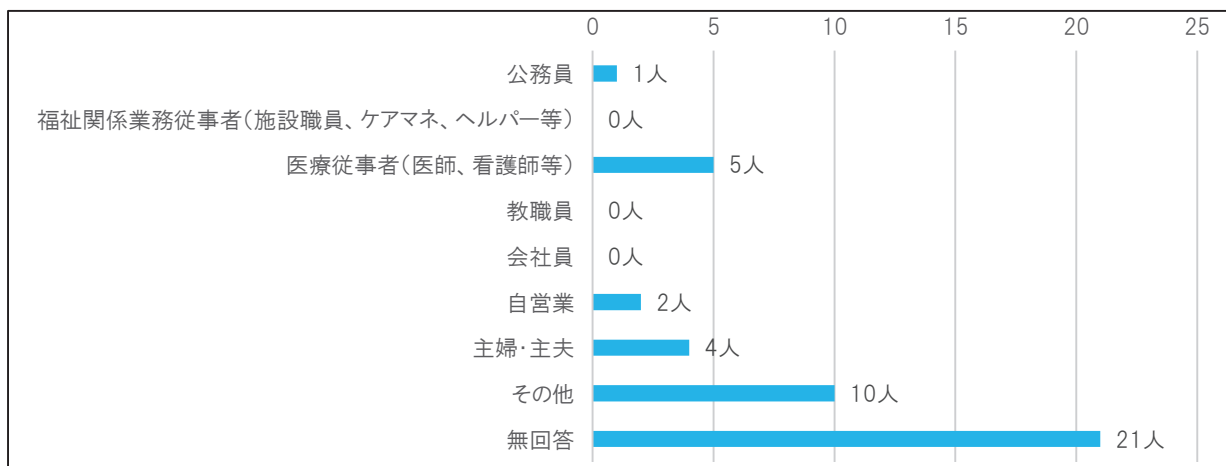
## 《法人別法人後見支援員数》



## 10 法人後見支援員の経歴

【N=6、n=3】

➤ 法人後見支援員43人の前職業(現在働いている方においては現職業)は、「その他」、「無回答」を除くと、多い順から「医療従事者」5人、「主婦・主夫」4人、「自営業」2人、「公務員」1人となっている。(3法人が無回答)



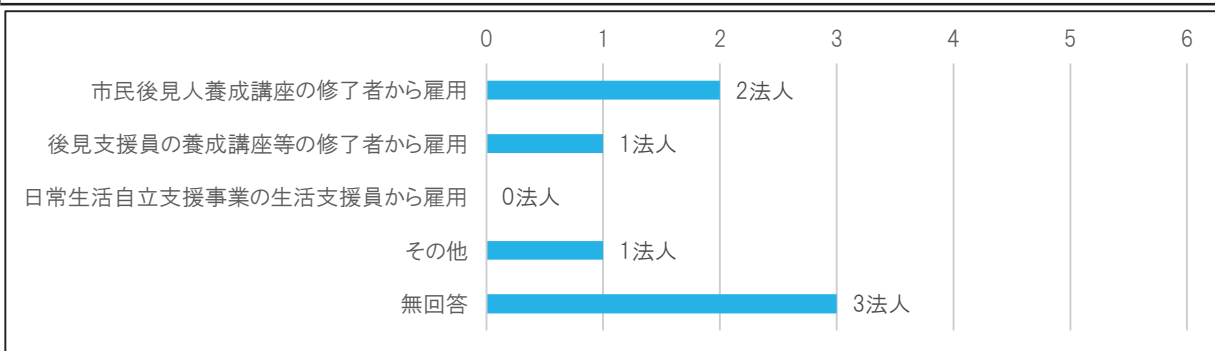
＜その他の内容＞

・市民後見人等養成研修修了者      ・福祉関係業務従事者(事務員)

## 11 法人後見支援員の養成方法(複数回答)

【N=6、n=3】

➤ 法人後見支援員を雇用している6法人において、「市民後見人養成講座の修了者から雇用」が2法人、「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」、「その他」がそれぞれ1法人となっている。(3法人が無回答)



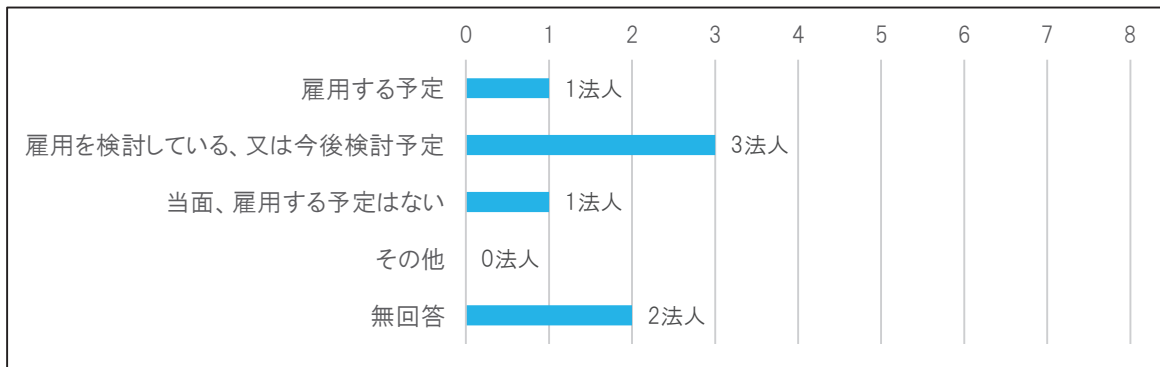
＜その他の内容＞

・法人内で実施した研修により

## 12 法人後見支援員雇用に関する意向

【N=7、n=5】

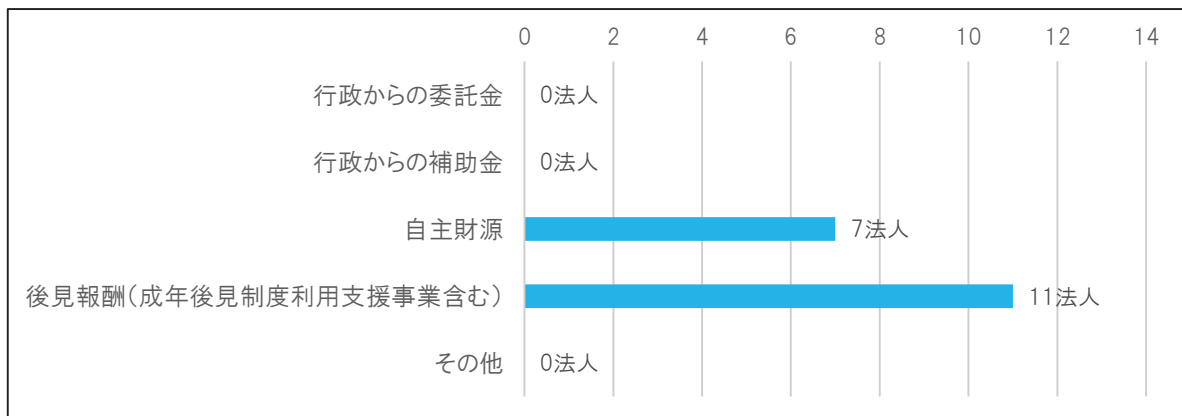
- 法人後見支援員を雇用していない7法人における今後の雇用の意向として、「雇用する予定」1法人、「雇用を検討している、又は今後検討予定」3法人、「当面、雇用する予定はない」1法人となっている。(2法人が無回答)



## 13 法人後見事業の財源（複数回答）

【N=14、n=13】

- 活動財源として「後見報酬(成年後見制度利用支援事業含む)」が11法人、「自主財源」が7法人となっている。



## 14 法人後見事業推進上の課題等

<p>➤ マイナンバーカードが保険証と一体になることは非常に迷惑な話である。</p>
<p>➤ 亡くなった被後見人から、特例の利用支援事業を利用したが、報酬が全額取れなかった。</p>
<p>➤ 制度の利用促進や取組の推進を旗印に、公的な機関の計画や目標などには「ネットワークの形成」だとか「多機関連携」などの文言が例年散見されるが、個別の支援会議などは別にして、地域のネットワークや連携の場(地域ケア会議や協議会、連絡会など)に加えてもらう機会は、現状では極めて乏しい(高齢者・障害者の支援機関として様々な地域課題に直面し、またそのことを伝えているにもかかわらず)。</p>
<p>➤ 市町村社協と異なり、利用者は複数の市町村域に存在する。また、課題が複数の行政地域にまたがる例もあるため、広域的に課題を検討・解決する場の創設が望ましい(少なくとも意見交換の場ぐらいはあってもいいのではないかと思う)。</p>
<p>➤ 専門職の中においてすら、「後見人等の役割」を正しく理解、認識できておらず、権限外の行為を求められたり、期待されることがしばしばある。その一方で、実務上必要なことへの反応や協力が今ひとつな場面もある(福祉サービスの利用に関することや日常生活支援に関すること等)。利用の促進や担い手の養成も大事ではあるが、まずは基本的な事柄の理解の促進を、行政やその委託を受ける機関には取り組んでもらいたい。</p>
<p>➤ 一支援機関として、行きがかり上臨時応急的な対応や、若干はみ出すこと(各種事実行為)に手を染めることはままあるが、いつしかそれが当たり前のこととされてしまいがちである。</p>
<p>➤ 選任される前と後で、関係者(特に行政)の態度が変わることが往々にしてある(「釣った魚に餌はやらない」状態)。</p>
<p>➤ 社協等のように助成金はないため、財源確保が大きな課題となっている。</p>
<p>➤ 後見を担える職員の雇用、また責任の範囲などについて課題が大きい。</p>
<p>➤ 職員を雇用したいが、職務を担える専門職が少ない。</p>
<p>➤ 広く市民に活動をPRしたいところであり、市刊行物への広告掲載を申請したところ、市から成年後見事業を市社会福祉協議会に業務委託しているため、掲載は許可できないとの裁定が下った。市刊行物の広告掲載を事実上、市社会福祉協議会が独占していることとなり、非常に不公正な状態になっている。福祉サービスを広く公知しなければならない立場の行政が、このような判断を下したことについて、誠に遺憾であると言わざるを得ない。</p>
<p>➤ 収入が一年後であるため、職員の積極的な採用や、初期投資が難しい点。</p>
<p>➤ 事務や経理の職員等を採用したいが採算が合わないことが課題。</p>
<p>➤ 事業を立ち上げる際の初期投資への補助金があるとより推進を図られるかと思う。</p>
<p>➤ 業務の明確化があいまいで、各団体や受任者の裁量にゆだねられる部分もある。後見活動にかかわる部分の情報化が現状に追いついていない。またシステム導入をしたくても、選択幅が少なく、これもこれからの分野だと思われる。</p>
<p>➤ 法人後見事業者間での研修や情報交換の場が少ないこと。</p>
<p>➤ 生活保護受給要件を満たさない(世帯収入が最低生活費を少し上回る)住民税非課税世帯の被後見人等を受任した場合、法人後見事業への影響が心配である。そういった世帯は成年後見制度利用支援事業の助成金対象要件もギリギリで“非該当”となることが多く、助成金は受け取れず本人の資産もなく、後見報酬を受領できないリスクがある。</p>

※具体の市町村名は削除して掲載



令和6年度成年後見制度に関する実態調査結果報告書

令和7年2月発行

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会



本調査は、赤い羽根共同募金を使って実施しました。